

H31-35 国営東京臨海広域防災公園
運営維持管理業務

別紙資料（案）

平成31年4月

国土交通省関東地方整備局

実施要項に関連する別紙・別紙(情報開示)・様式

【国営東京臨海広域防災公園】

分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙3	収益施設一覧	別紙 3
	別紙4	国営東京臨海広域防災公園運営維持管理基本方針	別紙 4
	別紙5	H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務 共通仕様書	別紙 12
	別紙6	H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)	別紙 43
	別紙7	H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務 個別仕様書(施設・設備維持管理)	別紙 61
	別紙8	H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)	別紙 68
	別紙9	H31-35国営東京臨海広域防災公園 収益施設等設置管理運営規定書	別紙 78
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 118
	別紙11	精算報告書	別紙 126
	別紙12	体験学習施設の入館者数	別紙 128
	別紙13	公園の利用に関するアンケート調査	別紙 129
	別紙14	イベント実績	別紙 131
	別紙15	広報・報道実績	別紙 166
	別紙16	ホームページアクセス件数	別紙 167
	別紙17	開園時間延伸状況	別紙 168
	別紙18	混雑時の状況	別紙 169
	別紙19	提供施設一覧	別紙 171
	別紙20	提供物品一覧	別紙 172
	別紙21	購入備品一覧	別紙 173
	別紙22	備品以外の残存物品一覧	別紙 174
	別紙23	危機管理対応実績・報告①<事故対応等>	別紙 175
	別紙24	危機管理対応実績・報告②<自然災害、火災>	別紙 180
	別紙25	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 181
	別紙26	統括責任者による外部会議への出席	別紙 185

分類	資料No	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙27	苦情、要望等対応処理	別紙 188
	別紙28	紙媒体(種類、発行部数)	別紙 189
	別紙29	記者投げ込み実績	別紙 190
	別紙30	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	別紙 192
	別紙31	巡視計画書	別紙 193
	別紙32	建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)	別紙 194
	別紙33	清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等	別紙 198
	別紙34	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙 200
	別紙35	農薬散布(位置、数量、時期、頻度等)	別紙 202
	別紙36	植物性廃棄物の取扱(発生・処理・活用量等)	別紙 203
	別紙37	収益施設、売り上げ等	別紙 204
	別紙38	自主事業、売り上げ等	別紙 206
	別紙39	ボランティア活動	別紙 212
その他	別紙40	業務評定	別紙 219
様式	様式1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 220
	様式1-2	企業の業務実績	別紙 221
	様式1-3	業務責任者の業務実績	別紙 222
	様式1-4	守秘性に関する要件	別紙 223
	様式1-5	業務実施体制	別紙 224
	様式1-6	実施方針	別紙 229
	様式1-7	再委託又は下請負の予定	別紙 231
	様式1-8	業務経験証明書	別紙 233
	様式1-9	収益施設運営実績書	別紙 234
	様式1-10	誓約書	別紙 238
	様式2-1	表紙(企画書)	別紙 244
	様式2-2-1~11	企画提案	別紙 245
	様式2-2-12	改善提案	別紙 256
	様式2-2-13	適合状況	別紙 257
	様式3	収益施設等運営計画書	別紙 260

主要公園施設一覧

名称	面積(m ²)	主要施設
園地	60,890	多目的広場、エントランス広場、草地広場(国営分)、噴水、ヘリポート1箇所、駐機場7箇所
本部棟	6,110	体験学習施設、物販施設、屋上庭園

※なお、中央防災会議の被災想定の見直し等に伴い、体験学習施設の展示内容を更新する
必要が生じた場合、工事等により本部棟内の施設が一時使用できなくなることもある。

※本部棟の面積は建築面積

主要建築物一覧

名称	面積(m ²)	主要施設
本部棟 (公園施設)	354.00	防災体験ゾーン(エレベーターホール)1階
	256.20	防災体験ゾーン(避難場所・避難所)1階
	553.60	防災体験ゾーン(再現被災市街地)1階
	178.90	エントランスホール 1階
	179.90	公園事務室 1階
	99.60	防災学習ゾーン(首都直下地震特設コーナー)2階
	307.70	防災学習ゾーン(災害とくらしの学習コーナー、PCコーナー、自助体験コーナー)2階
	66.22	防災学習ゾーン(映像ホール)2階
	63.91	防災学習ゾーン(レクチャールーム1)2階
	66.22	防災学習ゾーン(レクチャールーム2)2階
	78.32	防災学習ゾーン(レクチャールーム3)2階
	1989.00	屋上庭園

収益施設一覧

公園施設の名称			許可面積(予定)(㎡)
自動販売機	①	がん研有明病院門扉東側	1.04
	②	本部棟東側水飲み脇	1.40
バーベキューガーデン			51.83
飲食・物販施設			20.51

国営東京臨海広域防災公園 運営維持管理基本方針

平成31年4月

目 次

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 公園建設の基本理念及び基本方針	1
1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ	2
1. 4 運営維持管理基本方針の対象	2
2. 運営維持管理の基本方針	3
2. 1 国営東京臨海広域防災公園の公園づくりの基本理念	3
2. 2 今後の運営維持管理の基本方針	3

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 公園建設の基本理念及び基本方針

東京臨海広域防災公園は、都市再生プロジェクト（平成13年5月8日閣議決定）の一環として、平成16年1月に決定された『東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画』に基づき、江東区有明2丁目及び3丁目（有明の丘地区）において整備した総面積13.2ha（国営公園6.7ha、都立公園6.5ha）の広域防災公園である。

また、川崎市東扇島地区には発災時における物流のコントロールセンターが平成20年4月に整備され、両地区で機能を分担しつつ連携して大規模災害に対処する事としている。

【国営東京臨海広域防災公園建設の基本理念】

東京臨海広域防災公園は、首都圏で大規模な地震災害等が発生したときに公園全体が広域的な指令機能を受け持つヘッドクォーターとなり、平常時には防災に関する学習・訓練・情報発信などの拠点として機能する基幹的な広域防災拠点である。

事業化にあたり、わが国初の国営防災公園事業「国営東京臨海広域防災公園」として、都立公園と一体的に整備を行った。

国営東京臨海広域防災公園のこれまでの主な経緯

年 月 日	項 目
平成13年 6月	都市再生プロジェクト第一次決定
平成14年 7月	第5回首都圏広域防災拠点整備協議会 具体的な整備箇所及び整備手法（都市公園事業）を決定
平成14年12月	事業化
平成15年11月	都市計画決定
平成16年 2月	都市計画事業承認
平成20年 6月	基幹的広域防災拠点機能の一部供用開始
平成22年 7月	国営東京臨海広域防災公園全面開園

【国営東京臨海広域防災公園建設の基本方針】

1. 基本的事項

- 1) 発災時には首都圏広域防災のヘッドクォーターである有明の丘地区の中核施設として、また、平常時には防災に関する体験・学習・情報発信の拠点として、
 - ・ 災害に即応できる国及び各自治体等の合同現地対策本部用施設
 - ・ 災害に対応できる知・技・心の習得の場としての屋内体験施設の整備を行い、体験、情報発信、防災施設の機能を果たす。

- 2) 平常時においては各種防災訓練等の場や来園者の憩いの場として、また、発災時には支援部隊等のベースキャンプや災害時医療支援等の場として活用できるよう園地の整備を行う。
- 3) 高齢化・福祉社会への対応並びに発災時のスムーズな活動を支援することを目的としてバリアフリーに対応した整備を行う。
- 4) 公園施設については都市公園法に準拠する。

1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営東京臨海広域防災公園は、東京都江東区有明2丁目及び3丁目（有明の丘地区）に位置する総面積6.7ha（都立公園6.5haと合わせると13.2ha）の公園であり、平成29年度は約31万人が来館している。

国営東京臨海広域防災公園では、都市再生プロジェクト第一次決定及び平成21年に公表した「整備プログラム」に基づき整備を行い、平成22年7月に全面開園した後、平成25年3月（平成29年3月改定）に公表した「管理運営プログラム」に基づき、現在まで維持管理を行っているところである。

一方、「公共サービス改革基本方針（H30.7.10閣議決定）」に基づき、平成31年度からの維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価による競争入札を行うこととなり、事業者に対し、維持管理業務にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景を踏まえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、わが国初の国営防災公園である国営東京臨海広域防災公園が、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものである。

1. 4 運営維持管理基本方針の対象

基本方針は、既に供用している全園を対象としたものである。

2. 運営維持管理の基本方針

2. 1 国営東京臨海広域防災公園の公園づくりの基本理念

国営東京臨海広域防災公園では、これまで、上述した基本理念・基本方針に基づく公園づくりを進めてきた。今後は、社会情勢の変化などを背景として運営維持管理を進めていくこととなるが、基本理念・基本方針については共通した考え方として今後4年間も継承していく。

2. 2 今後の運営維持管理の基本方針

国営東京臨海広域防災公園は、わが国初の基幹的広域防災拠点である国営公園としての設置趣旨を踏まえ、常に災害発生時に万全の備えを行いつつ、臨海副都心の立地等を活かしてできるだけ多くの方に利用していただけるような公園となることが求められている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、より一層、平時から災害に対する備えを充実させるとともに、関係機関による防災に関する各種訓練の場の提供、防災教育、情報発信等により国民の防災力向上を推進していく必要がある。

そのため、今後の国営東京臨海広域防災公園における運営維持管理の基本的な方針として、以下に示す3つの基本方針を設定した。

基本方針 1) 基幹的広域防災拠点としての機能を確保する。

- ・ 地震災害等の発生時に各機関が円滑な災害対策活動が行えるよう、関係機関との綿密な連携調整を行います。
- ・ 各種防災訓練の場として、積極的に活用して頂けるよう連絡調整を行います。

【これまでの主な実績】

- ・ 関東各地の災害派遣医療チーム（DMAT）の集結、自衛隊機による静岡までの移送を目的とした連携訓練の実施
- ・ 東京消防庁他 9 県消防隊による消防ヘリ空中消火装置への消火用水補給を目的とした訓練及び緊急消防援助隊による大規模災害を想定した野営訓練の実施
- ・ 災害発生時の機器操作の技能向上を目的とした防災に関わる電気通信機器操作訓練
- ・ 内閣府による緊急現地対策本部設置を目的としたロールプレイング訓練を実施



【政府総合防災訓練】



【緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練】



【政府総合図上訓練】



【国交省関東地整災害対策車両操作訓練】

基本方針2) 国民の防災力向上を見据えた施設運営を充実させる。

- ・ 防災体験学習施設を中心に、提供するプログラムの充実を図ります。
- ・ 防災に関する各種イベントを充実させ、利用者増を図ります。
- ・ 防災体験学習施設としての更なる活用促進のため、関係機関等との連携を図り、防災学習効果の向上を図ります。

【これまでの主な実績】

- ・ 家族連れ、企業研修、小・中・高校の社会科見学等で利用されており、首都直下地震の発災から避難までの流れを体験する施設の案内、サポートを実施
- ・ 防災のカードゲームやスゴロクゲームを通して、防災知識を習得できるコーナーの設置
- ・ ゲーム感覚あふれるプログラムにより、「消火」「救出」「救護」など防災の知恵や技を楽しく学ぶイベントの実施



【防災体験学習施設】



【防災学習ゲーム】



【屋外も活用した防災イベント】



【最近の防災に関するパネル展示】

基本方針3) 地域や関係機関との連携による円滑な管理運営を行う。

- ・ 隣接する都立公園と一体となった管理運営を行います。
- ・ ボランティアとの協働による公園管理を進めます。
- ・ 地域住民や近隣施設との連携による行催事を積極的に実施します。
- ・ 訪日外国人旅行者に対するサービス向上のため、外国語ツアー対応や無料公衆無線LAN環境の整備の検討を進めます。

【これまでの主な実績】

- ・ 国営公園と都立公園にまたがり地域のにぎわいを創出する大型イベントの実施
- ・ 公園内花壇等の手入れ・花緑ワークショップなどを実施する「ガーデンクラブ」、防災体験学習施設の案内、ガイドツアーやワークショップ補助などを実施する「そなエリアクラブ」など、ボランティアとの協働による公園管理
- ・ 地元消防署等により火災予防や防災の意識向上目的のため、車両展示やAED取扱説明講習を実施



ガーデンクラブ



そなエリアクラブ



【ボランティアとの協働による公園管理】



【災害救護・応急手当普及講習会】



【地元消防署による車両展示体験】

H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成31年4月

第1章 総則

第1条 目的

東京臨海広域防災公園（以下「本公園」という。）は、首都直下地震等の大規模な災害発生時に、現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「緊急災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災のヘッドクォーター及び広域支援部隊のコアベースキャンプ、災害医療の支援基地として、東扇島地区（川崎市）の物流コントロールセンターと一体的に機能する基幹的広域防災拠点であり、平成13年の都市再生プロジェクト第一次決定を経て事業化された。

その後、首都圏広域防災拠点整備協議会における検討や都市公園法施行令の一部改正を経て、平成15年に都市計画決定された、わが国で初めての国営防災公園事業である。

事業に当たっては、平常時の活用も考慮して、都市公園事業により国土交通省と東京都が役割分担を行い整備することとされ、平常時には関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練等、発災時に備えた活動を行う場、広く国民がさまざまな体験・学習・訓練を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場、臨海副都心の都市集積・集客性を生かした魅力ある空間とするものである。

国営公園は平成22年7月に開園し、供用面積は6.7haで、隣接する都立公園6.5haと合わせると13.2haである。

東京臨海広域防災公園の機能（首都圏広域防災拠点整備協議会決定事項）

【発災時の機能】

●首都圏広域防災のヘッドクォーター

国、地方公共団体等の緊急災害現地対策本部を設置し、被災時の情報収集・集約、国、被災都府県市、指定公共機関等関係機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮を行う等の本部機能

●広域支援部隊のコアベースキャンプ

広域支援を行う自衛隊、消防、警察の統制所として緊急災害現地対策本部と連携を密にとるための広域支援部隊等コア部隊のベースキャンプ

●災害医療の支援基地

救助活動と医療活動の適切な連携のための情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等、災害時医療支援体制の支援機能

【平常時の機能】

1. 平常時から活用される防災拠点機能

●発災時の機能発揮に備えた平常時運用

東京臨海広域防災公園が首都圏広域防災のヘッドクォーター等としての機能を円滑に発揮するためには、発災時に備えた施設の運用等を平常時から行う必要がある。そのため、本部機能を果たす施設やオープンスペースを平常時から活用し、関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練等、発災時に備えた活動を行う。

●災害に対応できる知・技・心の習得

臨海副都心に位置する大規模なオープンスペースという立地条件を生かし、広く国民がさまざまな体験・学習・訓練を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場とする。

2. 臨海副都心におけるアメニティ拠点機能（屋外空間）

人々の魅力的な憩いの場となるよう、東京湾臨海部の緑の拠点として機能しながら、臨海副都心の都市集積・集客性を生かした魅力ある空間として整備を行う。

本公園では、以上を踏まえ、4年間における運営維持管理の基本的な考え方として、以下の3つの基本方針を設定している。

基本方針1) 基幹的広域防災拠点としての機能を確保する。

基本方針2) 国民の防災力向上を見据えた施設運営を充実させる。

基本方針3) 地域や関係機関との連携による円滑な管理運営を行う。

公園内にある有明の丘基幹的広域防災拠点施設（以下、「本部棟」という。）は、「防災施設エリア」、「公園施設エリア」並びに「共用エリア」、「設備機械エリア」により構成される施設である。

防災施設エリアは首都直下の地震等災害の発生により、災害対策基本法に基づき、緊急災害現地対策本部が設置され、国の災害応急対策拠点となる施設である。

公園施設エリアは平常時において体験学習施設を通じて防災知識の普及を図る場として活用されている。

本業務は、本公園において、国の組織である国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「国事務所」という。）との調整の下で、上記公園の設置目的を踏まえた役割を果たすため、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のことをいう。
2. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
3. 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
4. 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
5. 「公園利用者」とは、本公園を利用する者のこと。
6. 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
7. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条及び第5条又は第6条に基づく許可を得た上で、実施する事業のこと。
8. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
9. 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。

10. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
11. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が関東地方整備局に納める公園の土地又は建物の使用に係る料金のこと。
12. 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、事業者が関東地方整備局に納める料金のこと。
13. 「業務責任者」とは、本仕様書の第 14 条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理する者のこと。
14. 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
15. 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
16. 「管理物件」とは、別添 1 「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持込、又は、管理許可を受け、若しくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
17. 「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所のこと。
18. 「管理事務所」とは、別添 3 「管理事務所図」に示す建築物を指す。
19. 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
20. 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
21. 「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
22. 「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
23. 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
24. 「指示」とは、関東地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、関東地方整備局長が事業者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。
25. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
27. 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、関東地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説

明し、差し出すことをいう。

30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
31. 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
32. 「勧告」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
33. 「命令」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

1. 都市計画法
2. 都市公園法
3. 道路交通法
4. 景観法、屋外広告物条例
5. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
6. 消防法（消防庁）
7. 建築基準法
8. 労働基準法、労働安全衛生法
9. 下水道法
10. 水道法
11. 水質汚濁防止法
12. 浄化槽法
13. 食品衛生法
14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
15. 大気汚染防止法
16. 騒音規制法
17. 振動規制法
18. 個人情報保護に関する法律
19. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
20. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
21. 電気事業法及びこれに基づく政令等
22. 電気設備に関する技術基準を定める省令

23. 熱供給規定・熱供給規定実施細則（東京臨海熱供給株式会社）
24. 熱供給に関する申し合わせ書（国営昭和記念公園事務所・東京臨海熱供給株式会社）
25. 再生水利用事業実施要項（東京都下水道局）
26. 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（東京都下水道局）
27. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都）
28. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
29. 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
30. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
31. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
32. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
33. 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
34. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
35. 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
36. 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
37. 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
38. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
39. 公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
40. 国土交通本省委託契約取扱要領（別添2）
41. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
42. 土木工事標準仕様書
43. 土木工事施工管理基準
44. 工事記録写真撮影基準
45. 電気通信設備工事標準仕様書
46. 機械設備工事標準仕様書
47. 測量・調査・設計業務必携
48. 土木工事必携
49. 土木工事施工管理の手引き
50. 河川法
51. 建設業法
52. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
53. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
54. 遺失物法
55. 鉄道事業法
56. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
57. 警備業法
58. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
59. 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
60. その他、関係諸法令等

第5条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、本仕様書第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施に当たって、関東地方整備局又は調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第6条 関東地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するに当たり、関東地方整備局と事業者の責任分担をP8「関東地方整備局と事業者の責任分担一覧」（以下「責任分担一覧」という。）のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、関東地方整備局と事業者の間で十分に協議の上、決定するものとする。

関東地方整備局と事業者の責任分担一覧

項目	内 容	関東地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	関東地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が1件当たり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用130万円（税抜き）【平成32～34年度】、21万円（税抜き）【平成31年度分】、108万円（税抜き）【平成35年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。		/	◎
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第33条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

※年間修繕費用は、軽微な維持修繕に要した費用の平成28年～平成30年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙32「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」を参照のこと。

なお、具体的な維持修繕内容は、別紙7「個別仕様書（施設・設備維持管理）」によるものとする。

※また、事業者は年間合計200万円を超えないように調査職員と調整を行う。施設・物品等の補修費

用の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、調査職員からこれらに関する報告を求められた場合には、速やかに調査職員に報告すること。

第7条 負担の範囲

1. 関東地方整備局の負担範囲は以下のとおりとする。

- 1) 事業者の事務室、控室、資機材置場（別添3「管理事務所図」）
- 2) 1階給湯室（別添3「管理事務所図」）
- 3) 外線1回線
- 4) 本業務の実施に必要な電気、水道、地域熱供給冷温水の基本料、使用料の支払い
（電気、水道の使用料については原則として、収益施設等設置運営業務の実施にかかるものは事業者負担とする）

上記以外の提供物品は別紙20「提供物品一覧表」による。

2. 事業者の負担範囲は以下のとおりとする。

- 1) 制服、名札、軍手、雨具。
- 2) 事務用品、事務室内ごみ箱、スタッフ行動予定掲示板、事業者名を記載した室名札。
- 3) 1階パークスタッフ控室内のミニキッチンの給湯関連の備品類。
- 4) テレビ、シュレッダー、パソコン、FAX、プリンター及びその設置・配線・設定（テレビアンテナの接続口、電話回線接続口は事務室内にある。）
- 5) パソコンの通信回線の申し込み及び回線使用料の支払い。
- 6) 固定電話機の増設作業（通信機器の設定を修正する場合は発注者の承諾を得て行う。）。
- 7) 使用料を徴収した際に使用する紙幣・硬貨集計器。
- 8) カメラ。
- 9) 清掃作業に必要な資機材及び薬剤。
- 10) 草刈、剪定、ホース、ホースリール等の散水関連資機材等の運営維持管理作業において必要な用具一式（園地に散水栓は設置されている。）。
- 11) 油脂、注油等の保守に必要な消耗品又は材料一式。
- 12) 水景施設の塩素滅菌器用薬剤及び薬剤補充。
- 13) 救護用救急箱（内容共）及び内容補充。
- 14) AED（自動体外式除細動器）の設置・管理（一般来園者用エントランスホール1箇所。）。
- 15) 煙体験に使用する煙発生装置の使用に必要な材料及び材料補充。
- 16) ランプ、水道パッキン及び交換。
- 17) 許可証の発送にかかる発送費。
- 18) その他本業務の遂行に必要な機械器具・材料等。

第8条 公共サービス改革法第27条第1項に基づく指示

関東地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第9条 契約の解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

1. 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
2. 繰り返し法令違反を行ったとき。
3. 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
4. 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第10条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、別紙4に記載する運営維持管理の基本方針と、以下の運営維持管理方針を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 防災力向上のための市民を対象とした体験・学習・訓練の展開

首都圏の防災力向上のため、体験学習施設を最大限に活用し、屋内・屋外にわたり、消防団や市民防災組織も含めた市民を対象として、国営防災公園に相応しい体験・学習・訓練を展開する。

2. 防災関連機関及び地域との連携

防災に関する訓練や活動、地域との連携した行催事を積極的に受け入れ、実施することを通じて、防災関連機関及び地域との連携強化を図るとともに、新たな行催事の誘致を図る。

3. 市民参加の推進

防災意識の向上や市民参加の推進のため、各種NPO団体やボランティア等との連携・協働による行催事を積極的に受け入れ、実施する。

4. 発災時における迅速な防災拠点機能発現への準備

本公園が基幹的広域防災拠点であることを踏まえ、発災時には迅速に防災拠点機能が発現されるよう体制を維持し訓練等を行うとともに、市民に対する防災拠点の理解促進に努める。

5. 誰もが憩える魅力的な空間の創出

誰もが安全・安心かつ快適に利用できる東京湾臨海部の緑の拠点として、より多くの利用者を迎え、かつ利用者満足度が向上するよう努める。

6. 少子高齢化・福祉社会への対応

乳幼児を同伴する利用者に対して適切な支援を行うとともに、高齢者や障害者等の円滑な利用に努める。

7. 適正な維持管理

植栽されている植物が適正に持続・育成するよう必要な管理を行うとともに、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、すべての施設を清潔かつその機能を正常に保持し、適正な維持管理を行う。

8. 都立公園との密接な連携

都立公園とは実態として利用及び管理が一体的であることを踏まえ、密接に連携した運営維持管理に努める。

第11条 業務実施の基本的事項

事業者は、本業務の実施に当たっては、各業務間の総合調整を十分に図り、本仕様書第1条の3つの基本方針に沿った管理運営を行うものとする。

第12条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営東京臨海広域防災公園

所在地 東京都江東区有明3丁目

敷地面積 約 6.7ha

注) 本業務の対象敷地は国営東京臨海広域防災公園の供用区域であり、その面積は、平成 31 年 6 月現在 6.7ha である。

※別添 1 「公園平面図」を参照すること。

2. 履行期限

平成 32 年 2 月 1 日から平成 36 年 1 月 31 日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第 13 条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園期間、開園時間については原則として官報告示に従う。

開園期間・開園時間

○公園区域全体

期間	開園時間
4 月 1 日～ 3 月 31 日	06:00～20:00

○体験学習施設

期間	開館時間
4 月 1 日～ 3 月 31 日	09:30～17:00

※公園区域全体の休園日は 12 月 31 日及び 1 月 1 日とし、更に体験学習施設の休館日は毎週月曜日（月曜日が休日の場合は直後の平日）とする。

※開園時間は行催事等により変更する場合がある。（別紙 17 「開園時間延伸状況」参照）

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とする。

※公園の門（有明口、駐車場口、がん研口、北口の 4 つの門）の開閉門は、別業務の常駐警備員が行う。

第 14 条 対象業務の構成

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第 2 条第 2 項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。（別紙 1 「主要公園施設一覧」、別紙 2 「主要建築物一覧」、P13 「業務区分表」参照）

1. 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体のマネジメント及び企画立案
- ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

- ・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援）

2) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（体験学習施設、工作物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

3) 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

【業務区分表】

範囲	項目	業務対象
園地 ※屋上庭園を含む	本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	本業務
	施設・設備維持管理業務	
	植物管理業務	
体験学習施設 (本部棟内及び屋外多目的広場内の展示装置を示す)	電力/上下水道/再生水/地域熱供給の料金支払	対象外
本部棟（建築・設備）	施設保全業務（※1）	対象外
	清掃他業務（※2）	
	警備業務（24時間常駐）（※3）	
	廃棄物運搬処分業務	
	電力/上下水道/再生水/地域熱供給の支払	

※1：別業務において実施する施設保全業務には、体験学習施設が設置されている範囲の建築・設備保全を含む。

体験学習施設（本部棟内）の保全は本業務の事業者において実施する。

※2：別業務において実施する清掃他業務には、体験学習施設が設置されている範囲の日常清掃（床・ごみ箱清掃業務）、害虫防除業務及び定期清掃（外部窓ガラス清掃・タイルカーペット洗浄）を含む。

本部棟内及び屋外多目的広場内の展示装置、園地清掃は事業者において実施する。なお、業務において発生した廃棄物は所定の場所に運搬し、堆積すること。堆積場所は本部棟内の塵芥室を予定している。都立公園内のごみ管路投入施設への投入作業を本業務において実施する場合がある。

ごみ管路投入施設を使用する際には投入作業がある。投入方法については調査職員からの指示に従う。

※3：別業務において実施する警備業務（本部棟内に24時間常駐）には、体験学習施設が設置されている範囲の巡視・機械警備、本部棟の外部出入口の開閉・施錠解錠作業を含む。ただし、園地の巡回警備は本部棟周囲のみであり、園地全体の巡視は含まない。

国営公園全体の巡視は事業者において実施する。

第15条 個別業務の内容

1. 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

(詳細は別紙6「個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)」を参照のこと。)

2) 企画運営管理

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は別紙6「個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)」を参照のこと。)

2. 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

体験学習施設、工作物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実にを行う。(詳細は別紙7「個別仕様書(施設・設備維持管理)」を参照のこと。)

2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は別紙7「個別仕様書(施設・設備維持管理)」を参照のこと。)

3. 植物管理業務

東京臨海部の緑の拠点として、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は別紙8「個別仕様書(植物管理)」を参照のこと。)

第16条 業務実施体制

1. 本公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとする。

<事業者が保有する必要がある資格>

- ・ 1級造園施工管理技士
2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
 3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、総括責任者が収益施設等設置管理運営業務を行う場合、業務責任者（総括責任者を含む）が収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
 4. 開園期間中は、本仕様書第15条1)～3)の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本仕様書第15条1)～3)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添3）とすることを想定している。

第17条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の14日前までに、企画書に基づく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を関東地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定に当たっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始14日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
4. 「業務計画書」を変更した場合は、四半期別必要経費内訳書にその結果を反映した上で、数量、単価を記載し、変更内容の積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 年間広報計画（月別）
- ・ 年間ボランティア活動計画（月別）
- ・ 企画提案された実施方針(月別)（別紙様式1-6「実施方針(別紙 年間業務計画)」）
- ・ 業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（別紙様式1-5「実施体制」により作成）
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
- ・ 植物管理作業
- ・ 収益施設運営計画（別紙様式3「収益施設等運営計画書」）
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

第18条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書等を調査職員に毎月及び四半期ごとに提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実施状況等の記録書一式）を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

<毎月提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の10日 別添様式1「管理月報」）。
- 2) 「事業連絡会議報告書」（毎月5日まで）
- 3) 運営管理実施方針（毎月5日まで）
- 4) 電気メーター集計表及び算定表（毎月初め）
- 5) 水道メーター集計表及び算定表（毎月初め）
- 6) 上記以外の発注者で指定した報告事項（適宜）

<四半期ごとに提出が必要な項目>

- 1) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日 別添様式2「管理四半期報」）

<当該年度の完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「委託費経費内訳報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「残存物件報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目> ※事業者において記録・作成した原本を提示

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- 8) その他関東地方整備局が指定した報告事項の記録

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」)及び関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-R又はDVD-Rで2部提出する。なお、書面における署名又は捺印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
- 3) 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-R又はDVD-Rを提出するものとする。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

第19条 記録の保管

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保管する。また、契約期間終了時には調査職員へ引き継ぐこと。なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・作業日誌
- ・保守点検の記録
- ・作業実施数量等の記録
- ・作業記録写真
- ・安全衛生点検の記録
- ・修繕等の記録
- ・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・その他、関東地方整備局が指定する記録

第20条 モニタリング業務

事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、以下に掲げる調査を行うことができる。なお、調査を行う場合には、第21条の関東地方整備局が行うモニタリング調査との調整を図り、公園利用者の負担とならないように留意するとともに、調査を行った場合は、その結果について調査職員に報告すること。

利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施する等事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ関東地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第21条 関東地方整備局が行うモニタリング調査

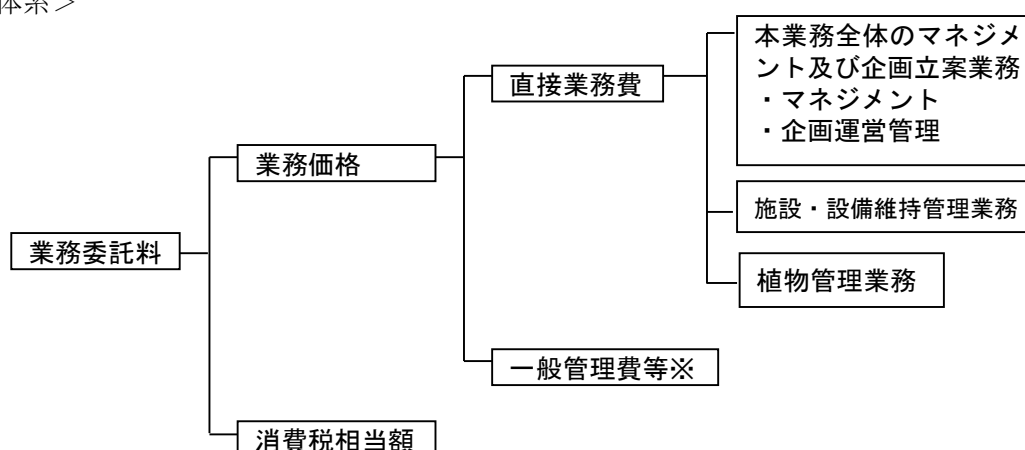
1. 関東地方整備局は、事業者が実施するモニタリング業務（前条）とは別に、運営維持管理業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙13「公園の利用に関するアンケート調査」参照）
2. 事業者は、運営維持管理業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査の実施に協力するものとする。

第3章 委託費の支払い

第22条 委託費の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）1.3.1参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項1.3.2参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査した上で、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害その他の事業者の責に帰することができない事由によるものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
3. 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない風水害その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
6. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第23条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行に当たり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症、蜂やヒアリのよう危険な生物が確認された場合等については、調査職員と協議の上、駆除の実施、公園利用者への注意喚起、消毒液を設置する等、適切な措置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行に当たっては消防法に準拠するとともに、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等を遵守すること。
4. 事業者は、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、国事務所が定めた消防計画（別添11「建物に係る消防計画」参照）に則り、対応すること。
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設内で避難訓練を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに、適切に対処し、必要に応じて調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第24条 安全確保

1. 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所又は予見される場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本部棟が免震建物であることを踏まえ、建物周囲及び免震層の可動範囲に駐車、駐輪、荷物の放置、作業足場の設置や公園利用者等の立ち入りについて禁止措置を行う。
3. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。
4. 設備・機器等に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を講ずる。
5. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のための必要な措置をとる。
6. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書（別添6参照）等により調査職員に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所（図示）
 - 3) 事故発生の原因（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略
 - 7) 再発防止策等

第25条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 事業者は、履行時間中は救急担当職員を配置し、救急活動にあたること。救急担当職員については、普通救命講習（東京消防庁）等の研修を受けた者を配置すること。
3. 救急担当職員は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに「事故報告様式」（別添6参照）により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故については直ちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、又は30日以上以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第26条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添5参照）等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ関東地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、看板等の飛散防止措置等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時には自主的に管理物件を巡回し状況を確認するとともに、調査職員から指示があった場合にもその箇所の巡回を行う。また、必要に応じて土のう等の設置等を行う。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル及び国事務所が定める別添7「災害発生時の初動対応要項」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。
9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。

10. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

第5章 協議・調整等

第27条 関東地方整備局の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、関東地方整備局が開催する国営東京臨海広域防災公園事業連絡会議（月1回）及び安全協議会並びに安全パトロール等に参加するものとする。国営東京臨海広域防災公園事業連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したのものについて報告する。なお、国営東京臨海広域防災公園事業連絡会議等で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。
4. 事業者は、本業務を円滑に実施するため、前項に規定する国営東京臨海広域防災公園事業連絡会議以外に、必要に応じ調査職員及び本業務に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催することができる。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努めるものとする。

第28条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言並びに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整すること。

第29条 関東地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第30条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の協議を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

1. 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との調整
2. その他園内施設の運営者との調整
3. 持込イベント等の利用調整

第31条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第32条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は本業務における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任又は請負が業務の一部であり、書面により調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 「主たる部分」とは、本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等を行うものとする。
2. 事業者は業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、原則としてあらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。（別紙様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）
3. 事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
4. 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
5. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
6. 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
7. 再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
8. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第33条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第34条 提供施設等の取扱い

1. 建築物及び物品の無償貸与

本業務の遂行に必要な、関東地方整備局が保有する国の施設等を事業者は無償で貸与する。（別

紙 19「提供施設一覧」、別紙 20「提供物品一覧」) 提供施設等については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについては、別添 8「提供施設等取扱いについて」による。

また、関東地方整備局より提供された備品については、業務完了時に残数を報告する。

2. 物品の管理及び取得について

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は速やかに調査職員に報告すること。また、本業務の遂行に必要な備品(取得価格(消費税込み)が5万円以上のもの)を購入する場合は、事前に調査職員と協議をすること。(別添 9「取得した備品の取り扱い」参照)

3. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格(消費税込み)が5万円以上のものをいう。

その他、残存する備品の取扱いについては、別添 9「取得した備品の取り扱い」による。

4. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
5. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。
6. 機器・設備等を持ち込、電気工事等の措置が必要な場合は、国事務所と協議の上、承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、国事務所の確認を得なければならない。
7. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費(電気代、コピー代、電話代等)、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。
8. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第 35 条 本業務の引き継ぎ

1. 事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者(以下、「新たな事業者」という。)に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

3) 動植物管理に関する事項

芝生等の管理区分図、病虫害防除等の記録 等

4) 収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等

5) 広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法 等

6) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持込イベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等

8) 国への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録、遺失物 等

2. 不可抗力その他、関東地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本仕様書第15条参照）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。
5. 契約が完了するとき、又は解除になる場合には、新たな事業者に対し、業務が引き継がれる前3か月間、準備室（別添3「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は関東地方整備局が負担する。

第36条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第37条 調査等への対応

事業者は、関東地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第38条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第39条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。なお、設定した愛称を商法登録しようとする場合に当たっては、事前に調査職員と協議の上、登録の可否を決定するものとする。

第7章 コンプライアンス

第40条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて第8章の規定に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第41条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第42条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第43条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第44条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第45条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために調査職員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第46条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第47条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第48条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために調査職員から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに調査職員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去等別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第49条 管理の確認等

調査職員は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第50条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する等管理体制を定めなければならない。

第51条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第52条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務
個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案】

平成 3 1 年 4 月

第1編 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任の下実施すること。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、言動、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 園内の車両通行については、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、走行速度は原則 20km/h 以下とする。
8. 作業にかかる車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

第2章 業務のマネジメント及び企画立案業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

第4条 計画立案

国営東京臨海広域防災公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに計画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

1. 「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理基本方針」(別紙4参照)を踏まえ、統一的な方針の下、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。
業務全般の監理に当たっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理等、総合的な視点から国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 関東地方整備局が実施又は要請する事業(例:緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等)への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うものとする。
3. 収益施設等設置管理運営業務が、他の運営維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うものとする。
4. 「体験学習施設の入館者数(以下、入館者数という)」(別紙12参照)に基づき、毎日、入館者数を計測し、調査職員に毎週月曜日に「入館者数報告様式」(別添10参照)により報告すること。

第6条 保険の加入

万一の事故に備えて、事業者は、必要に応じて動産総合保険(園内における保管・輸送を対象)に加入すること。

第7条 消防計画及び消防訓練

1. 事業者は、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、国事務所が定めた消防計画(別添11「建物に係る消防計画」参照)に則り、対応すること。
2. 事業者は、消防計画に基づき、国事務所が実施する消防訓練に協力・参加すること。

第8条 繁忙日対応

1. 事業者は、繁忙日において、クレーム等の発生がなく、公園利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 事業者は、行催事の実施計画や過年度の公園利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や公園利用

者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。

3. 事業者は、繁忙日が予想される場合は、案内・誘導等が円滑に行われるよう、公園利用者数を想定し、適切に人員配置を行う。

第2編 基幹的広域防災拠点としての対応

第9条 発災時利用者避難誘導業務

事業者は、大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合には、別添7「災害発生時の初動対応要領」に基づいて実施するものとする。なお、入園者を園外の安全な場所（一時滞在施設等）に避難誘導するとともに、国の活動が円滑に実施されるように、下表の業務も併せて行うこと。

<発災時利用者避難誘導業務>

項目	内容
管理移行	<ul style="list-style-type: none"> 入園者を園外の安全な場所（一時滞在施設等（有明テニスの森公園、東京国際展示場等））に誘導する。 緊急災害現地対策本部活動用の場所の確保のために、体験学習施設（2階災害と暮らしの学習コーナー、自助体験コーナー、PCコーナー、映像ホール、レクチャールーム）に設置されている備品及び展示装置等の移動を行う。また、園地に設置されている備品及び展示装置等がある場合は、同様に場所の確保を行うこと。 開館時間外等、事業者が不在の場合において対応が必要な場合、調査職員等が備品及び展示装置等の移動を行うことがある。 閉園に関して公園利用者への告知をホームページ、園内看板、施設入口等において行う。
被災点検	<ul style="list-style-type: none"> 自己の安全を図りながら被災箇所を現場確認する。 園内、体験学習施設の全体の確認 調査職員に被災状況、対応方策を報告する。 二次災害を防止するため、必要に応じて危険箇所を明示し、施設の応急措置を施す。
再開準備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害現地対策本部設置期間中及び撤収後には体験学習施設及び園地の状況を調査・確認する 確認された状況に基づき運営再開計画を立案し調査職員と協議する。 運営再開に向けて、必要に応じて備品及び展示装置等の移動、修復、その他の諸準備等を行なう。 運営再開に関して公園利用者への告知をホームページ、園内看板、施設入口等において行う。 運営再開準備完了を調査職員に報告する。
マニュアル作成	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業手順を記載したマニュアルを調査職員と協議の上作成し、運営スタッフに徹底を図る。

第10条 防災訓練への協力

事業者は、防災関連機関による防災訓練等の実施の際に施設利用者への利用制限を行うとともに、関連機関と事前の調整及び準備を行い、必要に応じて訓練に参加すること。

第3編 企画広報

第1章 行催事企画運営

第11条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。ただし、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。なお、本仕様書が対象とする行催事は関東地方整備局が主催又は共催により行うものである。このほか、関東地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙9「収益施設等設置管理運営規定書」参照）。

第12条 管理水準

事業者は、別紙14「イベント実績」を参考として、行催事を適切に実施し、本公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与することとする。

第13条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する（別紙5「共通仕様書」第17条参照）。年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第14条 行催事の企画立案

事業者は、行催事を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。

第15条 行催事の開催・運営

事業者は、行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1. 官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2. 近隣への配慮

騒音等に関する規制を遵守するとともに、病院、宿泊施設等の近隣施設へ配慮し、行催事の実施時間・実施場所の調整、騒音、粉塵、立ち入り制限対策を行うものとする。

3. 事故防止対策

別紙5「共通仕様書」第4章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡等、事故防止対策には特に注意する。

また、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。なお、けが人、病人等が発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

4. 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時又は予見されるときは、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うものとする。

5. 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

第16条 行為の許可申請の調整等

事業者の主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき、第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、事業者は、別紙5「共通仕様書」第30条に示す調整・報告を行うものとする。必要に応じて調査職員と調整を行うこと。

1. 事業者は、持込イベントの実施を希望する者（以下「申請者」）の相談窓口として、別添12「許認可事務」を踏まえたイベント実施の可否、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するとともに、その概要を調査職員に報告する。
2. 事業者は、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて申請者と確認・調整する。なお、必要に応じて、国事務所を含め持込イベント主催者と調整を行うものとする。
3. 事業者は、申請者から許可申請に必要な書類の營收を受け、国事務所に提出を行うものとする。
4. 国事務所は都市公園法等に基づく許認可事務を行う。なお、5)の連絡に基づき、必要に応じて建物使用料及び土地使用料の債権発生通知を行うものとする。
5. 事業者は、持込イベント開催時に実際に占有が発生した事実を確認し、調査職員に使用実態を連絡するものとする。
6. 事業者は、持込イベントが申請に基づく開催内容であったか確認するとともに、申請どおりの内容でなかった場合は申請者に指導するとともに、国事務所に連絡すること。

第17条 その他（主催・共催）

1. 行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. 行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
3. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に連絡し、その対処について報告するものとする。
4. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 行催事の実施可能範囲は図-1に示すとおりとし、前項の仮設物の準備にあたり、仮設物件が図に示す撤去時間内に撤去が可能か十分に確認するものとする。
6. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
7. 行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
8. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で実施するも

のとし、その徴収額と収支については本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録し保存する。

第2章 広報

第18条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。ただし、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。

第19条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で、提出し、承諾を得ることとする。

第20条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第21条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。

第22条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）、体験学習施設の愛称（そなエリア東京）、ロゴ及びホームページアドレス等を使用することができる。使用の際は、原稿作成時に調査職員に提出することとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、関東地方整備局から提供されたパンフレット等の電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員に提出し、承諾を得るものとする。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

第23条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとし、その内容を調査職員に報告するものとする。（別添14「マスコミ取材報告様式」）なお、行政機関等からの視察の申込みについては、調査職員に報告するものとする。

第24条 公開場所

1. ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開する。
2. ホームページのアドレスは調査職員が指定するものとし、事業者はドメインの管理に必要な費用をドメイン管理会社に支払うものとする。ただし、収益施設等設置管理運営業務に係る情報を発信するページについては、この限りではない。

3. 事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合は、調査職員が指示する者にドメインの譲渡を行うとともに、ホームページに係る全てのデータを提出するものとする。ただし、引き続き契約され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

第25条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、国営東京臨海広域防災公園ホームページ上で発信する情報について別紙5「共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を国営東京臨海広域防災公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 契約期間中の各種公園情報について、ホームページの作成・公開の際は、日本工業規格「JIS X8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（2004年6月20日制定、2016年3月22日改正）に基づくものとする。また、誰でも利用しやすくするよう、適宜改善すること。
5. 収益施設や行催事等で作成したホームページは国営東京臨海広域防災公園ホームページよりアクセスできるようリンクを張るものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途調査職員と協議するものとする。
6. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に調査職員と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第26条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1. 事業者は、国営東京臨海広域防災公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、国営東京臨海広域防災公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。
4. 事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう、更新に努めること。
5. 事業者は、国営東京臨海広域防災公園ホームページの作成・更新等を行った場合は、そのデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式はHTMLファイル及びその附属ファイルを基本とするが、詳細は調査職員と協議するものとする。

第27条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（ブログ、プロフ、SNSを含む）は、国営東京臨海広域防災公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務

上知り得た情報を掲載しないこととする。

2. 事業者は、月 1 回アクセス解析を行い、その結果を調査職員等に報告すること。
3. 本仕様書によるもののほか、国営東京臨海広域防災公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。

第4編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導、サービス業務

第28条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることともに、安全快適な利用のため、利用上の注意等の公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第29条 一般事項

1. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
2. 「国営東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱い要領（案）」（別添14「許認可事務」参照）に基づき管理を行い、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わない者に対しては、総括責任者が退園を命じることができるものとする。

第30条 施設予約への対応

1. 事業者は、体験学習施設の見学の予約を、電話、FAX等により受け付けること。
2. 事業者は、予約の受付に当たっては、見学者が施設を快適に利用できるよう、日程、時間等について調整を行うこと。

第31条 体験学習施設の利用案内

1. 事業者は、体験学習施設の利用者に対する受付、案内等を行うとともに、携帯情報端末の貸出、返却作業を行うこと。
2. 施設の設置趣旨に沿った利用が行われるよう、施設の概要、防災に関する情報等の基本情報を収集し、体験学習施設の利用者に対して施設内容、利用方法等を分かりやすく適切に説明すること。特に煙体験施設については繁忙日等の施設効果が見込まれる日に活用すること。また、起震装置については、利用者の安全を十分に確保し、可能な限り活用すること。
3. 体験学習施設1階（エレベーターホール、エレベーター内、従業員通路、再現被災市街地、再現避難場所、再現避難所、津波避難体験コーナー）及び2階（首都直下地震特設コーナー、災害と暮らしの学習コーナー、自助体験コーナー、PCコーナー、事例に学ぶ被害の様相コーナー、地域情報コーナー、映像ホール、レクチャールーム）において、機器の使用法、展示内容の説明、防災に関する情報提供を行うこと。また、必要に応じて展示内容の更新を行うこと。
4. 防災学習効果を高めるための学習プログラムの実施、教材類の作成及び更新を行うこと。
5. 利用に供さない施設については、柵、案内表示等により利用者が立ち入らないよう安全対策を講じること。

第32条 駐車場の利用案内

1. 団体用大型バスで来園する公園利用者に対して、駐車場の利用に関して事前に調整を行うこと。
2. 団体用大型バス駐車場及び施設関係者用駐車場の利用者に対して、駐車場入口のインターホン等を用いて対応するとともに、チェーンゲートの開閉を行うこと。

第33条 公園利用者等への利用案内

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 施設案内パンフレットを希望する公園利用者等に配布すること。
4. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
5. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。
6. 公園利用者の利便性向上のために車椅子の貸出を行うこと。
7. その他、公園利用者等への案内が必要な事項等に対応すること。

第34条 拾得物、遺失物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導すること。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

第2章 園内巡視

第35条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第36条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を調査職員に事前に提出し、承諾を受けなければならない。
2. 巡視業務には、通常巡視、異常時巡視がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
 - 1) 巡視ルートは、別添15「通常巡視内容」のとおりとし、これに従って1日2回以上巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条に定める禁止行為を発見した場合、第12条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする。

第37条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について原則として毎日4回以上巡視を行うものとする。また、別添15「通常巡視内容」を参照。

1. 園内における公園利用者への案内・誘導・整理及び利用指導。
2. 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
3. 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告。
4. 事件、事故又は災害等が発生した場合の適切な処置と報告。(別添6「事故報告様式」)
5. 園内不審物の有無の確認。
6. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成。
7. 植物、施設及び清掃状況等の点検。
 - 1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び噴水等の修景施設の異常の有無。
 - 2) 園路、広場、路側、排水桝、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - 3) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設等の異常の有無。
 - 4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無。
 - 5) 清掃の状況。
 - 6) 災害・事故等不測の事態発生の有無。
 - 7) 平常時における緊急車両の誘導(救急車、消防車、パトカー等)。
 - 8) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

第38条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

1. 園内の被害状況
2. 利用障害等の状況

第39条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報に記録する。なお、事業者は記録を保存するものとする。(別添15「通常巡視内容」)

また、重大な事件・事故又は災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。(別添6「事故報告様式」参照)

第3章 公園ボランティア活動の支援・調整

第40条 管理水準

市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進するため、事業者が既存のボランティア活動のその実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うものとする。

第41条 ボランティア活動の内容

ボランティアの活動の内容は以下の表のとおりである。（別紙39「ボランティア活動」参照）

ボランティア名	活動内容
ガーデニングクラブ	花壇ピンチ、プランター草花挿植
そなエリアクラブ	防災ゲームや防災アドバイス、防災イベント、防災ワークショップ等の提案・実施

第42条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、前条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、本公園において、活動を希望する個人又は団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議する。

第43条 調査職員との協議等

1. 事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、ボランティア規約に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行うものとする。
2. 事業者は、ボランティア規約に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定を行うこととする。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第44条 ボランティア登録の抹消

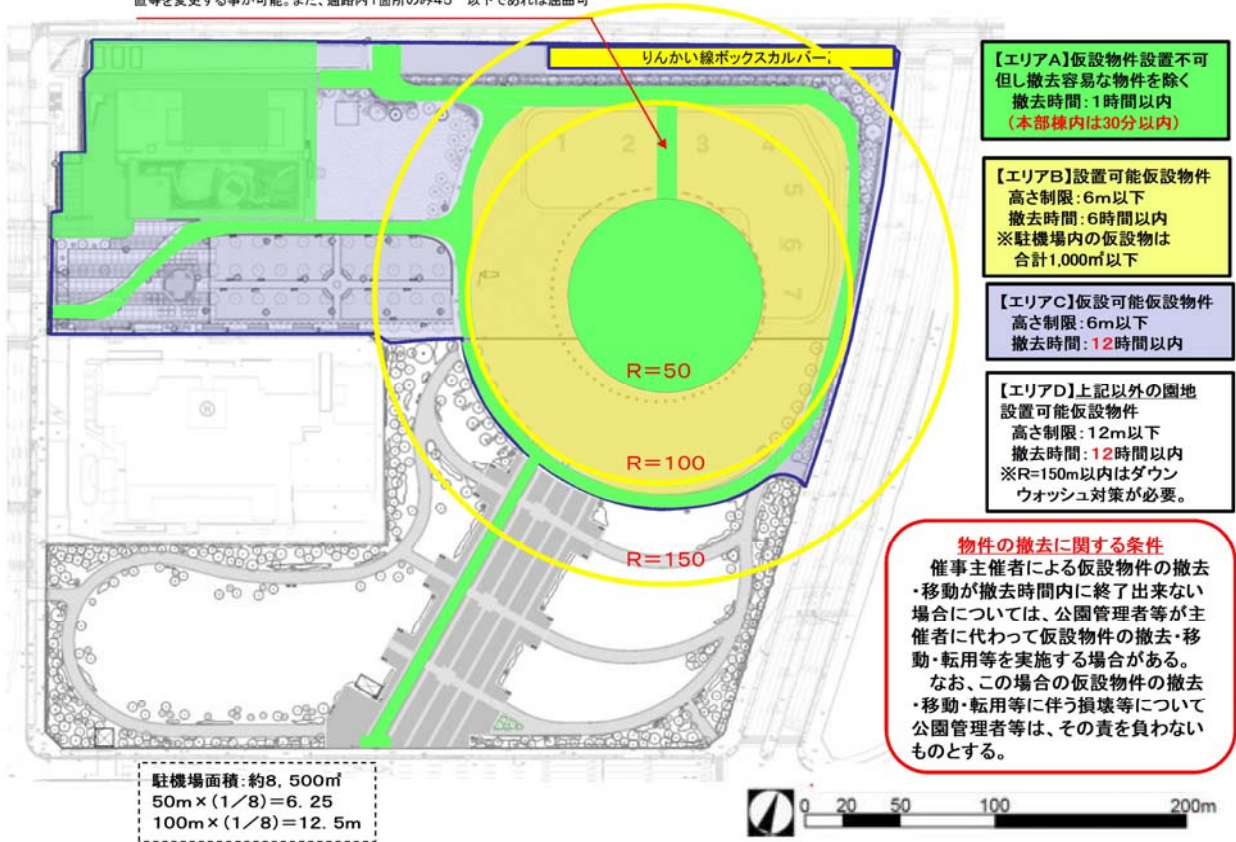
関東地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

1. 登録者より登録取消しの申出があったとき
2. 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
3. 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

東京臨海広域防災公園における仮設物件設置の考え方

別添

連絡通路:幅7.5m以上。離着陸帯に容易にアクセス出来る範囲内で通路設置位置等を変更する事が可能。また、通路内1箇所のみ45°以下であれば屈曲可



H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務

個別仕様書

【施設・設備維持管理】

平成 3 1 年 4 月

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、業務実施に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙5）、国営東京臨海広域防災公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第3条 基本事項

1. 本業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任の下と実施すること。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。（別紙20「提供物品一覧表」、別添8「提供施設等取扱いについて」）
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、導入すること。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 作業従事者の服装、言動、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
10. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常を発見したときは直ちに適切な処置を行い、調査職員に報告すること。

第4条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。
2. 園内の車両通行については、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、走行速度は原則 10km/h 以下とする。
3. 作業にかかる車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 作業中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

第5条 作業時間

作業時間は、常に公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。
なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

第6条 管理を許可した施設等に関する事業者の過失による事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。(別添6「事故報告様式」参照)

第7条 大規模な修繕

大規模な修繕は関東地方整備局において行うので、大規模な修繕に該当すると判断される場合には、調査職員と協議する。

第2編 建物維持修繕等

第8条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。

第9条 体験学習施設維持修繕等

1. 事業者は、体験学習施設の展示施設等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕や物品の補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員と協議する。
 - 1) 展示装置等が正常な状況にあるか、状態を確認し、その良否を判定の上点検表に記録するとともに、必要に応じて部品の交換・補充を行い、展示装置等の各部位を常に最良な状態に保つこと。
 - 2) 漏電、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動するよう正常な状態を保つこと。
 - 3) 劣化等による危険・傷害の未然防止に努め、展示装置等が有する性能を保つこと。
 - 4) 故障によるサービスの中断に係る対応を定め、迅速な回復に努めること。
 - 5) 展示施設等に対する苦情、要望、情報提供等に対して、必要な現地調査、初期対応、処置を迅速に行うこと。
 - 6) 展示装置等の仕様を事前に確認し、契約電力量及び契約熱容量を超過しないように機器を稼働させること。
2. 事業者は、体験学習施設内のエレベーター、大型モニターを年1回点検し、必要に応じて修繕すること。なお、大規模な修繕は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員と協議する。

第10条 屋上庭園及び壁面緑化維持修繕等

事業者は、屋上庭園及び壁面緑化について、月1回巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕や物品の補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員と協議する。

1. 防水層の損傷の兆候がないか点検すること。
2. 排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積等がないか点検し、必要に応じて修繕すること。
3. 自動灌水設備及び排水設備の損傷の有無及び作動状態を点検し、必要に応じて修繕すること。
4. 天候等を考慮し、必要に応じて、自動灌水設備のタイマー設定の変更を行うこと。

第11条 水景施設維持修繕等

事業者は、水景施設の電気点検、動作点検、機器点検、試運転調整、水質調査等を行うこと。なお、水質検査は関連法令に基づき実施し、部品の交換・補充を行うとともに必要に応じて調整及び注油等を行うこと。

第12条 園路・広場維持修繕等

事業者は、日常的に、園路、ベンチ、パーゴラ、舗装、サイン、支柱、手摺・柵等について、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うとともに、月1回定期的に次の各号に掲げる修

繕及び点検を行うこと。なお、大規模な修繕は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員と協議する。

1. 舗装のひび割れ、段差、不陸、陥没、排水状況等を点検するとともに、駐車場及びヘリポートの区分（白線等）の状況を点検し、必要に応じて修繕すること。
2. 案内表示等の敷地内に設置されている付属物のぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無を点検し、必要に応じて修繕すること。

第13条 その他工作物維持修繕等

事業者は、日常的に、管理物件（塀、門、排水柵、公園灯、水道水栓等）について適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕、部品の補充を適切に行うとともに、月1回定期的に次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。

1. 塀と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無、傾斜の状態の確認、ひび割れ、剥離、異常なたわみ及びそりの有無、付属物のがたつき、破損及び腐食の有無等を確認し、必要に応じて修繕すること。
2. 門の作動状況、取付け状態、損傷、さび、腐食の有無等を確認し、必要に応じて修繕すること。
3. 排水柵、マンホール、側溝、街きょについて、排水の状態、破損の有無、取付の状態、さび、腐食の有無等の状態を確認し、必要に応じて修繕すること。

第3編 体験学習施設及び園内清掃

第14条 管理水準

事業者は、公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があるため、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うこと。

第15条 消耗品

清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

第16条 体験学習施設清掃

事業者は、日常、公園利用の動向、塵芥の発生量、天候等に応じ、利用者が快適に施設を利用できるよう、清潔かつ快適な施設環境を保つために清掃を行うとともに、必要に応じて次の各号に掲げる清掃等を行うこと。なお、体験学習施設内の床清掃は、別業務で定期的に清掃を行っている。

1. 壁、床、扉、窓、柱、机、イス等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔を保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄すること。
2. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くこと。
3. 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃すること。
4. 関東地方整備局が別に行う業務において、害虫防除作業、タイルカーペット洗浄、窓ガラス清掃を実施する際には、実施時期の調整、什器等の移動を行うこと。

第17条 園内・工作物清掃

事業者は、日常、公園利用の動向、塵芥の発生量、天候等に応じ、利用者が快適に園地を利用できるよう、清潔かつ快適な環境を保つために園内清掃を行うとともに、次の各号に掲げる清掃等を行うこと。

1. 対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙9「収益施設等設置管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
2. 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路(園地含む)や側溝等の工作物をきれいな状態に保つこと。
3. U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去すること。
4. 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
5. 外灯、監視カメラ等の設備について、運用の支障となる場合や汚れがひどい場合には清掃を行うこと。

第18条 除雪等

1. 事業者は、降雪時に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入り口周り、園路、ヘリポート等において、できる限り機械及び人力による除雪を行う。
2. 事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第19条 産業廃棄物処理

事業者は、産業廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従い、適正に処理すること。

H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理】

平成 3 1 年 4 月

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、別紙5「共通仕様書」、本公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、別紙5「共通仕様書」、本公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に併せて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記し、業務計画書の変更を行うことも可能である。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
3. 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第5条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品（別紙20参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等（微小なものは除く）は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

9. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
10. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整の下相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第6条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。
2. 園内の車両通行については、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、走行速度は原則 10km/h 以下とする。
3. 作業にかかる車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第7条 利用サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整を行うこと。
2. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
3. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は名札を作成し着用すること。
4. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
5. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第2章 芝生管理

第8条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。(別添 18「芝生管理区域図」参照)

管理目標	広場内の芝生や施設周りの芝生地で、休憩やレクリエーション利用等、動的使用も多い芝生地		
管理水準			
芝刈高	5～7cm程度		
雑草混入	一部混入容認		
茎葉密生度	高いが一部空隙あり		
標準実施回数	(単位；回/年)		
芝刈(標準刈込回数)	5	2	5
対象地	ヘリポート・エントランス広場	左記以外	屋上庭園

※芝刈工以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第9条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むらや刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にはふく茎が侵入しないよう、寄植類に当たっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 原則として、刈り取った芝は収集し、必要に応じて指定の場所に搬出するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第10条 芝生雑工

芝生雑工については、業務責任者の判断する作業(以下、1～6及び部分的な養生、芝生保護材設置等)を実施するものとする。

1. 芝生目土掛
 - 1) 目土は植物の根、ガレキ等がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
 - 2) 目土は、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
 - 3) 芝草の生育適期を選んで施工し、併せて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。
2. 芝生エアレーション
 - 1) 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。

- 2) 施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
3. 芝生転圧
転圧は、芝生面の不陸整正や芝生の根と床土を活着させるために、開始から仕上げまでは連続して行う。
4. 芝切
 - 1) 芝の更新をうながすため、レーキ、ホーク等で芝生面をていねいに回数多く引っかき、ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）を除去する。
 - 2) 発生した枯葉、枯茎等は速やかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃する。
5. 芝生灌水
 - 1) 既存の灌水設備又は散水車を使用して、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した灌水量を芝生全面に行きわたるよう、均一に散水する。
 - 2) 芝草の生育状況を確認した上で、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
6. 芝生施肥
 - 1) 過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。（別紙 34「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）
 - 2) 施肥を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れているときは行わない。
 - 3) 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認するとともに、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
7. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘した上、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
 - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、必要に応じて土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付けるものとする。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。

第3章 中低木管理

第11条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと。(別添19「中低木管理区域図」参照)

管理目標	対象地の個々の中低木の目的(鑑賞、遮蔽・境界)に留意した管理を行う	
	鑑賞	遮蔽・境界
管理水準	花やその樹形等を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている中低木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木
標準実施回数(単位;回/年)	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する	
刈込み(標準寄植剪定)	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性を考慮し、剪定工を設定する 枯損枝、支障枝等は撤去する	
刈込み	1回/年	
対象地	園内及び屋上庭園	

※寄植剪定以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第12条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は収集し、必要に応じて指定の場所に搬出するとともに、枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。
- 6) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 7) 公園の景観維持及び樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。

2. 寄植剪定

- 1) 各樹種の生育状態に応じ、刈地原型を十分考慮しつつ剪定する。
- 2) 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。

3. 生垣剪定(機械・人力)

- 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
- 2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

第13条 中低木地除草工

1. 人力除草

- 1) 既存植物を傷めないよう鎌等を用いて根際より刈り取る。
- 2) 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第14条 中低木雑工

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（害虫の捕殺駆除作業、低木地落葉除去等）を実施するものとする。

2. 中低木補植を行う際は、以下の項目に留意すること。

- 1) 中木は樹高 60cm～300cm 未満の樹木を対象とし、低木は 60cm 未満の樹木を対象とする。
- 2) 補植は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して、なじみよく現状に復するものとする。
- 3) 植栽を実施するに当たり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
- 4) 補植後は、十分に灌水し、根元周辺を整正する。

3. マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。

- 1) マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
- 2) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。

4. 中低木施肥

1) 一般事項

施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。（別紙 34「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）

溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2) 生垣施肥

寒肥は生垣の両側に縦穴を 1 箇所ずつ計 2 箇所 1 本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。

追肥は、生垣の両側に平行に深さ 20cm 程度のみぞを掘り、みぞ底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。

3) 中低木・寄植施肥

1 本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、その方法は高木施肥工に準ずる。縦穴及びみぞの深さは 20cm 程度とする。

列植の場合、生垣施肥に準ずる。

群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1 m²当たり 3 箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

第4章 高木管理

第15条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。（別添 20「高木管理区域図」参照）

管理目標	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木
	鑑賞、緑陰、防災、遮へい
管理水準	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う程度の保護管理を実施
標準実施回数	(単位；回/年)
剪定	1回/4年
対象地	園内

※ 高木管理については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第16条 高木剪定工

1. 一般事項

- 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
- 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
- 6) 剪定した枝葉は収集し、必要に応じて指定の場所に搬出するとともに、樹木周辺をきれいに清掃する。
- 7) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。

2. 弱剪定

- 1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
- 2) 主として剪定すべき枝は、①枯枝、②成長の止まった弱小の枝、③著しく病虫害におかされている枝、④通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、⑤折損によって危険をきたす恐れのある枝、⑥樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
- 3) 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 4) 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。

3. 強剪定

- 1) 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 3) 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第17条 高木雑工

1. 高木雑工については、業務責任者の判断する作業（剪定、害虫の捕殺駆除作業、高木地落葉除去枯損木及び支障枝撤去等）を実施するものとする。
2. 高所作業は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 高所作業車を使用し、高所枝打ち作業等を行うこと。
 - 2) 高所作業の際には、周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保した上で作業を実施すること。
3. 在来の支柱の取外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、垂鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。
4. 高木施肥
 - 1) 過去の実績を踏まえ、使用する施肥の標準的な施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。（別紙34「農薬、肥料、土壌改良材リスト」）
 - 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意すること。

第5章 草花管理

第18条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと。(別添 21「草花管理区域図」参照)なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、草花地において、七分咲きしている期間(毎週金曜日を基準とした一週間)をいう。

対象エリア名称	目的・目標	花見頃期間(週)
園内	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。	それぞれの花の適期に基づく。

第19条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第20条 草花除草工

1. 人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は、根に付着した土を除いた後収集し、必要に応じて指定の場所に搬出するとともに、除草後はきれいに清掃する。

第21条 草花雑工

1. 一般事項

- 1) 草花雑工については業務責任者の判断する作業(害虫の捕殺駆除作業、花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、マルチング等)を実施するものとする。

2. 草花施肥

- 1) 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。(別紙 34「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照)
- 2) 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

**H31-35 国営東京臨海広域防災公園収益施設等
設置管理運営規定書**

平成 3 1 年 4 月

目次

はじめに

第1編 国営東京臨海広域防災公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則.....	1
第2章 マネジメント（運営管理）.....	14
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）.....	19
第4章 安全衛生管理.....	21
第5章 施設管理.....	25
第6章 財産管理.....	27

第2編 国営東京臨海広域防災公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 自動販売機.....	28
第2章 バーベキューガーデン.....	30
第3章 飲食・物販施設.....	34
第4章 自主事業における行催事等.....	37

はじめに

本規定書は、国営東京臨海広域防災公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である自動販売機、バーベキューガーデン、飲食・物販施設の管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第1編 国営東京臨海広域防災公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営東京臨海広域防災公園

所在地 東京都江東区有明3丁目

敷地面積 6.7ha 注)

注) 対象敷地は国営東京臨海広域防災公園(以下「本公園」という。)の供用区域であり、隣接して東京都の管理する区域(6.5ha)がある。

うち収益施設許可面積 51.12 m² (予定)

■対象となる収益施設 (別添22「収益施設運営対象区域図」参照)は以下のとおり。

公園施設の名称		許可面積(予定)(m ²)	備考
1	自動販売機	2.44	2カ所
2	バーベキューガーデン	51.83	
3	飲食・物販施設	20.51	

2. 履行期限

管理運営期間は、平成32年2月1日から平成36年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、関東地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者の指示を受けられることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務(以下「本業務」という。)が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である自動販売機、バーベキューガーデン、飲食・物販施設の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条又は第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、別紙4に記載する本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公

園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者である関東地方整備局長又は国営昭和記念公園事務所長のこと。
2. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
3. 「自主事業」とは、事業者からの提案により、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を受け、土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の設置・管理運営や行催事（広報含む）を行う事業のこと。
4. 「自主事業施設」とは、自主事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めて独立採算により運営管理を行う施設のこと。
5. 「施設等運営者」とは、収益施設及び自主事業施設（以下「収益施設等」という。）の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
6. 「調査職員」とは、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称している。
7. 「維持管理業務受託者」とは、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
8. 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編「国営東京臨海広域防災公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
9. 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設等を個別に監理する者であり、主に各収益施設等の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
10. 「公園利用者」とは、公園を利用する者のこと。
11. 「施設利用者」とは、収益施設等を利用する者のこと。
12. 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
13. 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。

14. 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
15. 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内若しくは建築施設内に設置されているもののこと。
16. 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
17. 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、関東地方整備局又は調査職員が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、関東地方整備局長が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第27条第1項に基づき、必要な措置をとらせること。
18. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。
20. 「協議」とは、書面により本規定書の協議事項及び関東地方整備局が指示する事項について、関東地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
21. 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
22. 「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係る事項について書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
23. 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
24. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。
25. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
26. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、公園の土地又は建物の使用にかかる料金を施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
27. 「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地又は建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
28. 「修繕」とは、施設、設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
29. 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。

30. 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
31. 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
32. 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第5条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、関東地方整備局に都市公園法第5条、第6条又は第12条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設等運営計画書」（様式3）及び本運営規程書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用に相応しくない場合等、その実施を許可しない場合がある。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、関東地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。ただし、本規定書第2編第36条に基づく協議が整った場合を除く。
3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び関東地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

1. 都市公園法
2. 景観法、屋外広告物条例
3. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
4. 消防法
5. 建築基準法
6. 労働基準法、労働安全衛生法
7. 下水道法
8. 水道法
9. 食品衛生法
10. 官公庁施設の建設等に関する法律
11. 環境基本法
12. 水質汚濁防止法

13. 悪臭防止法
14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
15. 大気汚染防止法
16. 騒音規制法
17. 振動規制法
18. 地球温暖化対策の推進に関する法律
19. 建設工事に係る資料の再資源化等に関する法律
20. エネルギー使用の合理化に関する法律
21. 建設業法
22. 個人情報保護に関する法律
23. 電気事業法
24. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都）
25. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
26. 警備業法
27. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
28. 遺失物法
29. その他、関係諸法令等

第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮するとともに、国営東京臨海広域防災公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 施設等運営者は、収益施設等の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、関東地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
5. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、関東地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、関東地方整備局から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
7. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

8. 「国営東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱要領（案）」（別添 12「許認可事務」参照）を参考に、収益施設等の運営にあたること。
9. 施設等運営者は、本業務の実施に当たって、常に関東地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、特に飲食施設や物販施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 関東地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するに当たり、関東地方整備局と施設等運営者の責任分担を「関東地方整備局と施設等運営者の責任分担表」（以下「責任分担表」という。）のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、関東地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議の上決定するものとする。

関東地方整備局と施設等運営者の責任分担表

項目	内容	関東地方 整備局	施設等 運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設等設置 管理	供用区域内の設置管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、 要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時 対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任 とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の 修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営 者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含 む。）		○
	収益施設等の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費 用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場 合に、施設を一時休止する等して行わなければならない施設、 設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場 合に発生する営業損失		○
公園利用者及び 施設利用者への 損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び 施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施 設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第33条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
関東地方整備局 又は第三者への 損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、関東地方整備局 又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理に当たり、必要のあるときは、関東地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設等に関する備品を対象とする。

第11条 公租公課

- 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
- 施設等運営者は、地方税法第73条第2項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について関東地方整備局に協力するものとする。

第12条 運営日時等

1. 収益施設等の運営日時に関しては、本公園の開園期間、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては関東地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。

開園期間・開園時間

	開園期間	開園時間
公園区域全体	4月1日～3月31日	6:00～20:00
体験学習施設	4月1日～3月31日	9:30～17:00

※公園区域全体の休園日は、12月31日及び1月1日とし、更に体験学習施設の休館日は毎週月曜日（月曜日が休日の場合は直後の平日）とする

※開園日はイベント等により変更する場合がある。（別紙17「開園時間延伸状況」参照）

※施設等運営者は、関東地方整備局からの臨時休園・時間短縮延長の通知に従うこと。

2. 関東地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 関東地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により収益施設等を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ関東地方整備局に報告するものとする。

第13条 提供品目及び利用料金

1. 飲食・物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては、公園利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
2. 収益施設等の利用料金等については、関東地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設

毎月の施設使用料については、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。なお、風水害その他の事業者の責に帰すこと

ができない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点での目安）

公園施設	税抜き施設使用料
国営東京臨海広域防災公園収益施設 1 式	約 18 万円／年

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【参考：個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

	公園施設	税抜き施設使用料
1	バーベキューガーデン	約 13 万円／年
2	飲食・物販施設	約 5 万円／年

- ※1 土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年度使用料との調整を行い改定する予定である。
- ※2 施設等運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。
- ※3 施設使用料には別途消費税が課される。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地又は建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料又は土地使用料を改定することができる。なお、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由により、長期間閉園が生じた場合の建物施設料又は土地使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

	公園施設	税抜き施設使用料（円／回）
1	自動販売機	（都度告知）
2	臨時売店	（都度告知）

- ※1 平成29年の土地使用料は約34円／日・m²、建物使用料は約77円／日・m²であった。
- ※2 [建物の占有]及び[土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合]は、別途消費税が課される。
- ※3 土地使用料及び建物使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年9月1日に前年度使用料との調整を行い改定する予定である。

第15条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

通常の施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備・備品及び消耗品等を本業務に使用することは

きない。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で関東地方整備局が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置する等、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は関東地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に関東地方整備局又は維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、関東地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年6月2日法律第51号）第54条により罰則の適用がある。
- 2) 「国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて別紙5共通仕様書第8章の規定に沿って、情報管理を適切に行うこと。

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）第6条の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により関東地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。（様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより関東地方整備局に損害を及ぼしたときは、関東地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに関東地方整備局に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により関東地方整備局に報告するものとする。

第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設等を運営するに当たっては、許可した目的以外の利用は禁止する。

2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。
ただし、関東地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設等の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、関東地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、関東地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は関東地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに収益施設等を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは関東地方整備局が特定備品の残置を希望した場合、及び本規定書第2編第36条に該当する場合、施設等運営者及び関東地方整備局又は国が指定する第三者との個別協議を行った上で、関東地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 2) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行う等、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、関東地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は原状回復の費用を施設等運営者に請求することとする。
4. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由によ

り管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、関東地方整備局が書面により指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、又は不可抗力の場合は、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、関東地方整備局の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、関東地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、関東地方整備局と協議の上、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、関東地方整備局が指定した様式による関係書類を関東地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が関東地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後関東地方整備局に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて関東地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 関東地方整備局と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整又は協議を行う。
- 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに関東地方整備局と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、関東地方整備局に書面により提出するものとする。
 - ① 管理運営要領・・・・・・・・・・・・・・・・許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の10日迄に提出
 - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ その他関東地方整備局が指示する書類・・・・・・・・適宜提出

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者又は業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。

5. 開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。
 - 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者について
 - ① 施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者を定め、関東地方整備局に通知するものとする。
 - ② 収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
 - 2) 適切な業務従事者の配置について
 - ① 収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ② 関東地方整備局は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ① 業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
 - ② 業務の実施方針
 - ③ 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④ 業務の実施体制
 - ⑤ 連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥ その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定に当たっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設等運営者は、収益施設等の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、関東地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、関東地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。（別添23「収益施設収支報告」参照）

- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月 10 日までに書面により関東地方整備局に報告すること。
 - 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに関東地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。
 - 4) 関東地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。
3. 施設の修繕等
- 1) 施設等運営者が、収益施設等の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に関東地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保等の観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
 - 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に関東地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
 - 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、関東地方整備局と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
 - 4) 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い関東地方整備局又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
 - 5) 施設等運営者は、関東地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、関東地方整備局に対して買取請求を行わないものとする。
4. 価格・サービス内容の決定・変更
- 施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
5. 施設等運営者の変更
- 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
6. 広告物の掲出
- 施設等運営者が、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ関東地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出位置については許可区域内とする。なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、関東地方整備局と書面により協議を行うこと。
- 1) 収益施設等の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。併せて、国営東京臨海広域防災公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営東京臨海広域防災公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする。

- 2) 収益施設等の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
 - 3) 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営東京臨海広域防災公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
 - 4) 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営東京臨海広域防災公園の名称より小さく表示すること。
7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を関東地方整備局に書面により提出しなければならない。

- 1) 施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- 2) 施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- 3) 施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- 4) 施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- 5) 施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により関東地方整備局に報告しなければならない。

1. 関係機関等との協議。
2. その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施に当たり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、

関東地方整備局と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設等ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

関東地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心掛けるものとする。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限に留め、また開園時間の中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに必要に応じて報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。

第36条 拾得物、遺失物の処理

施設等運営者が、施設内で拾得物、遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見等の聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文等の意見を集約し、関東地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページ等による情報発信を行う際、関東地方整備局から許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。

ただし、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、本公園のホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。なお、データを収納するサーバー及びリンクする他のホームページについて、事前に関東地方整備局と協議を行う。

5. 施設等運営者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、共通仕様書第8章「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に関東地方整備局と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページ等やポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページ等を発見した場合には、関東地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ等管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設等における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行に当たり、適切な措置・対応を行う等、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、「国営東京臨海広域防災公園における行為の禁止等に関する取扱い要領（案）」（別添12「許認可事務」参照）に則った対応を図ること。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、関東地方整備局が別途定める消防計画（別添11「建物に係る消防計画」参照）を遵守する。
- 4) 異常を確認した場合、速やかに適切に対処し、必要に応じて関東地方整備局に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 5) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 6) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を講じた上で、関東地方整備局に報告する。
- 3) 園内の車両通行については、公園利用者及び施設利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、走行速度は原則10km/h以下とする。
- 4) 作業にかかる車両の持込は最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 5) 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 6) 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては、救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに事故報告様式（別添6参照）により関東地方整備局に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
 - 5) 重大事故については直ちに関東地方整備局に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、又は30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
 - 6) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。
4. 災害時、異常時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添5参照）等に基づき、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ関東地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
 - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を関東地方整備局に速やかに報告する。
 - 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、看板等の飛散防止措置等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
 - 4) 台風、豪雨等の災害発生時には自主的に許可区域を巡回し状況を確認するとともに、関東地方整備局の指示があった場合にもその箇所を巡回を行う。また、必要に応じて土のう等の設置等を行う。
 - 5) 施設等運営者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、関東地方整備局に速やかに報告する。
 - 6) 関東地方整備局は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
 - 7) 関東地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
 - 8) 災害時、異常時等の発生後は、施設内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、関東地方整備局に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
 - 9) 施設等運営者は、事故や災害発生時等には、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
 - 10) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、又は休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。

- 11) 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、施設等運営者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を関東地方整備局に報告すること。

2. 日常点検

- 1) 施設等運営者は通常点検等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに関東地方整備局に報告するものとする。

3. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、関東地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

施設等運営者は常に整理整頓を行い、危機箇所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

3) 初期対応

- ① 施設等運営者は、関東地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ② 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに関東地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のため

めの必要な措置をとる。

- ③ その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書（別添6参照）等により関東地方整備局に報告するものとする。

- 一 事故発生日時
- 二 事故発生場所（図示）
- 三 事故発生の原因（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
- 四 事故の程度
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果
- 六 事故処理の概略
- 七 再発防止策等

- ④ 重大事故等緊急を要すると判断される場合については、上記様式によらず直ちに関東地方整備局に報告すること。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに関東地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、許可区域内及びその周辺の環境を常に清潔かつ良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可区域内及びその周辺の環境を良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
3. 収益施設等の建築躯体並びに建築設備及び管理備品がある場合について、施設等運営者の注意義務で管理しなければならない。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可区域内及びその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事実施範囲及び構造物が、許可区域及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事を実施するに当たり、常に施設利用者の安全確保に十分注意をするとともに、施設等運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行なうものとする。
2. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転については、公園利用者並びに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持込車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする。
3. 施設等運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底するものとする。

4. 作業中は、園内の施設工作物並びに樹木等を破損しないように十分注意するものとする。
5. 作業従事者は、服装並びに言動に注意し、公園利用者並びに施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第46条 備品の取り扱い

1. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。
2. 管理備品の取扱い
許可を受けた収益施設等の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に関東地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該業務が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。
残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。その他、残存する備品の取扱いについては、別添9「取得した備品の取り扱い」による。
3. 特定備品の取扱い
許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。なお、本規定書第1編第21条「業務の完了・引継、原状回復等」及び本規定書第1編第22条「立退料等の不請求」を踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこと。
4. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第47条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務が完了する場合、（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不相当である場合、国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。
2. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（本規定書第1編第27条）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等で明らかな場合、その費用は施設等運営者が負担する。

第2編 国営東京臨海広域防災公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 自動販売機

第1条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めること。

第2条 運営対象施設

設置箇所は原則以下のとおりであり、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧

(別添 22「収益施設運営対象区域図」参照)

設置箇所	設置する自動販売機の種別
がん研有明病院門扉東側	飲料（缶及びペットボトル）
本部棟東側水飲み脇	飲料（缶及びペットボトル）

第3条 責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を専任した上で自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第4条 利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。

第5条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

1. 自動販売機施設の運営に関すること。
2. 自動販売機施設の維持管理に関すること。
3. 前各号に掲げる業務に付随すること。

第6条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第28条第1項に基づく管理運営要領を作成するに当たり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 自動販売機の運営
 - 1) 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
 - 2) 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
 - 3) 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
2. 自動販売機の維持管理
 - 1) 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
 - 2) 自動販売機に併設して、原則として1箇所に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
 - 3) 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令

を遵守するとともに徹底を図ること。

- 4) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第7条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収・処分に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。

5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第8条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置に当たっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に関東地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員に確認を得ること。

第2章 バーベキューガーデン

第9条 総則

施設等運営者は、バーベキューガーデンの管理運営に際して、関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第10条 施設の目的

バーベキューガーデンは、国営東京臨海広域防災公園において施設利用者へのバーベキュー器具の貸出及び食材等飲食物の提供を目的とする。

第11条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
バーベキューガーデン	多目的広場

第12条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、バーベキューガーデンの管理運営にあたらせるものとする。

第13条 運営日時

施設等運営者は、原則として以下の期間を営業日時とする。なお、営業日時を短縮又は延長する場合又は冬季等、バーベキューガーデンの利用頻度が下がる時期などにおいてバーベキューガーデン以外の目的において多目的広場の活用する場合は、施設等運営者は関東地方整備局に書面により提出するものとする。

■定休日

休園日（12月31日及び1月1日）、休館日（月曜日、月曜日が休日の場合は直後の平日）なお、定休日以外に休業する場合は、事前に関東地方整備局に報告するものとする。

■営業時間

平日（7・8月を除く）	1部	11:00～15:00（4時間）
土日祝/7・8月	1部	10:00～13:00（3時間）
	2部	14:00～17:00（3時間）

第14条 利用料金

1. 器具貸出、飲食提供は有料とする。

2. 施設利用者へ提供する器具貸出品目及び価格、飲食品目及び価格は、関東地方整備局長との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■＜参考＞サービス内容等一覧

施設名称	販売・貸出品目
バーベキューガーデン	器具貸出 コンロ、金網、炭、着火剤、チャッカマン、割り箸、ゴミ袋、折りたたみテーブル、折りたたみイス等 飲食提供 バーベキュー用食材（牛肉、豚肉、肉加工品、油、調味料等）、ソフトドリンク等

第15条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 多目的広場の利用に伴う受付・調整に関する事。
 - 2) バーベキュー器具の貸出に関する事。
 - 3) バーベキュー用食材の提供に関する事。
 - 4) バーベキューガーデンの利用に伴う苦情処理に関する事。
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、バーベキューガーデンの全部又は一部の利用を中止することができるものとする。

第16条 施設の運営

1. 予約受付
 - 1) 施設等運営者は、バーベキューガーデンの利用について、2ヶ月前から予約を受け付け、先着順で予約調整を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、ホームページを用意するほか、東京臨海広域防災公園のホームページからも予約が可能にようにすること。
2. 器具貸出、飲食提供
 - 1) 施設等運営者は、バーベキューガーデン利用者のために、器具貸出及び飲食提供を行うこと。
 - 2) 天候の変化に対応するため、タープ等を準備しておくこと。
3. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。
4. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ① 危険物を持込、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
 - ② 定められた場所、時間外で火気を使用する者
 - ③ 直火や火の粉が上がる火気を使用する者
 - ④ 公園で定める制限事項に違反する者
 - ⑤ 付添者を伴わない中学生未満の者

- ⑥ その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適な利用を妨げる者。

第17条 施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃及び塵芥処理
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等
4. バーベキューガーデン（多目的広場）の芝生の管理（なお、芝生の管理方法は、別紙8「個別仕様書（植物管理）」に準拠するものとする。）

第18条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に報告すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、訓練等を実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
4. 施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、業務従事者の身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスコミ対応等を行う場合もあるが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第19条 費用負担

1. バーベキューガーデン運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供するバーベキュー器具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工

作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、バーベキュー器具を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第20条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板、ホームページ等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第21条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 指定された場所以外では、バーベキューを行わないこと。また、直火での利用は行わないこと。
2. 穴、溝等を勝手に掘らないこと。

第3章 飲食・物販施設

第22条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第23条 施設の目的

飲食・物販施設は、国営東京臨海広域防災公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の目的とする。

第24条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<飲食・物販施設>

施設名称	営業場所
体験学習施設カフェ	体験学習施設1階

第25条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第26条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として体験学習施設の開館日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて、定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合、施設等運営者は関東地方整備局に報告するものとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

<飲食・物販施設>

9：30～17：00

第27条 利用料金

施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は関東地方整備局長との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図る等、満足度の向上に努めること。

■サービス内容等一覧

< 飲食・物販施設 >

施設名称	販売品目
体験学習施設カフェ	物販 防災グッズ、非常食 等 飲食 酒類を除く

第28条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 飲食・物販施設の運営に関すること。
2. 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
3. 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
4. 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第29条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃及び塵芥処理。
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第30条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に報告すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、訓練等を実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
4. 施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。

5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスコミ対応等を行う場合もあるが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第31条 費用負担

1. 飲食・物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、本規定書第36条に基づく協議が整った場合を除く。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第32条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板、ホームページ等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者による損害の賠償を求める。

第4章 自主事業における行催事等

第33条 自主事業における行催事等

1. 維持管理業務受託者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため維持管理業務受託者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 調査職員と維持管理業務受託者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
5. 維持管理業務受託者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
6. 維持管理業務受託者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を関東地方整備局に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、維持管理業務受託者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
7. 維持管理業務受託者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 維持管理業務受託者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
9. 維持管理業務受託者は、自主事業の実施に当たり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 維持管理業務受託者は、事前に関東地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、東京都の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示できない。
 - 2) 維持管理業務受託者は、事前に関東地方整備局長の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 維持管理業務受託者は、事前に関東地方整備局長の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
10. 維持管理業務受託者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

【国営東京臨海広域防災公園】

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分		93,712	88,574	87,984
	成果報酬等				
	旅費その他				
計 (a)					
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)					

(注意事項)

- 委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	28 年度	29 年度	30 年度
植物管理	7,482	7,449	6,501
建物管理	3,439	2,746	3,030
清掃	3,283	3,305	3,219
運営管理	32,377	30,934	33,952
公園管理	32,448	30,187	27,360
一般管理費等	7,742	7,392	7,405
消費税	6,941	6,561	6,517
小計	93,712	88,574	87,984

- 平成 28 年度から平成 31 年度は民間競争入札（総合評価方式一般競争入札）により特定された事業者との 4 箇年契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
常勤職員	5	5	5	
非常勤職員	21	21	21	

(平成 31 年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件
同種又は類似業務の実務経験
2. 技術力に関する要件
○植物管理業務責任者
・1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成28-31年)

1. 知識、経験に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務(平成12年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務(下記7)の業務においては平成17年度以降に完了した1件につき開催期間が概ね2ヶ月以上の業務)に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成28年3月31日までに完了するもの)	下記の1)~2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記2)又は3)のいずれかの経験を有すること
同種業務の経験	1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、2ha以上の園地管理を行っている施設			
類似業務の経験	7)延べ2年以上の総括責任者の経験 4)延べ3年以上の業務責任者の経験 9)総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者			
業務の経験	下記の4)~7)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記7)~9)のいずれかの経験を有すること 又は、下記の3)~7)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2~1.2.4参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記1)又は2)のいずれかの経験を有すること	下記の4)~7)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の4)~7)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の4)~7)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記2)又は3)のいずれかの経験を有すること
類似業務の経験	3)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 4)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 5)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、園地管理を行っている2ha未満の施設 6)展示面積1,000㎡以上の常設展示施設 7)国もしくは地方公共団体が主催する屋内展示を含む博覧会。または、特殊法人、公益社団法人もしくは公益財団法人が主催し、国もしくは地方公共団体が共催もしくは後援する屋内展示を含む博覧会。			
業務の経験	7)延べ3年以上の総括責任者の経験(但し、上記7)を対象とした業務は延べ4ヶ月以上) 4)延べ4年以上の業務責任者の経験(但し、上記7)を対象とした業務は延べ6ヶ月以上) 9)延べ1年以上の総括責任者または延べ2年以上の業務責任者(但し、上記7)を対象とした業務は延べ2ヶ月以上の総括責任者または延べ3ヶ月以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者			
類似業務の経験	2)延べ3年以上の業務責任者※3の経験(但し、上記7)を対象とした業務は延べ4ヶ月以上) 3)延べ4年以上の業務経験(但し、上記7)を対象とした業務は延べ6ヶ月以上)			

2. 技術力に関する要件
○植物管理業務責任者
・1級造園施工管理技士

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・ 運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく。)

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

- ・ 主要公園施設一覧（別紙1）、主要建築物一覧（別紙2）、提供物品一覧（別紙20）及び建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）（別紙32）を参照

（注記事項）

- ・ 運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく。）。

4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標

		平成 28 年度		平成 29 年度		
		目標計画	実績	目標計画	実績	
公園利用者数の確保 (※1)	体験学習施設の入館者数	約 229,000 人以上	284,399 人	約 229,000 人以上	310,326 人	
	体験学習施設の小・中学生の団体入館者数	約 15,700 人以上	27,112 人	約 15,700 人以上	33,883 人	
利用者満足度の確保	「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率(※2)	約 72%以上	73.0%	約 72%以上	71.1%	
	「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」の回答比率(※2)	約 68%以上	69.0%	約 68%以上	67.3%	
多様な利用プログラムの提供	防災関連の普及啓発に関する大規模(※4)な行催事	開催回数	16 回以上	22 回	16 回以上	29 回
		延べ参加人数	7,700 人以上	10,563 人	7,700 人以上	15,368 人
情報受発信	マスコミによる報道件数(※6)	97 件以上	194 件	97 件以上	158 件	
	ホームページの総アクセス件数	148,000 件以上	261,796 件	148,000 件以上	268,133 件	
地域との連携活動・市民との協働活動	近隣施設との連携(※3)による防災関連の普及啓発に関する中規模(※4)の行催事	開催回数	50 回以上	68 回	50 回以上	61 回
		延べ参加人数	4,600 人以上	11,459 人	4,600 人以上	8,363 人
	市民との連携(※5)による防災関連の普及啓発に関する中規模(※4)の行催事	開催回数	21 回以上	27 回	21 回以上	35 回
		延べ参加人数	121,000 人以上	18,446 人	121,000 人以上	17,718 人
		平成 30 年度				
		目標計画	実績			
公園利用者数の確保 (※1)	体験学習施設の入館者数	約 229,000 人以上	人			
	体験学習施設の小・中学生の団体入館者数	約 15,700 人以上	人			
利用者満足度の確保	「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率(※2)	約 72%以上	%			
	「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」の回答比率(※2)	約 68%以上	%			
多様な利用プログラムの提供	防災関連の普及啓発に関する大規模(※4)な行催事	開催回数	16 回以上	回		
		延べ参加人数	7,700 人以上	人		
情報受発信	マスコミによる報道件数(※6)	96 件以上	件			
	ホームページの総アクセス件数	148,000 件以上	件			
地域との連携活動・市民との協働活動	近隣施設との連携(※3)による防災関連の普及啓発に関する中規模(※4)の行催事	開催回数	50 回以上	回		
		延べ参加人数	4,600 人以上	人		
	市民との連携(※5)による防災関連の普及啓発に関する中規模(※4)の行催事	開催回数	21 回以上	回		
		延べ参加人数	121,000 人以上	人		

■ 四半期指標									
		平成 28 年度							
		4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数の確保 (※1)	体験学習施設の入館者数	59,000人以上	71,523人	68,000人以上	74,525人	64,000人以上	73,776人	38,000人以上	64,575人
	体験学習施設の小・中学生の団体入館者数	6,200人以上	9,908人	2,200人以上	3,580人	4,500人以上	9,621人	2,800人以上	4,003人
利用者満足度の確保	「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率(※2)	72%以上	69.0%	72%以上	72.0%	72%以上	77.0%	72%以上	72.0%
	「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」の回答比率(※2)	68%以上	78.6%	68%以上	66.9%	68%以上	66.4%	68%以上	69.0%
		平成 29 年度							
		4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数の確保 (※1)	体験学習施設の入館者数	59,000人以上	91,251人	68,000人以上	86,665人	64,000人以上	81,765人	38,000人以上	50,645人
	体験学習施設の小・中学生の団体入館者数	6,200人以上	9,658人	2,200人以上	4,304人	4,500人以上	13,350人	2,800人以上	6,571人
利用者満足度の確保	「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率(※2)	72%以上	70.2%	72%以上	70.8%	72%以上	71.6%	72%以上	71.9%
	「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」の回答比率(※2)	68%以上	68.4%	68%以上	69.4%	68%以上	71.0%	68%以上	61.4%
		平成 30 年度							
		4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数の確保 (※1)	体験学習施設の入館者数	59,000人以上	93,248人	68,000人以上	人	64,000人以上	人	38,000人以上	人
	体験学習施設の小・中学生の団体入館者数	6,200人以上	9,894人	2,200人以上	人	4,500人以上	人	2,800人以上	人
利用者満足度の確保	「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」の回答比率(※2)	72%以上	75.1%	72%以上	%	72%以上	%	72%以上	%
	「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」の回答比率(※2)	68%以上	69.3%	68%以上	%	68%以上	%	68%以上	%

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標計画の設定根拠)

過年度実績をもとに設定

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4. モニタリング方法による。

受託者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1：公園利用者数の集計方法は別紙12による。

※2：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙13)のQ12-2, 3, 4に対して「満足できる」の回答比率の平均値。

※3：近隣施設との連携による行催事とは、事業者が委託費を用い、東京都内の防災関連部局(消防、警察、インフラ企業等)、近隣の学習施設等や、公共施設(区役所、病院等)と連携して実施する行催事をいう。

※4：「大規模」とは、参加人数が100人程度以上の行催事、「中規模」とは参加人数が50人程度以上の行催事。

※5：市民との連携による行催事とは、事業者が委託費を用い、地域を限定せず防災に関わるNPO団体やボランティア、研究機関等と連携して実施する行催事、また自前で解説ボランティア等を立ち上げて育成して実施する行催事をいう。なお、「近隣施設との連携による行催事」を除く。

※6：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞及び雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

5 従来の実施方法等
従来の実施方法 ・ 業務区分表参照
(事業の目的を達成する観点から重視している事項) ・ 防災学習、広報、イベント・行催事を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。
(注記事項) ・ 公園利用者数 (別紙 12)、公園の利用に関するアンケート調査(別紙 13)、イベント実績(別紙 14)、 広報・報道実績(別紙 15)、ホームページアクセス件数(別紙 16)

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(28-31年度)			民間競争入札(31年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土 交通省	A (受託者)	A以外 の業者	国土 交通省	B (受託者)	B以外 の業者	
国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	④収益施設等管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

別記様式第 6 (第 6)

精 算 報 告 書

【H28】

(単位：円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額	摘要
			(A) - (B)	
直接経費				
植物管理	6,501,736	7,482,921	-981,185	
建物管理	2,917,300	3,439,343	-522,043	
清掃	3,219,400	3,283,480	-64,080	
運営管理	37,452,080	32,377,629	5,074,451	
公園管理	27,360,872	32,448,773	-5,087,901	
直接業務費	77,451,388	79,032,146	-1,580,758	
一般管理費等	7,742,612	7,742,612	0	
業務価格	85,194,000	86,774,758	-1,580,758	
消費税相当額	6,815,520	6,941,980	-126,460	
計	92,009,520	93,716,738	-1,707,218	

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 横とする。
2. 経費区分は、別記様式第 1 備考 4 により記入すること。
3. 第 6 第 2 項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること

精 算 報 告 書

【H29】

(単位：円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額	摘要
			(A) - (B)	
直接経費				
植物管理	6,501,736	7,449,759	-948,023	
建物管理	2,917,300	2,746,841	170,459	
清掃	3,219,400	3,305,895	-86,495	
運営管理	33,952,080	30,934,737	3,017,343	
公園管理	27,360,872	30,187,990	-2,827,118	
直接業務費	73,951,388	74,625,222	-673,834	
一般管理費等	7,392,612	7,392,600	12	
業務価格	81,344,000	82,017,822	-673,822	
消費税相当額	6,507,520	6,561,425	-53,905	
計	87,851,520	88,579,247	-727,727	

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 横とする。
2. 経費区分は、別記様式第 1 備考 4 により記入すること。
3. 第 6 第 2 項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること

体験学習施設の入館者数

体験学習施設の入館者数

【H28】

体験学習施設の入館者数(人)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
月計	16,907	29,033	25,583	26,244	24,398	23,883	32,456	27,037	14,283	15,943	20,297	28,335	284,399

【H29】

体験学習施設の入館者数(人)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
月計	24,269	37,626	29,356	27,866	28,089	30,710	29,703	35,356	16,706	14,463	18,831	17,351	310,326

【H30】

体験学習施設の入館者数(人)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
月計	24,132	40,018	29,098	26,426									119,674

※ 体験学習施設の入館者数は、センサー式自動入館者計測機を用いた常時観測データを取り纏め、管理月報として報告を受けた値。

体験学習施設の小・中学生の団体入館者数

【H28】

体験学習施設の小・中学生の団体入館者数(人)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
月計	2,374	3,219	4,315	884	120	2,576	3,153	3,644	2,824	1,769	1,829	405	27,112

【H29】

体験学習施設の小・中学生の団体入館者数(人)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
月計	2,042	3,113	4,503	947	375	2,982	4,195	5,975	3,180	3,104	2,743	724	33,883

【H30】

体験学習施設の小・中学生の団体入館者数(人)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	累計
月計	2,267	3,401	4,226	1,269									11,163

国営東京臨海広域防災公園 公園の利用に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営昭和記念公園事務所

Q1. あなたのお住まいを教えてください。 _____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください。

1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください。

1 小学生 2 中学生 3 15～18歳 4 19～29歳 5 30～39歳
6 40～49歳 7 50～59歳 8 60～64歳 9 65～69歳 10 70歳以上

Q4. 本日はどなたと来園されましたか（該当するもの1つに○）。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他（_____）

Q5. 主に利用した交通機関を教えてください（該当するもの1つに○）。

1 鉄道 2 路線バス 3 貸切バス 4 自家用車 5 バイク
6 自転車 7 タクシー 8 徒歩 9 その他（_____）

Q6. ご来園までの所要時間を教えてください（該当するもの1つに○）。

1 30分以内 2 30分～1時間 3 1時間～1.5時間 4 1.5時間～2時間 5 2時間

Q7. 本日、国営東京臨海広域防災公園を利用された、おおよそ／予定の時間をお聞かせください。

入園時間 時 分 ～ 退園時間 時 分

Q8. この公園にはどのくらいの頻度でいらっしゃいますか（該当するもの1つに○）。

1 ほぼ毎日 2 週に2～3回程度 3 週に1回程度 4 月に2～3回程度
5 月に1回程度 6 年に数回 7 年に1回程度 8 数年に1回程度 9 今回がはじめて

→「9 今回がはじめて」を選択された方はQ9へ、それ以外（1～8）の方はQ10にお進みください。

Q9. 今回がはじめて来た方にお聞きします。この公園を知ったきっかけは何ですか（該当するもの1つに○）。

1 新聞記事 2 テレビ 3 ラジオ 4 雑誌・情報誌（雑誌名：_____） 5 チラシ
6 ポスター 7 看板・情報板 8 駅構内の広告 9 市町村の広報誌 10 キャンペーン（会場名：_____）
11 Twitter 12 Facebook 13 Instagram 14 Google+ 15 YouTube
16 各種レジャー情報サイト等 17 知人・家族に聞いて 18 その他（具体的に：_____）

Q10. 今日、この公園に来た目的を教えてください（3つまで選んで○）。

1 イベントに参加するため 2 公園で遊ぶため 3 防災学習のため 4 ツアーの中に入っていたため
5 バーベキュー 6 下見 7 特に目的は無い（たまたま近くを通りかかった等）
8 その他（具体的に：_____）

Q11. 今日、この公園でご利用になった施設・コーナーは何ですか。また特に満足した施設・コーナーは何ですか。利用した全ての施設に○、特に満足した施設に◎をつけて下さい（該当するもの全て）。

1	1 階防災体験ゾーン	4	オペレーション見学窓	7	BBQ ガーデン
2	2 階防災学習ゾーン	5	園地・広場	8	屋上庭園
3	アニメ東京マグニチュード8.0	6	そなえカフェ		

Q12-1. そなエリア東京（体験学習施設）の整備内容には満足されましたか。

1 満足できる 2 やや満足 3 普通 4 やや不満 5 不満である

より満足度を上げるためには、どのような点に注意すればよいかお教えてください。

Q12-2. そなエリア東京（体験学習施設）での受付・案内等のサービス面には満足されましたか。

1 満足できる 2 やや満足 3 普通 4 やや不満 5 不満である

より満足度を上げるためには、どのような点に注意すればよいかお教えてください。

Q12-3. 本日の「東京直下72h ツアー（タブレット端末を使用した体験イベント）」に参加されましたか。

1 参加した 2 参加しなかった

Q12-4. 本日の「東京直下72h ツアー」に参加された方にお聞きます。「東京直下72h ツアー」について、理解しやすく、ご自分が災害に備える上で役立つ内容であったか、評価をお聞かせ下さい。

1 満足できる 2 やや満足 3 普通 4 やや不満 5 不満である

より満足度を上げるためには、どのような点に注意すればよいかお教えてください。

Q12-5. 本日の『●●●●（イベント名）』に参加されましたか。

1 参加した 2 参加しなかった ※1 参加した と回答された方は次のQ12-6も回答をお願いします

Q12-6. 「本イベント」について、理解しやすく、ご自分が災害に備える上で役立つ内容であったか、評価をお聞かせ下さい。

1 満足できる 2 やや満足 3 普通 4 やや不満 5 不満である

より満足度を上げるためには、どのような点に注意すればよいかお教えてください。

Q12-7. 本日の『●●●●（イベント名）』に参加されましたか。

1 参加した 2 参加しなかった ※1 参加した と回答された方は次のQ12-8も回答をお願いします

Q12-8. 「本イベント」について、理解しやすく、ご自分が災害に備える上で役立つ内容であったか、評価をお聞かせ下さい。

1 満足できる 2 やや満足 3 普通 4 やや不満 5 不満である

より満足度を上げるためには、どのような点に注意すればよいかお教えてください。

Q13. 防災に対する学習効果についてご意見等がありましたらご記入下さい。

Q14. 来園前に行った、または退園後に行く予定の場所を教えてください（該当するもの全てに○）。

1 がん研有明病院 2 東京ベイ有明ワシントンホテル・有明パークビル 3 東京ビッグサイト 4 お台場海浜公園
5 ダイバーシティ東京 6 パナソニックセンター(リスーピア) 7 日本科学未来館 8 水の科学館 9 フジテレビジョン
10 アクアシティお台場 11 ヴィーナスフォート

Q15. この公園へまた来たいと思いますか。

1 定期的に来たい 2 たまには来たい 3 イベント等があれば来たい
4 ついでのお機会があれば来たい 5 もう来たくない

Q16. 公園を利用されて満足した点・良かった点、またはお気づきの点がありましたらご記入ください。（要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にご記入いただければ幸いです。）

イベント実績

平成28年度 イベント一覧

①委託費のみで行ったもの

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
4月1日	3月31日	遊具の貸出し	一般	園地で利用する遊具を貸出します。	1,996人	人数計数	園地	-
4月1日	3月31日	釣上げよう魚ちゃん	一般	釣り遊びを使った防災ゲーム	-	人数計数	1階避難所	③
4月1日	3月31日	みんなで遊ぼう！防災ゲーム	一般	防災ゲームのワークショップ	10,848人	人数計数	2階防災ギャラリー	③
4月1日	3月31日	そなえポイント	一般	防災体験でポイントをためる。	6,189人	ポイントカード発行枚数	体験施設	①
4月1日	3月31日	煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	5,361人	人数計数	体験施設	③
4月1日	4月3日	春のそなえラリー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	346人	用紙使用人数	エントランス・園地	③
4月24日	4月24日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	43人	人数計数	園地	②
4月29日	4月29日	防災ずきんちゃんの減災クイズラリー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	121人	人数計数	館内・園地	③
4月29日	4月29日	防災とトイレ講座	一般	初心者向けの災害講座	146人	人数計数	エントランス	③
4月29日	4月29日	移動式こども基地	一般	避難所でも実施しているプレーパーク	296人	人数計数	園地	①
4/29～5/7	4/29～5/7	そなえラリー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	979人	用紙使用人数	館内・園地	③
4月30日	4月30日	起震車体験	一般	免震装置付きの起震車体験	256人	人数計数	園地	①
4月30日	4月30日	100mバケツリレー	一般	知らない同士力を合わせて消火体験	82人	人数計数	園地	③
5月3日	5月3日	防災とこどもの遊び講座 (暗闇体験、ランタン作り)	一般	初心者向けの災害講座	160人	人数計数	園地	③
5月4日	5月4日	防災迷路	一般	非常時に備えて判断する力と知恵を養う	249人	人数計数	エントランスポーチ	②
5月4日	5月4日	はるかのみまわり植付体験	一般	阪神淡路大震災に纏わるひまわりの植付	53人	人数計数	園地	③
5月5日	5月5日	パパとKIDSの“自然と友達 冒険大作戦！”	一般	園内での自然探索プログラム	25人	人数計数	園地	-
5月5日	5月5日	新聞紙でカブトづくり	一般	こどもの日に新聞紙でカブトを作ろう	38人	用紙使用人数	エントランス	-
5/7・8	5/7・8	お母さんののがおえをかこう	一般	母の日に似顔絵を描いて贈ろう	158人	用紙使用人数	エントランス	-

5月8日	5月8日	Aウオーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	40人	人数計数	園地	②
5月8日	5月8日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	140人	人数計数	園地	-
5月13日	5月13日	CMT訓練体験セミナー	一般	企業防災についての講座	75人	人数計数	レクチャールーム	②
5月15日	5月15日	有明ドッグラン	一般	近隣住民と連携して実施	56人	人数計数	園地	-
5月22日	5月22日	世界公園風揚げ交流会	一般	サミットに向け防災メッセージを発信	350人	人数計数	園地	①
6月4日	6月4日	春のミニぼうさいモーターショー	一般	災害対策車両等の乗車体験	700人	人数計数	園地/エントランス	①
6月4日	6月4日	災害伝言ダイヤル、伝言板体験	一般	電話会社による災害用伝言板の体験	440人	人数計数	エントランス	②
5/17~6/12	5/17~6/12	ゲリラ豪雨展	一般	ゲリラ豪雨の仕組みを紹介	15,150人	入館者数×70%	2Fギャラリー	②
6月12日	6月12日	Aウオーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	17人	人数計数	園地	②
6月19日	6月19日	お父さんの似顔絵を描こう	一般	お父さんの似顔絵を描いてプレゼント	73人	用紙使用人数	エントランス	-
6月26日	6月26日	防災ゲームDAY	一般	ゲームをとおして防災を学ぼう	353人	人数計数	2Fギャラリー	②
6月26日	6月26日	防災ビンゴ	一般	防災クイズを活用したビンゴゲーム	-	参加人数は防災ゲームDAYに含む	エントランス	③
6月26日	6月26日	クロスロード体験	一般	防災ゲームのワークショップ	-	参加人数は防災ゲームDAYに含む	館内	③
7/2~7/7	7/2~7/7	七夕飾り	一般	短冊に願いを書こう	456人	用紙使用人数	エントランス	-
7月10日	7月10日	Aウオーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	10人	人数計数	園地	②
7月17日	7月17日	趣味の園芸講座	一般	NHK趣味の園芸講師による講座	50人	人数計数	園地	-
7月17日	7月17日	みんなで節電！「オリジナルうちわ」を作ろう	一般	好きな絵を描いて自分だけの「オリジナルうちわ」を作ろう	100人	用紙使用人数	エントランス	-
7/23-24	7/23-24	防災教育支援研修会	一般	教職員向け防災教育講座	86人	人数計数	エントランス	②
7月30日	7月30日	イザ！カエルキャラバン！	一般	おもちゃの交換会と防災ワークショップ	1,031人	人数計数	レクチャールーム	①
7月30日	7月30日	防災と介護講座	一般	災害講座及び高齢者体験	79人	人数計数	園地	③

7/30・31	7/30・31	女子美inそなエア東京	一般	女子美術大学による防災アプリ紹介	358人	人数計数	2Fギャラリー	②
8/6、7	8/6、7	航空スポーツ教室	一般	パラグライダー体験、ヘリコプターシミュレーター体験、模型飛行機づくり、小型飛行機展示など	960人	人数計数	園地	-
8月20日	8月20日	防災劇場&防災セミナー	一般	マジックを楽しみながら災害時に役立つ知識を身につけよう。非常食の試食もあるよ。	81人	人数計数	レクチャールーム エントランス	②
8/20、21	8/20、21	夏休みぼうさい自由研究	一般	ストローハウスを作り耐震補強を学ぶ	60人	人数計数	エントランス	③
8月24日	8月24日	防災と心のケア講座	一般	特別な支援を必要とする児童生徒の防災教育と対策の指導法について解説	11人	人数計数	レクチャールーム	②
7/31～8/31	7/31～8/31	防災マップを作ろう	一般	再現被災地の防災マップを作る	151人	人数計数	館内	②
8/27、28	8/27、28	首都直下地震にそなえて	一般	東京地質調査業協会と連携し、自宅周辺の地盤等を学ぶワークショップ	192人	人数計数	エントランス	①
9/1～11	9/1～11	炎の記憶 上映	一般	「炎の記憶 関東大震災 東京大空襲」上映	6,434人	入館者数×70%	エントランス	②
9月3日	9月3日	防災落語 そなえ寄席	一般	そなえ寄席「防災落語 三遊亭鳳志 独演会 ～たっぷり笑って、しっかり防災～」	30人	人数計数	レクチャールーム	②
9/6～30	9/6～30	ラジオライフラインネットワークパネル紹介	一般	ラジオ各局による災害時のライフライン情報紹介	8,707人	人数計数	エントランス	②
9月11日	9月11日	ぼうさいモーターショー	一般	災害対策車両等の乗車体験	1,600人	用紙使用人数	園地	①
9月11日	9月11日	シートベルトコンビンサー体験	一般	時速5kmの衝突体験	480人	人数計数	園地	①
9月11日	9月11日	移動式こども基地	一般	避難所でも実施しているプレーパーク	180人	人数計数	園地	①
9月11日	9月11日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	200人	人数計数	園地	②
9月11日	9月11日	防災トイレ体験	一般	災害用トイレメーカーによる紹介	150人	人数計数	園地	②
9月11日	9月11日	災害用伝言ダイヤル・伝言板体験	一般	電話会社による災害用伝言板の体験	300人	人数計数	園地	②
9月11日	9月11日	パークリビングカフェ	一般	イベント時にキッチンカーで飲食販売	92人	人数計数	園地	自主事業
9/1～11	9/1～11	JAXAによる災害対応技術の紹介	一般	JAXAによる災害対応技術の研究紹介	6,434人	人数計数	館内	②
9/17～19	9/17～19	安心・安全スタンプラリー	一般	秋のスタンプラリー(バナソニックセンターと連携)	220人	人数計数	館内	②
9月17日	9月17日	防災シミュレーションワークショップ	一般	チャレンジ! 防災忍法 守人の術	51人	人数計数	館内	③

9月18日	9月18日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	0人	人数計数	園地	-
9月19日	9月19日	おじいちゃん・おばあちゃんの似顔絵をおくろう	一般	敬老の日に合わせたイベント	55人	人数計数	エントランス	-
9月22日	9月22日	Aウォーキング教室	一般	“あなたのカラダをもっとキレイに！” Aウォーキング教室～体の耐震診断承ります～	20人	人数計数	園地	②
10/4～30	10/4～30	中越大震災 復興の軌跡展	一般	新潟県中越大震災に纏わる展示	20,556人	入館者数×70%	館内	②
10月8日	10月8日	ハイドロカルチャー体験会	一般	土を使わず植物を育てよう	100人	人数計数	エントランス	-
10月9日	10月9日	中越大震災の紙芝居	一般	当時の状況を紙芝居にて上演	105人	人数計数	館内	②
10月19日	10月19日	防災落語 そなえ寄席	一般	落語を通じた防災講座	48人	人数計数	レクチャールーム	②
10/19 ~21	10/19 ~21	緊急災害現地対策本部見学ツアー	一般	国土交通省職員による説明付きオペレーションルームの見学会	122人	人数計数	館内	②
10月23日	10月23日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	25人	人数計数	園地	②
11月6日	11月6日	防災運動会	一般	運動しながら防災を学ぶワークショップ	380人	人数計数	園地	①
11月6日	11月6日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	50人	人数計数	園地	②
11月6日	11月6日	火育～災害時に役立つ火の扱い方～	一般	火おこし体験	40人	人数計数	園地	②
11月6日	11月6日	防災と運動講座	一般	かけっこ教室、ミニスポーツ、親子遊び	65人	人数計数	園地	③
11月6日	11月6日	移動式こども基地	一般	避難所でも実施しているプレーパーク	107人	人数計数	園地	①
11月6日	11月6日	ニュースポーツ体験会	一般	ハングライダー、ボイ等の体験	76人	人数計数	園地	自主事業
11月6日	11月6日	消防車両展示体験	一般	深川消防署有明分署と連携	70人	人数計数	園地	①
11月6日	11月6日	AED体験会	一般	AED取扱・応急救護について体験	45人	用紙使用人数	エントランス	②
11月6日	11月6日	チューリップの球根を植えよう	一般	園地に球根を植える体験会	60人	用紙使用人数	園地	-
11月20日	11月20日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	15人	人数計数	園地	②
11月23日	11月23日	災害救助犬フェア	一般	災害救助犬の展示訓練	188人	人数計数	園地	①

11月23日	11月23日	秋の防災非常食祭り	一般	非常食まつり	800人	人数計数	園地	①
11月25日	11月25日	防災トイレフォーラム2016	一般	地方公共団体の事例を学びながら、災害用トイレの重要性を紹介	103人	人数計数	レクチャールーム	②
11/25~12/2	11/25~12/2	「災害用トイレ」を知っていますか？実際に触れてみよう	一般	様々な災害用トイレを展示	-	人数計数	エントランス	②
11月30日	11月30日	NTTドコモグループ総合防災訓練	一般	衛星搭載移動基地局車の通信訓練等	-	人数計数	園地	②
12月3日	12月3日	Drナダレンジャーの防災科学実験ショー	一般	防災科学技術研究所協力によるワークショップ	81人	人数計数	エントランス	②
12/3~25	12/3~25	クリスマスケーキを作ろう	一般	紙でオリジナルケーキを作って壁に飾ろう	259人	人数計数	エントランス	-
12月4日	12月4日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	70人	人数計数	園地	-
12月8日	12月8日	BCPセミナー	一般	企業向けの防災対策講座	65人	人数計数	レクチャールーム	②
12/10~25	12/10~25	クリスマスイルミネーション	一般	イルミネーションなどでクリスマスを演出	-	人数計数	園地・エントランス	-
12月15日	12月15日	小さな子どもを守るための防災講座	一般	自然災害から子どもを守る防災セミナー	18人	人数計数	レクチャールーム	②
12/17~30	12/17~30	そなえララー	一般	館内と園地を巡り本公園について学ぶ	389人	人数計数	園地・館内	③
12月18日	12月18日	趣味の園芸講座	一般	NHK趣味の園芸講師による講座	15人	人数計数	エントランス	-
12月18日	12月18日	有明ドッグラン	一般	近隣住民と連携して実施	20人	人数計数	園地	-
12/23~25	12/23~25	つくろう！クリスマスカード	一般	クリスマスカードづくりを体験	55人	入館者数×70%	エントランス	-
1月13日	1月13日	阪神・淡路大震災の語り部	一般	阪神・淡路大震災被災者によるお話	33人	用紙使用人数	レクチャールーム	②
1/13~15	1/13~15	緊急災害現地対策本部見学ツアー	一般	国交省職員による説明付きオペレーションルームの見学会	91人	用紙使用人数	館内	-
1月15日	1月15日	防災と食事講座	一般	かまどベンチを使って非常食を体験	27人	人数計数	園地	③
1月21日	1月21日	みんなの防災+ソナエ	一般	ガチャピン・ムックとともに防災を体験	937人	人数計数	館内・園地	①
1月28日	1月28日	防災シミュレーションワークショップ	一般	チャレンジ！防災忍法 守人の術	44人	入館者数×70%	館内	③
1月29日	1月29日	マジックにびっくり防災劇場	一般	マジックと寸劇で、楽しみながら防災について学んでいただく	80人	人数計数	レクチャールーム	①

1月29日	1月29日	作ってみよう防災クッキング!	一般	非常食を実際に作って試食体験を実施	78人	人数計数	エントランス	②
2/7~2/26	2/7~2/26	シリーズ防災企画展	一般	平成28年熊本地震 復興に向けて	-	人数計数	エントランス	委託費のみ
2月19日	2月19日	防災落語 そなえ寄席	一般	そなえ寄席「防災落語 三遊亭鳳志 独演会 〜たっぷり笑って、しっかり防災〜	30人	人数計数	レクチャールーム	委託費のみ
2月24日	2月24日	KDDI災害対策 公開訓練	一般	各種通信設備等の復旧訓練を公開する	300人	人数計数	園地	委託費のみ
1/4~2/28	1/4~2/28	うさぎ一家のぼうさい荷造り	一般	キャラクターを用いた、必要な防災グッズを 考える体験	295人	人数計数	エントランス	委託費のみ
3/1~3/31	3/1~3/31	スーパーレスキュー隊入団試験	一般	園地および館内を活用した謎解きイベント	1,378人	人数計数	館内・園地	①
3/4,5	3/4,5	TKK3大学連携によるボランティア活動の 紹介	一般	東北福祉大・神戸学院大・工学院大防災ボ ランティア活動展示とワークショップ	443人	人数計数	館内	②
3月2日	3月2日	自然災害から子どもを守る防災 セミナー	一般	災害から子供を守るワークショップ	20人	人数計数	レクチャールーム	②
3/10~12	3/10~12	緊急災害現地対策本部見学ツ アー	一般	国交省職員による説明付きオペレーション ルームの見学会	90人	人数計数	館内	②
3月11日	3月11日	起震車体験	一般	免震装置付きの起震車体験	324人	人数計数	園地	①
3月11日	3月11日	ぼうさいずきんちゃんの減災ラ リー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	54人	人数計数	館内・園地	③
3月11日	3月11日	防災迷路	一般	非常時に備えて判断する力と知恵を養う	188人	人数計数	エントランスポーチ	②
3月11日	3月11日	防災ビンゴ	一般	防災クイズを活用したビンゴゲーム	49人	人数計数	エントランス	③
3月11日	3月11日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	95人	人数計数	エントランスポーチ	②
3月11日	3月11日	体で覚える防災ワークショップ	一般	ビニール袋やダンボールなどを活用した防 災ワークショップ	110人	人数計数	エントランスポーチ	②
3/11,12	3/11,12	安心・安全スタンプラリー	一般	パナソニックセンターと連携	177人	人数計数	館内	②
3月12日	3月12日	防災教育指導者育成ワーク ショップ	一般	教育関係者向けの防災講座	42人	人数計数	館内	③
3月15日	3月15日	防災・BCP訓練体験セミナー	一般	企業向けの防災対策講座	76人	用紙使用人数	レクチャールーム	②
3月19日	3月19日	ぼうさい運動会	一般	運動しながら防災を学ぶワークショップ	505人	人数計数	園地	①
3月19日	3月19日	移動式子ども基地	一般	避難所でも実施しているプレーパーク	100人	人数計数	園地	①

3月19日	3月19日	かけっこ教室	一般	園地を活用したかけっこ教室	150人	人数計数	園地	-
3月25日	3月25日	東京都オープンデータ防災アプリコンテスト	一般	ビッグデータを活用したアプリ開発	40人	人数計数	レクチャールーム	①
3月26日	3月26日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	-	人数計数	園地	-
3月26日	3月26日	臨海副都心チューリップフェスティバル	一般	臨海副都心地域全体でのチューリップイベント	200人	人数計数	園地	-

※イベント種別 ①防災関連の普及啓発行事(大規模)
 ②近隣施設との連携行事(中規模)
 ③市民との連携行事(中規模)

平成28年度 イベント一覧

②受託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
4月10日	4月10日	紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	59人	人数計数	エントランス・園地	－
4月23日	4月23日	防災BBQ講座	一般	マンションのみんなが参加する防災訓練実践編	42人	人数計数	園地	③
5月1日	5月1日	ふれあい動物園	一般	お子様対象の移動動物園を実施	461人	人数計数	園地	－
5月5日	5月5日	防災缶詰をつくろう	一般	好きなグッズを詰めてオリジナル缶詰を作ろう	48人	人数計数	1階エントランス	－
5月29日	5月29日	ちびっこ相撲 有明場所	一般	区内の相撲部屋と連携した相撲体験	42人	人数計数	公園内	③
6月5日	6月5日	紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	60人	人数計数	レクチャールーム	②
6月12日	6月12日	紙飛行機選手権有明予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	23人	人数計数	園地	②
7月24日	7月24日	夏休み自由研究相談室 “折り紙プラス”	一般	よく飛ぶ飛行機の操縦法を学習しよう	41人	人数計数	エントランス	－
7月31日	7月31日	紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	77人	人数計数	エントランス・園地	②
8/6、7	8/6、7	空を見上げてin東京	一般	熱気球体験による東日本大震災復興支援	461人	人数計数	園地	②
8月7日	8月7日	紙飛行機選手権有明予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	28人	人数計数	園地	
8月18日	8月18日	夏休み水上バスで行くぼうさいツアー	一般	横網町公園と連携した防災体験ツアー	22人	人数計数	館内・横網町公園	－
8/20、21	8/20、21	くらやみで大かつやく！ アクモキャンドル	一般	水で明かりが？？みんなで作ってみよう	53人	人数計数	2階レクチャールーム	①
1/2.7.8	1/2.7.8	つくろう！ビニール凧	一般	ビニール袋とストローで凧を製作	268人	人数計数	1階エントランス	－

件数合計	14 件
参加人数合計	1,685 人

平成28年度 自主イベント一覧

実施日	行為の種類	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2016年4月1日～2017年3月31日	自動販売機	31,523	自動販売機を園内に設置します。	飲料自販機のフルメンテ契約。
2016年4月1日～2017年3月31日	そなえカフェ	20,832	館内に物販販売所を設置します。防災グッズ、オリジナルグッズの開架販売、ドリンク販売	防災グッズの販売、ドリンク販売、東京防災の販売。
2016年4月1日～2017年3月31日	ガイド付見学ツアー	9,111	団体見学に資料ガイドを付けます。	パークスタッフによる資料ガイドの実施。
2012年4月1日～2013年3月31日	バーベキュー	41,992	防災バーベキューを計画。直火で調理する体験を提供	放牧きの防災バーベキューの開催。平日はママ会員利用も多数。
2016年5月1日	ふれあい動物園	461人	お子様対象の移動動物園を実施	移動動物園業者への委託。エサの販売。
2016年11月6日	ふれあい動物園	125人	お子様対象の移動動物園を実施	移動動物園業者への委託。エサの販売。

平成28年度 持込イベント一覧

実施日	行為の種類	申請者	参加人数	概要	運営体制・調整記録
平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)	自主事業として飲食、および防災用品の販売(そなえカフェ)	民間		飲食、および防災用品の販売	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)	事務室としての利用(自主事業)	民間		管理センターの一部を事務室として利用。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)	自主事業として飲料の自動販売機の営業	民間		有明口全体案内板隣に設置	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)	自主事業として飲料の自動販売機の営業	民間		本部棟東側水のみ場脇	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年4月19日(火)	集会(防災訓練計画)	民間		社内自衛消防組織に対する防災教育のため	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年4月23日(土)	集会(平成28年おもちゃの図書館ボランティアの集い&総会)	民間		震災を体験したおもちゃ図書館の中間の事例を通し、防災を考える	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年4月28日(木)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年5月21日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年6月4日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年6月11日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年6月18日(土)	集会(FUN! Nad LIFE Breast Cancer Festival)	民間		乳がん経験者と家族・知人・医療者・一般の方との交流活動을目的としたランニングイベント	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年6月19日(日)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年6月24日(金)	ローケーション	民間		手話用語SWITCHメンバー(医師)に対して要するボイスアンプ・アンプを子どもから高齢者まで、さまざまな国籍をもった方々に評価を行い、メンバーの成長を促すための研修	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年6月29日(水)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月2日(土)	集会(BOP そなエリア 防災体験会)	民間		会社BCP体験会にてレクチャールームで避難グッズを作ってみる	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月2日(土)	集会「BOPそなエリア防災体験会」	民間		会社BCP体験会にてレクチャールームで避難グッズを作ってみる	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月9日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月17日(日)	集会(ランニング教室)	民間		ランナーサポート施設ジョグポート有明の会員を対象としたランニング教室を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月20日(水)	集会(防災研修会)	民間		西武グループ広報担当者の防災教育のため	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月22日(金)	集会(防災・減災実行委員会)	民間		防災体験学習と防災についての会議	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月23日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月31日(日)	集会(研修会)	民間		聴覚障がい者と手話サークル合同で災害に関する知識、防災に関する備えなどを学習する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年7月31日(日)	集会(災害ボランティア・セミナー)	民間		災害ボランティアに関する講義と話し合い。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年8月1日(月)	集会(有明防災フェア)	民間		若年層への防災意識の啓蒙としての有明防災フェアの開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年8月6日(土)	集会(港区防災学校)	民間		平成28年度「港区防災学校プログラム」として、特に、親子を対象として実施する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年8月12日(金)～平成28年8月14日(日)	集会(研修会)	民間		若年層への防災意識の啓蒙としての有明防災フェアの開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年8月23日(火)	その他(夏のボランティア体験2016in所沢 防災バスツアー)	民間		防災に関する知識を学び、災害が発生した時に自分たちにてできることは何かを考えることを目的とする。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年8月26日(金)	集会(研修会)	民間		社員およびその家族を対象とする防災体験学習を実施し、防災意識を高める	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年8月27日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間		東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

平成28年9月3日(土)	集会(その他(平成28年度東京都・葛飾区・墨田区合同総合防災訓練))	都	東京湾北部震源を想定した総合防災訓練	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月9日(金)	集会(研修会)	民間	弊社防災担当者を対象にした研修会を実施するため	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月10日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月11日(日)	講習会	民間	従業員ならびにそのご家族の方々の防災知識をさらに深める	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月24日(土)	集会(ランニングレクチャー実施のためくワンポイントアドバイス)	民間	ランニング及び長距離移動におけるワンポイントアドバイスをを行い、災害の帰宅困難時の移動に役立てる。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月24日(土)	集会(ランニングレクチャー実施のためくワンポイントアドバイス)	民間	ランニング及び長距離移動におけるワンポイントアドバイスをを行い、災害の帰宅困難時の移動に役立てる。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月27日(火)	ローケーション(撮影)	民間	園内の風景を動画撮影	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年9月27日(火)	ローケーション(撮影)	民間	園内の風景を動画撮影	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月1日(土)	集会(ランニングレクチャー実施のためくワンポイントアドバイス)	民間	ランニング及び長距離移動におけるワンポイントアドバイスをを行い、災害の帰宅困難時の移動に役立てる。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月1日(土)	集会(防災体験学習施設「そなエリア東京」親子見学会)	民間	東京海上交通センターが主催している「声かけサポート運動」の理念、および家庭における防災対策の重要性をより幅広い世代に広めるべく、本施設見学を実施する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月1日(土)	集会(ランニングレクチャー実施のためくワンポイントアドバイス)	民間	ランニング及び長距離移動におけるワンポイントアドバイスをを行い、災害の帰宅困難時の移動に役立てる。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月8日(土)	集会(ONE TOKYO x アシックスランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月9日(日)	ローケーション(自主映画の撮影)	民間	自主映画の撮影	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月15日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月22日(土)	集会(第18期災害救援ボランティア上級講座)	民間	災害救援ボランティア上級講座の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月24日(月)	ローケーション(CM撮影)	民間	化粧品メーカーのテレビコマースシャル撮影	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月25日(火)	ローケーション(CM撮影)	民間	化粧品メーカーのテレビコマースシャル撮影	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月28日(金)	ローケーション(CM撮影)	民間	化粧品メーカーのテレビコマースシャル撮影	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月28日(土)	集会(第18期災害救援ボランティア上級講座)	民間	災害救援ボランティア上級講座の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月30日(日)	集会(第18期災害救援ボランティア上級講座)	民間	災害救援ボランティア上級講座の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月30日(日)	集会(防災会議)	民間	防災体験学習の感想、他社の防災に対する取り組みを共有し、今後の活動につなげていく	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年10月30日(日)	その他(ウオーキング大会(すまいるウオーキング))	民間	健康保険組合の健康推進	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年11月12日(土)	集会(印西市町内会自治会連合会構築研修会)	民間	意見交換会の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年11月12日(土)	集会(ONE TOKYOタイムトライアル10k)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室及びタイムトライアルの実施	
平成28年11月19日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	
平成28年11月23日(水)	集会(第6回 ゆりかもめリレーマラソン)	民間	誰もが参加できるイベントで、スポーツに親しむ事で健康で豊かな	
平成28年11月26日(土)	集会(東京マラソンチャリティーランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	
平成28年11月26日(火)	その他(撮影)	民間	不動産広告のための写真撮影	
平成28年12月3日(土)	集会(ONE TOKYO x アシックスランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	
平成28年12月4日(日)	集会(東京マラソンチャリティーランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	
平成28年12月9日(金)	集会(防災対策情報交換会)	民間	防災対策情報交換のため	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成28年12月10日(土)	集会(ONE TOKYOタイムトライアル10k)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室及びタイムトライアルの実施	

平成28年12月17日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成28年12月18日(日)	集会(東京マラソンチャリティランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成28年12月20日(火)	集会(勉強会)	民間	防災ヒートネス研究会の勉強会開催のため	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年1月14日(土)	集会(ONE TOKYOランニングクリニック)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成29年1月21日(土)	集会(ONE TOKYO x アシックスランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成29年1月21日(土)	集会(表彰式、講評会)	民間	東京都の防災の拠点となる東京臨海広域防災公園にて防災をテーマにしたコンテストの表彰式	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年1月28日(土)	集会(東京マラソンチャリティランニング教室)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成29年2月11日(土)	集会(ONE TOKYOタイムトライアル10k)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室及びタイムトライアルの実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成29年2月17日(金)	集会(研修)	民間	中堅(リーダー)看護士として、災害時の自己の役割について考え、後輩	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年2月22日(水)	集会(タワーマンション従事者研修)	民間	有事の際の備えに関する研修	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年3月7日(火)	集会(防災セミナー)	民間	「まち防災」をテーマとした防災セミナーの開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年3月11日(土)	集会(ONE TOKYOタイムトライアル10k)	民間	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室及びタイムトライアルの実施	東京マラソン財団公式クラブONE TOKYOメンバーを対象としてランニング教室の実施
平成29年3月13日(月)	平成28年度自衛隊東部方面總監部外共同通信訓練	国	各通信事業者との協定に基づき、ヘリポートを活用して共同訓練を実施し、災害時における異なる異なる共同連携能力の向上を図る	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

平成29年度 イベント一覧

①委託費のみで行ったもの

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
4月1日	3月31日	そなえポイント	一般	防災体験ツアーでポイントをためる	3,314人	ポイントカード発行枚数	体験施設	②
4月1日	3月31日	遊具の貸出し	一般	園地で遊ぶ遊具の貸出し	1,483人	人数計数	園地	-
4月1日	3月31日	はらっぱで四つ葉のクローバーを見つけよう	一般	園地で四つ葉のクローバーを見つける	195人	人数計数	園地	-
4月1日	3月31日	煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	3,002人	人数計数	体験施設	③
4月1日	3月31日	釣上げよう魚ちゃん	一般	「防災ゲーム釣上げよう魚ちゃん」幼児編	-	人数計数	1階避難所	③
4月1日	3月31日	みんなで遊ぼう！防災ゲーム	一般	防災ゲームのワークショップ	8,872人	人数計数	2階ギャラリー	③
4月1日	4月30日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	入館者数×70%	エントランス	②
4月1日	4月9日	スーパーレスキュー隊入団試験	一般	園地および館内を活用した謎解きイベント	238人	人数計数	館内・園地	①
雨天中止		親子で作ろう紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	-	人数計数	園地	-
雨天中止		ハングライダー体験会	一般	学生と共同でハングライダー体験を実施し園地を有効活用する	-	人数計数	園地	-
4月16日	4月16日	あなたのカラダをもっとキレイに！ 【Aウォーキング教室】	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	7人	人数計数	園地	-
4月23日	4月23日	第23回二宮康明杯全日本紙飛行機手権大会 有明地区予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	25人	人数計数	園地	-
4月23日	4月23日	視覚障害者体験（専修大ボランティア協力）	一般	視覚障害者体験キットを用いた体験	42人	人数計数	園地	②
4月23日	4月23日	高齢者体験（専修大ボランティア協力）	一般	高齢者体験キットを用いた体験	40人	人数計数	園地	②
4月23日	4月23日	水消火器体験（専修大ボランティア協力）	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	52人	人数計数	園地	②
4月23日	4月23日	バケツリレー（専修大ボランティア協力）	一般	バケツや鍋などを利用したバケツリレー	80人	人数計数	園地	②
4月23日	4月23日	第4回有明ドッグラン	一般	近隣住民と連携して実施	34人	人数計数	園地	-
4月26日	4月26日	NTTコミュニケーションズ災害対策訓練	一般	移動電源車や衛星通信を用いた訓練	180人	人数計数	園地 オペレーションルーム	①

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
4月29日	4月29日	マジックにびっくり防災劇場	一般	マジックと寸劇で、楽しみながら防災について学んでいただく	73人	人数計数	レクチャールーム	①
4月29日	4月29日	防災クッキング	一般	非常食を実際に作って試食体験を実施	65人	人数計数	エントランス	②
4月29日	4月29日	ぼうさいずきんちゃんの減災クイズラリー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	21人	人数計数	館内・園地	③
4月30日	4月30日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	467人	人数計数	園地	②
4月30日	4月30日	移動式こども基地	一般	避難所でも実施しているプレーパーク	379人	人数計数	園地	①
5月1日	5月31日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	入館者数×70%	エントランス	②
4月29日	5月7日	スーパーレスキュー隊入団試験	一般	園地および館内を活用した謎解きイベント	515人	人数計数	館内・園地	①
5月4日	5月4日	防災迷路	一般	非常時に備えて判断する力と知恵を養う	375人	人数計数	園地	②
5月4日	5月4日	みどりの日にみどりを植えよう 咲かせよう！はるかのみまわり 絆プロジェクト	一般	阪神淡路大震災に纏わるひまわりの植付	20人	人数計数	園地	③
5月5日	5月5日	新聞紙でカプトづくり	一般	こどもの日に新聞紙でカプトを作る	53人	人数計数	エントランス	-
5月6日	5月6日	暗やみ体験・ランタンづくり	一般	初心者向けの災害講座	89人	人数計数	レクチャールーム	③

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
5月7日	5月7日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	138人	人数計数	園地	-
5月7日	5月7日	パパとKIDSの自然と友達大作戦 ネイチャーゲームを楽しもう	一般	園内での自然探索プログラム	33人	人数計数	園地	-
5月7日	5月7日	野鳥観察	一般	野鳥を観察したり、接したりするためのポイントをご紹介します	24人	人数計数	園地	-
5月13日	5月14日	お母さんの似顔絵をかこう	一般	母の日に似顔絵を描いて贈ろう	139人	用紙使用人数	エントランス	-
5月17日	5月17日	警視庁深川警察署・城東警察署 合同防災展示訓練	一般	災害時の救助および国際テロ犯罪対策の訓練	175人	人数計数	レクチャールーム、園地	①
5月21日	5月21日	あなたのカラダをもっとキレイに Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	20人	人数計数	園地	②
6月1日	6月30日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	入館者数×70%	エントランス	②
6月3日	6月3日	ミニぼうさいモーターショー	一般	災害対策車両等の乗車体験	650人	人数計数	園地/エントランス	①
6月3日	6月3日	災害伝言ダイヤル、伝言板体験	一般	電話会社による災害用伝言板の体験	450人	人数計数	エントランス	②
6月4日	6月4日	親子で作ろう紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	68人	人数計数	園地	-
6月11日	6月11日	第23回二宮康明杯全日本紙飛行機選手権大会有明地区予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	35人	人数計数	園地	-
6月14日	6月14日	防災・BCP訓練体験セミナー	一般	企業向けの防災対策講座	65人	人数計数	レクチャールーム	②
6月17日	6月18日	そなエリア東京大学一泊サバイバル体験	一般	警視庁警備部災害対策課と共催の宿泊型の防災イベント	30人	人数計数	レクチャールーム・園地	②
6月17日	6月18日	お父さんの似顔絵を描こう！	一般	お父さんの似顔絵を描いてプレゼント	139人	用紙使用人数	エントランス	-
6月18日	6月18日	あなたのカラダをもっとキレイに Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	15人	人数計数	園地	②
6月24日	6月24日	イザ！カエルキャラバン！合同研修会	一般	地域で防災イベントを行うための研修会	41人	人数計数	レクチャールーム	②
6月24日	6月24日	セイフティーリーダー合同訓練	一般	地域防災インストラクターの養成	50人	人数計数	園地	②
6月25日	6月25日	マジックにびっくり防災劇場	一般	マジックと寸劇で、楽しみながら防災について学んでいただく	48人	人数計数	レクチャールーム	①
6月25日	6月25日	作ってみよう防災クッキング！	一般	非常食を実際に作って試食体験を実施	31人	人数計数	エントランス	②

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
7月1日	7月31日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	人数計数	エントランス	②
7月1日	7月7日	七夕飾り	一般	短冊に願いを書こう	263人	人数計数	エントランス	-
7月1日	9月15日	スーパーレスキュー隊入団試験	一般	園内を巡る防災イベント	1,428人	用紙使用人数	館内園地	①
7月2日	7月2日	防災ゲームDay2017 in そなエリア東京	一般	ゲームをとおして防災を学ぼう	800人	人数計数	2Fギャラリー	②
7月14日	7月14日	自然災害から子どもを守る防災セミナー	一般	災害から子供を守るワークショップ	5人	人数計数	レクチャールーム	②
7月15日	7月16日	台風の雨を体験しよう!	一般	国交省降雨体験車両による大雨体験	309人	人数計数	園地	①
7月16日	7月16日	趣味の園芸金子明人さんの「今日から楽しむガーデンライフ講座」	一般	NHK趣味の園芸講師による講座	30人	人数計数	エントランス	-
7月17日	7月17日	あなたのカラダをもっとキレイにAウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	11人	人数計数	園地	②
7月23日	7月23日	親子で作ろう紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	30人	人数計数	エントランス・園地	-
7月29日	7月30日	楽しく学ぶ「ぼうさい」	一般	女子美術大学による防災アプリ紹介	265人	人数計数	2Fギャラリー	②
7月29日	7月29日	イザ!カエルキャラバンinそなエリア東京	一般	おもちゃの交換会と防災ワークショップ	532人	人数計数	館内・園地	①
7月13日	7月13日	東京電力ホールディングス(株)災害対策訓練	一般	災害時のヘリコプター訓練を公開する	30人	人数計数	園地	③
8月1日	8月31日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	入館者数×70%	エントランス	②
8月1日	8月31日	親子で作ろう防災マップ	一般	再現被災地の防災マップを作る	122人	人数計数	館内	②
8月1日	8月31日	夏休み煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	1,406人	人数計数	館内	③
8月1日	8月31日	夏休み起震機体験	一般	再現避難場所での起震機体験	913人	人数計数	館内	③
8月5日	8月6日	東日本大震災復興支援熱気球イベント『空を見上げて』in東京	一般	熱気球体験による東日本大震災復興支援	1,171人	人数計数	園地	①
8月5日	8月6日	航空スポーツ教室	一般	パラグライダー体験、模型飛行機づくり、小型飛行機展示など	932人	人数計数	園地	-
8月6日	8月6日	第23回二宮康明杯全日本紙飛行機選手権大会有明地区予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	43人	人数計数	園地	-

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
8月11日	8月11日	サバイバル訓練！空き缶でごはんを炊こう！	一般	空き缶でもご飯が炊けることを実際に体験いただく。	14人	人数計数	園地	③
8月13日	8月13日	ストローハウスでおうちづくり	一般	ストローハウスを作り耐震補強を学ぶ	47人	人数計数	エントランス	③
8月19日	8月19日	親子で学ぼう！夏休み水上バスで行くぼうさいツアー	一般	横網町公園と連携した防災体験ツアー	42人	人数計数	館内・横網町公園	②
8月20日	8月20日	マジックにびっくり防災劇場	一般	マジックと寸劇で、楽しみながら防災について学んでいただく	50人	人数計数	レクチャールーム	①
8月20日	8月20日	作ってみよう防災クッキング！	一般	非常食を実際に作って試食体験を実施	36人	人数計数	エントランス	②
8月26日	8月27日	首都直下型地震に備えて	一般	東京地質調査業協会と連携し、自宅周辺の地盤等を学ぶワークショップ	340人	人数計数	エントランス	①
8月27日	8月27日	夏休み自由研究相談室 スチレンコプターに挑戦！	一般	植物の種が風に乗って落ちる仕組みを応用した模型作り	12人	人数計数	エントランス	-
9月1日	9月30日	炎の記憶関東大震災・東京大空襲上映	一般	月毎のそなえを掲示	-	入館者数×70%	エントランス	-
9月1日	9月10日	炎の記憶関東大震災・東京大空襲上映	一般	1階エントランスにて上映	-	人数計数	エントランス	-
9月9日	9月9日	音の防災シアター「カンカン塔の見はり番」	一般	音をテーマとした防災人形劇	170人	人数計数	館内	②
9月10日	9月10日	ぼうさいモーターショー	一般	災害車両が一同に集結	2,200人	人数計数	園地	①
9月10日	9月10日	みんなの防災+ソナエ	一般	各種防災イベント	2,850人	人数計数	館内	①
9月17日	9月17日	紙飛行機体験会(雨天中止)	一般		0人	人数計数	園地	-
9月18日	9月18日	おじいちゃん・おばあちゃんの似顔絵を贈ろう	一般	タオル木箱に似顔絵を描いて贈る	216人	用紙使用人数	エントランス	-
9月23日	9月23日	楽しく防災！チャレンジ！防災忍法守人の術	一般	ちびっこが忍者に扮して防災を学ぶ	43人	人数計数	館内	③
9月24日	9月24日	Aウォーキング教室	一般	姿勢調律から歩き方を学ぶ講座	25人	人数計数	園地	②
10月3日	10月29日	新潟県中越大地震「おちやのそなえ」	一般	1階エントランスでのパネル展	-	人数計数	エントランス	-
10月7日	10月7日	ハイドロカルチャー体験会	一般	ミニ観葉植物製作	100人	人数計数	エントランス	-
10月7日	10月7日	毎日の生活がもっと便利になる防災講座	一般	自然災害から子どもを守る防災セミナー	10人	人数計数	館内	②

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
10月8日	10月15日	災害4コママンガ体験談	一般	当時の状況を4コママンガで提示	138人	人数計数	館内	②
10月9日	10月9日	マジックにびっくり！防災劇場	一般	マジックを用いた防災ショー	63人	人数計数	館内	①
10月9日	10月9日	作ってみよう防災クッキング	一般	非常食の試食体験	35人	人数計数	エントランス	②
10月11日	10月13日	緊急災害現地対策本部見学ツアー	一般	オペレーションルームの見学	56人	人数計数	館内	②
10月22日	10月22日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	6人	人数計数	園地	②
10月22日	10月22日	第5回有明ドッグラン	一般	仮設のドッグランを設置	0人	人数計数	園地	-
10月24日	10月24日	防災・BCP訓練体験セミナー	一般	初心者向けの企業防災講座	81人	人数計数	館内	②
11月3日	11月5日	ゲリラ豪雨展	一般	ゲリラ豪雨の仕組みを展示	-	入館者数×70%	エントランス	②
11月5日	11月5日	ちびっこパーク	一般	こども向けの園地体験イベント	1,119人	人数計数	園地	①
11月5日	11月5日	防災運動会	一般	毛布で担架、ダンボールキャタビラ等(ちびっこパーク)	130人	人数計数	園地	③
11月5日	11月5日	親子で遊ぼう	一般	避難所での運動するきっかけとして実施(ちびっこパーク)	31人	人数計数	園地	③
11月11日	11月11日	サバイバル訓練！！空き缶でご飯を炊こう！	一般	空き缶を用いてご飯の炊き方を学ぶイベント	4人	人数計数	園地	③
11月19日	11月19日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	12人	人数計数	園地	②
11月21日	11月21日	トイレフォーラム	一般	災害用のトイレに関する講習会	78人	人数計数	館内	②
11月21日	11月26日	災害トイレ展示	一般	館内に災害用のトイレを展示	-	用紙使用人数	館内	②
11月23日	11月23日	災害救助犬フェア	一般	災害救助犬のデモンストレーション	122人	人数計数	園地	①
11月23日	11月23日	無料しつけ教室	一般	飼い犬に対する無料しつけ教室	20人	人数計数	園地	③
11月23日	11月23日	非常食まつり	一般	非常食の試食イベント	800人	人数計数	館内	①
11月24日	11月24日	深川警察署テロ訓練講習会	一般	テロに備える講座と実技披露	50人	人数計数	館内	②

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
11月26日	11月26日	防災忍法守人の術	一般	忍者を通じて防災を学ぶプログラム	22人	人数計数	館内	③
12月1日	12月28日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	人数計数	エントランス	②
12月3日	12月3日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	50人	人数計数	園地	-
12月9日	12月24日	クリスマスイルミネーション	一般	イルミネーションなどでクリスマスを演出	-	人数計数	園地・エントランス	-
12月9日	12月10日	つくろう！かわいいクリスマスオーナメント	一般	クリスマスオーナメントづくりを体験	135人	人数計数	エントランス	-
12月9日	12月22日	つくろう！クリスマスガーランド	一般	クリスマスガーランドづくりを体験	82人	人数計数	エントランス	-
12月9日	12月9日	マジックにびっくり！防災劇場	一般	マジックを用いた防災ショー	25人	人数計数	館内	①
12月9日	12月9日	作ってみよう防災クッキング	一般	非常食の試食体験	20人	人数計数	エントランス	②
12月16日	12月16日	知ってると役立つ！防災知恵袋	一般	保育士・教育関係者向けのセミナー	40人	人数計数	レクチャールーム	②
12月16日	12月16日	特別支援を必要とする子ども向け講座(15のイベント)	一般	防災と心のケア講座	30人	人数計数	レクチャールーム	③
12月16日	12月16日	マンション管理士による何でも相談コーナー(15のイベント)	一般	防災と自治会講座	30人	人数計数	レクチャールーム	③
12月17日	12月17日	ワカモノ防災がっこう	一般	初心者向けの災害講座	34人	人数計数	レクチャールーム	③
12月23日	12月24日	今日から楽しむガーデンライフ講座	一般	趣味の園芸講座	28人	人数計数	エントランス	-
12月23日	1月8日	防災・BCP訓練体験セミナー	一般	初心者向けの企業防災講座	80人	人数計数	レクチャールーム	②
12月23日	1月8日	つくろう！オリジナルクリスマスカード	一般	クリスマスカードづくりを体験	47人	人数計数	エントランス	-
12月26日	1月8日	冬休み煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	71人	人数計数	体験施設	③
1月4日	1月8日	冬休み起震機体験	一般	再現避難場所での起震機体験	85人	人数計数	1階避難所	③
1月4日	1月8日	そなえラリー	一般	館内と園地を巡り本公園について学ぶ	24人	人数計数	園地・館内	③
1月4日	1月31日	冬休み煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	85人	人数計数	体験施設	③

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
1月7日	1月8日	冬休み起震機体験	一般	再現避難場所での起震機体験	84人	人数計数	1階避難所	③
1月10日	1月25日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	人数計数	エントランス	②
1/10~1/25	1/10~1/25	阪神・淡路大震災を僕は知らない	一般	阪神・淡路大震災を伝える企画展	-	人数計数	エントランスレクチャールーム	①
2月1日	2月28日	チャレンジ！防災忍法 守人の術	一般	忍者を通じて防災を学ぶプログラム	28人	人数計数	館内	③
2月2日	2月3日	阪神・淡路大震災の語り部	一般	阪神・淡路大震災被災者によるお話	70人	人数計数	レクチャールーム	②
2/1~28	2/1~28	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	人数計数	エントランス	②
2月10日	2月12日	大地震へのソナエ	一般	防災に纏わる企画展示と体験	1,020人	人数計数	館内	①
2/10~12	2/10~12	バレンタインカードづくり	一般	バレンタインカードづくりを体験	184人	人数計数	エントランス	-
2月25日	2月25日	マジックにびっくり！防災劇場	一般	マジックを用いた防災ショー	63人	人数計数	館内	①
2月25日	2月25日	作ってみよう防災クッキング	一般	非常食の試食体験	30人	人数計数	エントランス	②
2月1日	2月28日	自然災害から子どもを守る防災セミナー	一般	災害から子供を守るワークショップ	60人	人数計数	館内	②
2月1日	3月31日	ソフトバンク 公開訓練	一般	各種通信設備等の復旧訓練を公開する	20人	人数計数	園地	①
3月1日	3月31日	有明4施設連携スタンプラリー	一般	バナソニックセンター、水の科学館、りんかい線国際展示場駅と連携	337人	人数計数	館内	②
3月3日	3月4日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	人数計数	エントランス	②
3/1~31	3/1~31	TKK3大学連携によるボランティア活動パネル展	一般	東北福祉大・神戸学院大・工学院大防災ボランティア活動展示	-	人数計数	館内	②
3月10日	3月11日	TKK3大学連携によるボランティア活動ワークショップ	一般	東北福祉大・神戸学院大・工学院大防災ボランティア活動ワークショップ	306人	人数計数	館内	①
3月10日	3月11日	上野学園大学コンサート	一般	被災地で行っているコンサート	50人	人数計数	館内	③
3/10,11	3/10,11	緊急災害現地対策本部見学ツアー	一般	国交省職員による説明付きオペレーションルームの見学会	93人	人数計数	館内	②
3/10,11	3/10,11	ホワイトデーメッセージカードづくり	一般	ホワイトデーメッセージカードづくりを体験	185人	人数計数	館内	-

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
3月11日	3月11日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	315人	人数計数	エントランスポーチ	②
3月11日	3月11日	防災ビンゴ	一般	防災クイズを活用したビンゴゲーム	38人	人数計数	エントランス	③
3月11日	3月11日	ぼうさいずきんちゃんの減災ラリー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	42人	人数計数	館内・園地	③
3月11日	3月11日	ジャッキアップ体験	一般	身近なものを活用した防災ワークショップ	282人	人数計数	館内・園地	③
3月11日	3月11日	毛布担架体験	一般	身近なものを活用した防災ワークショップ	102人	人数計数	エントランスポーチ	③
3月1日	3月31日	再建するソナエ 災害後の法律支援講座	一般	防災とお金の講座	31人	人数計数	エントランスポーチ	③
3月11日	3月11日	知って下さい。東北復興の今	一般	被災地の復興活動や特産品等の紹介	43人	人数計数	エントランスポーチ	③
3/1~31	3/1~31	有明4施設連携スタンプラリー	一般	パナソニックセンター、水の科学館、りんかい線国際展示場駅と連携	318人	人数計数	館内	②
3月18日	3月18日	かけっこ教室	一般	園地を活用したかけっこ教室	90人	人数計数	園地	-
3月18日	3月18日	ミニスポーツ教室	一般	運動しながら防災を学ぶワークショップ	338人	人数計数	園地	①
3月18日	3月18日	移動式こども基地	一般	避難所でも実施しているプレーパーク	304人	人数計数	園地	①
3月18日	3月18日	親子でキャッチボール	一般	運動しながら防災を学ぶワークショップ	82人	人数計数	園地	②
3月25日	3月31日	マジックにびっくり！防災劇場	一般	マジックを用いた防災ショー	50人	人数計数	館内	①
3月21日	3月21日	作ってみよう防災クッキング	一般	非常食の試食体験	30人	人数計数	エントランス	②
3月25日	3月31日	春のそなえラリー	一般	館内・園内を回って防災クイズに挑戦	100人	人数計数	館内・園地	③
3月25日	3月31日	紙飛行機体験会	一般	無料貸出している紙飛行機の体験会	60人	人数計数	園地	-
3/25~31	3/25~31	春休み煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	196人	人数計数	体験施設	③

※イベント種別
①防災関連の普及啓発行事(大規模)
②近隣施設との連携行事(中規模)
③市民との連携行事(中規模)

平成29年度 イベント一覧

②受託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

開始日	終了日	行 事 名	対 象	内 容	参加人数	参加人数計上根拠	備 考	イベント種別
4月30日	4月30日	ふれあい動物園	一般	動物とのふれあい体験	525 人	人数計数	園地	自主事業
6月11日	6月11日	ちびっこ相撲！有明場所	一般	区内の相撲部屋と連携した相撲体験	82 人	人数計数	園地	その他
7月17日	7月17日	オリジナルうちわを作ろう！	一般	好きな絵を描いて自分だけの「オリジナルうちわ」を作ろう	54 人	人数計数	エントランス	その他
8月19日	8月19日	親子で学ぼう！ 夏休み水上バスで行くぼうさいツアー	一般	横網町公園と連携した防災体験ツアー	42 人	人数計数	館内・横網町公園	近隣施設
11月5日	11月5日	ふれあい動物園	一般	移動動物園(ちびっこパーク)	554 人	人数計数	園地	自主事業
3月18日	3月18日	ふれあい動物園	一般	動物とのふれあい体験	573 人	人数計数	園地	自主事業

件数合計	6 件
参加人数合計	1,830 人

平成29年度 自主イベント一覧

実施日	行為の種類	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2017年4月1日～2018年3月31日	自動販売機	26,861	自動販売機を園内に設置します。	フルメンバー契約により飲料補充、つり銭管理、空き缶の回収処分でを行う。
2017年4月1日～2018年3月31日	そなえカフェ	25,743	館内に物販販売所を設置します。防災グッズ、オリジナルグッズの開催販売、ドリンク販売	防災グッズの販売、ドリンク販売、防災倉庫の定食販売。
2017年4月1日～2018年3月31日	ガイド付見学ツアー	9,861	団体見学に着料ガイドを付けます。	パークスタッフによる着料ガイドの実施。
2017年4月1日～2018年3月31日	バーベキュー	41,069	防災バーベキューを計画、直火で調理する体験を提供	灰窯きの防災バーベキューの開催。平日はママ会員利用も多数。
2017年4月30日	ふれあい動物園	525 人	動物とのふれあい体験	移動動物園業者への委託。エサの販売。
2017年11月5日	ふれあい動物園	554 人	移動動物園(ちびっこパーク)	移動動物園業者への委託。エサの販売。
2018年3月18日	ふれあい動物園	579 人	動物とのふれあい体験	移動動物園業者への委託。エサの販売。

平成29年度 持込イベント一覧

実施日	行為の種類	申請者	参加人数	概要	運営体制・調整記録
平成29年4月16日(日)	集会(マラソン大会)	民間		スポーツを通じたコミュニティコミュニケーション及び健康に対する向上を目的としたマラソン大会開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年4月22日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年4月23日(日)	集会(防災会議)	民間		体験学習の感想、防災に対する意識向上、今後の取り組み活動につなげていく	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年4月29日(土)	集会(市民ランナーに対するタイムトライアルラン5k)	民間		市民ランナーを対象としたタイムトライアルラン5kmを実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月2日(火)	集会(協議会)	民間		防災体験学習ツアーの振り返り学習	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月13日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月14日(日)	集会(マラソン大会)	民間		スポーツを通じたコミュニティコミュニケーションに対する向上を目的としたマラソン大会開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月27日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月28日(日)	集会(防災に関する理解を深める集会)	民間		防災に関する理解を深める集会を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月30日(火)	集会(消防関連機器の展示・体験)	民間		海外の消防関係者へ日本の先端機器を紹介	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月31日(水)	集会(消防関連機器の展示・体験)	民間		海外の消防関係者へ日本の先端機器を紹介	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年5月31日(水)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月3日(土)	集会(災害救援ボランティア上級講座の開催)	民間		災害救援ボランティア上級講座の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月3日(土)	駅伝フェスティバル	民間		組織の親睦・交流	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月4日(日)	集会(災害救援ボランティア上級講座の開催)	民間		災害救援ボランティア上級講座の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月6日(木)	その他(第23回全国女性消防施設大会に係る各研修会の実施)	民間		地域の消防力を強化する全国の女性消防施設大会に係る業務部研修会・指導員研修会、審査員研修会の開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月10日(土)	集会(災害救援ボランティア上級講座の開催)	民間		災害救援ボランティア上級講座の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月10日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月11日(日)	防災教育チャレンジプラン事業説明	民間		防災教育チャレンジプラン事業説明の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月11日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月17日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月17日(土)	ローケーション	民間		株式会社「マツダ」のロゴに描かれているBIBOの意味である「ハート・キーン」のように友だちや家族と集まって響く盛り上がる場所を創る”女性理想のまち”をテーマとした企画	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月18日(日)	集会(防災セミナー)	民間		西武ホールディングス主催の「西武塾」における防災セミナー(講演会・ワークショップ体験等)開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月18日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月18日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月24日(土)	その他(駅伝フェスティバル)	民間		ヘリポートの一部、ヘリポートわきの草地広場	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年6月28日(水)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年7月1日(土)	集会(研修会)	民間		管理員の防災講習	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年7月8日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

平成29年7月15日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年7月19日(水)	訓練	国	災害派遣活動に必要な通信の確保に資するための訓練(1昼夜)	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年7月27日(木)	集会(会議)	民間	社内の防災事業の会議	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年7月28日(金)	講習会	民間	社員向けに防災セミナーと災害初期対応策訓練を実施する。そのエリア東京のガイドツアーも合わせて実施する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年7月29日(土)	集会(港区防災学校)	民間	平成29年度「港区防災学校プログラム」として、特に、親子を対象として実施する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月4日(金)	集会(講習会)	民間	教員免許状更新講習(防災教育)を実施するため	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月5日(土)	競技会(車椅子ソフトボール大会の予行練習)	民間	10月に体験イベントとして企画している車椅子ソフトボール大会のフィールド設置やボランティア講習を行う	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月6日(日)	競技会(車椅子ソフトボール大会)	民間	車椅子ソフトボール大会会場	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月7日(月)	競技会(車椅子ソフトボール大会)	民間	車椅子ソフトボール大会会場	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月8日(火)	競技会(車椅子ソフトボール大会)	民間	車椅子ソフトボール大会会場	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月11日(金)	集会(有明防災フェア)	民間	有明地区の防災意識の啓蒙としての有明防災フェアの開催中に、レックチャールームを国土館大学の協力のもと、複合訓練として優勝者兼選手、有明地区の防災意識を高めるための有明防災フェアを開催する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月11日(金)	集会(有明防災フェア)	民間	レックチャールームを国土館大学の協力のもと、複合訓練として優勝者兼選手、有明地区の防災意識を高めるための有明防災フェアを開催する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月12日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月20日(日)	その他(イベント(仮称:都営交通×JTB 夏休みコラボ))	民間	水素バスを活用した環境・防災への取り組みの認知拡大	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月24日(木)	その他(第23回全国女性消防操法大会に係る各研修会の実施)	民間	地域の消防力を強化する全国の女性消防操法大会に係る業務部研修会・指導員研修会、審査員研修会の開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月26日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月26日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	ジョギング有明施設委員会を対象とした、ランニング教室および練習会を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月26日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月26日(土)	集会(第7回ゆりかもめリレマラソン)	民間	ゆりかもめリレマラソンに際して、有明地区の防災意識を高めるための有明防災フェアを開催することにより、地震などの発生を想定し、防災意識を高める。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年8月26日(土)	集会(ランニングレクチャー実施)	民間	SHOES TRIAL 2017FW開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年9月10日(日)	集会(学習会)	民間	災害について学び、災害への備え、また、地域福祉の視点から、災害支援ネットワークについても考える	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年9月13日(水)	集会(防災研修)	民間	地域防災研修(東京都総務局総合防災部の協力)	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年9月16日(土)	集会(意見交換会)	民間	災害時における課題を意見交換	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年9月23日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年9月24日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョギング有明利用者を対象としたランニングの練習会を実施	
平成29年9月30日(土)	集会(ドクターによるランニングアドバイス)	民間	SHOES TRIAL 2017FWにおいて、ドクターによるランニング及び長時間移動におけるランニングアドバイスを行い、災害時の障害困難時の移動に役立つ。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年9月30日(土)	集会(ランニングレクチャー実施)	民間	SHOES TRIAL 2017FW開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年10月1日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョギング有明利用者を対象としたランニングの練習会を実施	
平成29年10月9日(月)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョギング有明利用者を対象としたランニングの練習会を実施	
平成29年10月14日(土)	集会(ワークショップ)	民間	「HANDS! プロジェクト2017」ワークショップの開催	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年10月17日(火)	集会(ワークショップ)	民間	平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

平成29年10月17日(火)	集会(ワークショップ)	民間	平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年10月19日(木)	集会(ワークショップ)	民間	災害発生時に必要知識や技術を習得するための体験型講習会を実施する。相互に学び合う場を提供する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年10月21日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年10月31日(火)	集会(ワークショップ)	民間	平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年10月31日(火)	集会(ワークショップ)	民間	平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月3日(金)	集会(災害医療救護通信エキスパート育成協議会)	民間	災害医療救護通信エキスパート育成の研修・訓練	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月3日(金)	集会(マラソンイベント)	民間	子どもたちにシューズを贈る当プロジェクトを紹介するランニングイベント	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月4日(土)	集会(災害医療救護通信エキスパート育成協議会)	民間	災害医療救護通信エキスパート育成の研修・訓練	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月4日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニングの練習会を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月5日(日)	集会(災害医療救護通信エキスパート育成協議会)	民間	災害医療救護通信エキスパート育成の研修・訓練	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月5日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月7日(火)	ロケーション	民間	手話用語「ローヤン」のメンバーで探訪した災害時に役立つランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月9日(木)	集会(研修会)	民間	防災研修(東北視察講話)	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月11日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月13日(月)	集会(東京マラソン018 トリアルド・マクダナルド・ハワースチャリティランナー練習会)	民間	ランニングの練習会	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月16日(木)	集会(講習会)	民間	地震発生時に必要な知識や技術を習得するための体験型講習会を実施する。相互に学び合う場を提供する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月18日(土)	集会(会議)	民間	首都圏防災拠点の現状把握のための広域防災拠点施設見学と日本家政学会関東支部役員会での使用	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月18日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニングの練習会を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月18日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月19日(日)	その他(マラソン大会)	民間	スポーツを通じたコミュニケーション及び健康に対する向上を目的としたマラソン大会	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月23日(木)	集会(災害時の食についての勉強会)	民間	災害時の直面する「食」について勉強会を行う。親子で自宅での備えについて学び、防災知識を向上する。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年11月25日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニングの練習会を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月2日(土)	集会(講習会)	民間	「第1回中学校のための防災リーダー養成講座」における座学・グループワークを実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月2日(土)	集会(あしながNYウォークin東京)	民間	社内ウォークイベントの開催式を行う	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月5日(火)	集会(講義・ワークショップ)	民間	国際協力機構(JICA)研修参加者への災害リスク削減とマネジメントに関する講義とワークショップの実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月5日(火)	平成29年度外部共同通信訓練	国	首都圏地下鉄の指定の駅、自衛隊と通信事業者との連携による通信訓練を実施し、その実効性の向上を図る。	
平成29年12月9日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月10日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月10日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	スピードトレーニングを実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月13日(水)	集会(協議会)	民間	色の見え方と防災について学ぶ会議	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月15日(金)	集会(東京マラソン018 トリアルド・マクダナルド・ハワースチャリティランナー練習会)	民間	ランニングの練習会	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成29年12月16日(土)	その他(マラソン大会)	民間	スポーツを通じたコミュニケーション及び健康に対する向上を目的としたマラソン大会	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

平成29年12月17日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。
平成29年12月17日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成29年12月24日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年1月13日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。
平成30年1月14日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年1月15日(月)	ロケーション(撮影)	民間	Google マップスストリートビューにて、国営東京臨海広域防災公園の園内を撮影し、ストリートビューで紹介するため
平成30年1月19日(金)	集会(東京マラソン2018トナリド、マクドナルド、ハウスチャリティランナー練習会)	民間	ランニングの練習会
平成30年1月20日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。
平成30年1月27日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年1月28日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年2月4日(日)	集会(研修会)	民間	そなエリア東京見学防災スタディツアーにおける防災学習会実施
平成30年2月6日(火)	集会(研修会)	民間	施設の安全管理担当者の研修
平成30年2月9日(木)	集会(防災に関する会議)	民間	野村不動産パートナーズ(株)及び権威管理会社13社による防災のための会議及び防災対策確認
平成30年2月9日(木)	集会(東京マラソン2018トナリド、マクドナルド、ハウスチャリティランナー練習会)	民間	ランニングの練習会
平成30年2月9日(金)	集会(研修会)	民間	防災研修会(東北視察講話)
平成30年2月10日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間	東京マラソン財団スポーツレガシー事業寄付者を対象としたランニング教室の実施
平成30年2月11日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年2月12日(月)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年2月14日(水)	集会(そなえパークの日事例発表会)	民間	防災イベントなどの事例発表会の実施
平成30年2月15日(木)	ロケーション(撮影)	民間	ビデオ撮影 プレミスト有明ガーデンズ(マンション)を販売するにあたり、周辺環境の映像を制作
平成30年2月17日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年2月18日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年3月4日(日)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年3月6日(火)	集会(その他)	民間	そなエリア東京見学と学習会
平成30年3月9日(金)	集会(講習会及び会員の意見交換会)	民間	会員の会の防災対策と講師によるレクチャー
平成30年3月10日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」のメンバーを対象としたランニング教室の実施。
平成30年3月24日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年3月31日(土)	集会(ランニング練習会)	民間	ジョグポート有明利用者を対象としたランニング教室及びランニングの実技を実施
平成30年9月22日(土)	集会(勉強会)	民間	西武グループ各社における防災に関する意識を高めるため
平成30年10月17日(水)	その他(マラソン大会)	民間	スポーツを通じたコミュニケーション及び健康に対する向上を目的としたマラソン大会

平成30年度 イベント一覧

①委託費のみで行ったもの

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
4月1日	7月31日	そなえポイント	一般	防災体験ツアーでポイントをとめる	1,793人	ポイントカード発行枚数	体験施設	①
4月1日	7月31日	遊具の貸出し	一般	園地で遊ぶ遊具の貸出し	567人	人数計数	1階エントランス	-
4月1日	7月31日	はらっぱで四つ葉のクローバーを見つけよう	一般	園地で四つ葉のクローバーを見つける	84人	人数計数	園地	-
4月1日	7月31日	煙体験	一般	煙の部屋での煙体験	431人	人数計数	体験施設	③
4月1日	7月31日	釣上げよう魚ちゃん	一般	「防災ゲーム釣上げよう魚ちゃん」幼児編	-	人数計数	1階避難所	③
4月1日	7月31日	今月のそなえ	一般	月毎のそなえを掲示	-	入館者数×70%	2階防災ギャラリー	②
4月1日	4月30日	そなえラリー	一般	園地を使ったクイズラリー	13,687人	人数計数	園地	③
4月1日	4月1日	紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	41人	人数計数	園地	-
4月8日	4月8日	紙飛行機選手権有明予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	25人	人数計数	園地	-
4月8日	4月8日	みちかな自然	一般	自然観察会	15人	人数計数	園地	②
4月21日	4月21日	防災マジックショー	一般	マジックと寸劇で、楽しみながら防災について学んでいただく	41人	人数計数	2階レクチャールーム	②
4月21日	4月21日	防災クッキング	一般	非常食を実際に作って試食体験を実施	15人	人数計数	1階エントランス	②
4月21日	4月22日	防災ずきんちゃんの減災クイズラリー	一般	館内・園地を回って防災クイズに挑戦	80人	人数計数	1階エントランス	③
4月21日	4月22日	水消火器体験	一般	訓練用消火器を使用した消火訓練	320人	人数計数	1階エントランス	①
4月21日	4月22日	ジャッキアップ体験	一般	ジャッキアップの使用体験。	130人	人数計数	1階エントランス	①
4月21日	4月22日	毛布で担架	一般	毛布で担架体験。	156人	人数計数	2階レクチャールーム	①
4月28日	4月28日	ハバとKIDSの自然と友達冒険大作戦!	一般	園内での自然探索プログラム	15人	人数計数	園地	-
4月28日	4月28日	野鳥観察会	一般	野鳥を観察したり、接したりするためのポイントをご紹介します	15人	人数計数	園地	②

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
4月28日	5月6日	起震機体験	一般	期間限定起震機体験。	162人	人数計数	1階避難所	①
4月28日	5月6日	スーパーレスキュー隊	一般	園内・館内を回って防災クイズに挑戦。	420人	用紙使用人数	園地	①
4月28日	4月30日	ギフトバッグづくり	一般	災害時の非常用持ち出し袋製作。	203人	人数計数	1階エントランス	①
5月4日	5月5日	鯉のぼりを作ろう	一般	新聞紙などで鯉のぼりづくり。	160人	人数計数	1階エントランス	-
5月5日	5月6日	暗闇体験・ランタンづくり	一般	初心者向けの災害講座	277人	人数計数	2階レクチャールーム	②
5月5日	5月6日	防災迷路	一般	非常時に備えて判断する力と知恵を養う	539人	人数計数	1階エントランス	②
5月12日	5月13日	お母さんにプレゼントを贈ろう！	一般	母の日に似顔絵を描いて贈ろう	249人	用紙使用人数	1階エントランス	-
5月13日	5月13日	紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	80人	人数計数	園地	-
5月20日	5月20日	紙飛行機選手権有明予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	18人	人数計数	園地	-
5月20日	5月20日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	10人	人数計数	園地	②
5月27日	5月27日	はるかひまわり植付体験	一般	阪神淡路大震災に纏わるひまわりの植付	49人	人数計数	園地	③
5月27日	5月27日	移動式こども基地	一般	おもちゃなど芝生広場で体験	272人	人数計数	園地	①
6月9日	6月9日	マジックにびっくり防災劇場	一般	マジックと寸劇で、楽しみながら防災について学んでいただく	27人	人数計数	2階レクチャールーム	②
6月9日	6月9日	作ってみよう防災クッキング！	一般	非常食を実際に作って試食体験を実施	7人	人数計数	1階エントランス	②
6月16日	6月17日	お父さんにプレゼントを贈ろう！	一般	父の日のプレゼント製作	117人	用紙使用人数	1階エントランス	-
6月17日	6月17日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	16人	人数計数	園地	②
6月17日	6月17日	有明ドッグラン	一般	近隣住民と連携して実施	40人	人数計数	園地	-
6月23日	6月23日	イザ！カエルキャラバン！合同研修会	一般	カエルキャラバンの研修会を開催します	28人	人数計数	2階レクチャールーム	②
6月24日	6月24日	移動式こども基地	一般	おもちゃなど芝生広場で体験	201人	人数計数	園地	①

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
6月30日	7月1日	防災ユースキャンプ2018 発災後を生き抜け！一泊サバイバル体験	一般	警視庁警備部災害対策課と共催の宿泊型の防災イベント	35人	人数計数	2階レクチャールーム	②
7月1日	7月7日	七夕飾り	一般	短冊に願いを書こう	409人	人数計数	1Fエントランス	-
7月8日	7月8日	防災ゲームDAY	一般	ゲームをとおして防災を学ぼう	870人	人数計数	2階レクチャールーム	③
7月8日	7月8日	紙飛行機体験会	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	42人	人数計数	園地	-
7月15日	7月15日	紙飛行機教室	一般	紙飛行機を製作し園地で体験	16人	人数計数	園地	-
7月16日	7月16日	Aウォーキング教室	一般	体の耐震診断を行い、姿勢と歩き方の講座	16人	人数計数	園地	②
7月22日	7月22日	紙飛行機選手権有明予選会	一般	園地を活用した紙飛行機大会	14人	人数計数	園地	-
7月25日	7月25日	災害から子どもを守るワークショップ	一般	身近なものを活用した知恵を紹介	37人	人数計数	2階レクチャールーム	②
7月28日	7月29日	楽しく学ぶ「ぼうさい」	一般	女子美術大学による防災アプリ紹介	170人	人数計数	2階防災ギャラリー	①
7月28日	7月29日	防災音声ガイドを作ろう！	一般	防災に関する音声ガイドを自分で作成	15人	人数計数	2階レクチャールーム	②
7月29日	7月29日	台風の雨を体験しよう！	一般	国交省降雨体験車両による大雨体験	172人	人数計数	1階エントランス	①
7月28日	7月28日	災害対策車両展示	一般	台風により中止	0人	人数計数		
7月28日	7月28日	イザ！カエルキャラバン！	一般	台風により中止	0人	人数計数		

※イベント種別 ①防災関連の普及啓発行事(大規模)
 ②近隣施設との連携行事(中規模)
 ③市民との連携行事(中規模)

平成30年度 イベント一覧

②受託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収した等のもの

開始日	終了日	行事名	対象	内容	参加人数	参加人数計上根拠	備考	イベント種別
5月27日	5月27日	ふれあい動物園	一般	動物とのふれあい体験	277人	人数計測	園地	-
6月10日	6月10日	ちびっこ相撲有明場所	一般	区内の相撲部屋と連携した相撲体験	118人	人数計測	園地	-
6月24日	6月24日	ふれあい動物園	一般	動物とのふれあい体験	271人	人数計測	園地	-
7月16日	7月16日	オリジナルうちわを作ろう!	一般	絵をかいて自分だけのうちわづくり	44人	人数計測	1階エントランス	-

件数合計	11件
参加人数合計	710人

平成30年度 自主イベント一覧

実施日	行為の種類	参加人数	概要	運営体制・調整記録
2018年4月1日～2018年7月31日	自動販売機	11,103	自動販売機を園内に設置します。	飲料自販機のフルメンテ契約。
2018年4月1日～2018年7月31日	そなえカフェ	8,425	防災用品、軽食等の販売。	防災用品、軽食等の販売。直営運営。
2018年4月1日～2018年7月31日	ガイド付見学ツアー	3,119	団体見学に資料ガイドを付けます。	パークスタッフによる資料ガイドの実施。
2018年4月1日～2018年7月31日	バーベキュー	23,025	てふらでバーベキュー。	茨城きの防災バーベキューの開催。
2018年 5月 27日	ふれあい動物園	277	お子様対象の小動物園を開きます。	移動動物園業者への委託。エサの販売。
2018年6月24日	ふれあい動物園	271	お子様対象の小動物園を開きます。	移動動物園業者への委託。エサの販売。

平成30年度 持込イベント一覧

実施日	行為の種類	申請者	参加人数	概要	運営体制・調整記録
平成30年4月7日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年4月14日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年4月15日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年4月21日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		アックスジャパンがジョグポート有明を利用し、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年4月22日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年4月28日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年4月30日(月)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月4日(金)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月5日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月12日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		アックスジャパンがジョグポート有明を利用し、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月12日(土)	集会(研修事業)	民間		インフラ再生と防災の研修	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月15日(火)	集会(第5回有明防災フェア)	民間		若年層への防災意識の啓蒙としての有明防災フェア	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月23日(水)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年5月26日(土)	集会(マラソン大会)	民間		スポーツを通じての健康促進・コミュニケーションの活性化・地域還元	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月2日(土)	集会(駅伝フェスティバル)	民間		全水道東京水道労働組合による駅伝	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月9日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月16日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		アックスジャパンがジョグポート有明を利用し、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月20日(水)	その他(自衛隊統合防災演習と連携訓練)	自衛隊		首都圏下地域等における対応能力向上を図るため、自衛隊、東京都等の連携による広域医療搬送(航空搬送)を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月23日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月27日(水)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年6月30日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月1日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月7日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月8日(日)	集会(港区国際防災ボランティア「防災基礎」研修)	港区		そはエリアが提供する防災体験や展示物・設備を見学し、防災ボランティアとしての知識と考察を深める。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月14日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		ジョグポート有明施設委員を対象とした、ランニング教室および練習会を実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月14日(土)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月14日(土)	集会(協議会)	民間		防災に関する協議会	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月16日(月)	集会(ランニング教室の実施)	民間		東京マラソン財団公式クラブ「ONE TOKYO」メンバーを対象としたランニング教室の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月20日(金)	集会(展示会の説明会)	民間		「防災・減災」復興「ユウ」コンクリート切断・穿孔工法機材展C&D JAPAN2018の outlets 会社に対する現地説明会の実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

平成30年7月21日(土)	集会(マラソン大会)	民間	スポーツを通じての健康促進・コミュニケーションの活性化・地域還元	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月21日(土)	集会(港区防災学校)	民間	「港区防災学校プログラム」として、特に親子を対象として実施。	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月29日(日)	集会(ランニング教室の実施)	民間	ランニング教室を対象とした、ランニング教室および練習会を実施	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。
平成30年7月31日(火)	集会(飯能地区養護教員研修会)	日高市	講義及び防災教育教材を用いたワークショップ	申請者が責任を持って管理し、現状回復すること。

広報・報道実績

月	平成28年度報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4月	9		4	9	22
5月	3	1	4	4	12
6月	5	1	3	14	23
7月	2	1	4	6	13
8月	8	1	7	12	28
9月	5	2	5	6	18
10月	1	2	2	5	10
11月	1		5	10	16
12月	1		3	9	13
1月	4		2	10	16
2月	4	3	4	3	14
3月	1	1	1	6	9
計	44	12	44	94	194

月	平成29年度報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4月	2	1	1	3	7
5月	5	2	1	10	18
6月	4	2	3	5	14
7月	2		1	4	7
8月	8	3	8	11	30
9月	5		11	6	22
10月			1	3	4
11月	1		1	5	7
12月		2	2	6	10
1月	3		4	7	14
2月	2	1		5	8
3月	2	1	6	8	17
計	34	12	39	73	158

月	平成30年度報道件数				計
	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	
4月	1			5	6
5月	2		1	5	8
6月	7		4	9	20
7月	6		2	6	14
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計	16		7	25	48

ホームページアクセス件数

月	平成28年度 HPアクセス件数	平成29年度 HPアクセス件数	平成30年度 HPアクセス件数
4月	18,266	24,184	19,480
5月	20,715	31,562	22,294
6月	20,026	24,743	19,217
7月	23,248	29,642	22,231
8月	28,682	33,216	
9月	28,114	31,819	
10月	21,318	21,630	
11月	18,645	19,670	
12月	13,504	14,854	
1月	15,086	11,706	
2月	18,876	10,761	
3月	35,316	14,346	
計	261,796	268,133	83,222

開園時間延伸（短縮）状況

期間	延伸(短縮)理由	開園時間
平成 28 年 8 月 22 日	台風 9 号の影響による	休園(9:30～20:00)

混雑時の状況

■入館者数比較(平成28～30年度)

H28		H29		H30		入館者数		
						H28	H29	H30
5月3日	火祝	5月3日	水祝	5月3日	木祝	5,511	7,510	7,531
増減							1,999	21

* 囲みは各年度の日別入園者数 最多人数

■入館者数が5,000人/日以上の日数(平成28～30年度)

H28		H29		H30		日数		
						H28	H29	H30
5月3日		5月3日		4月28日		1	1	2
				5月3日				
増減							0	1

* 囲みは各年度の入館者が5,000人/日以上の日数

参考資料

■入館者数の階層別日数内訳(平成28～30年度)

	H28	H29	H30	
5,000人/日以上	1	1	1	
4,000～4,999人/日	0	0	0	
3,000～3,999人/日	1	1	0	
2,000～2,999人/日	11	13	7	
1,000～1,999人/日	91	107	48	
～999人/日	261	242	97	

* H30年度は8月まで

提供物品一覧

別紙20

番号	品目	規格	単位	数量	設置場所
1	事務机	センター長(W1400×D700)、副センター長(W1200×D700)	台	3	管理センター事務室
2	打合机	W1800×D450	台	4	管理センター事務室
3	打合机	W1800×D750	台	4	管理センター事務室
4	打合机	W1500×D750	台	1	管理センター事務室 遊具置き場
5	作業机	W1600×D770	台	1	管理センター事務室
6	袖机	W400×D590×H610	台	7	管理センター事務室 各人十受付
7	プロジェクター	エプソン	台	1	管理センター事務室 国交省執務室保管
8	スチール製開放棚	W880×D300×H1800	台	1	管理センター事務室 チラシ置き
9	スチール製開放棚	W880×D300×H2100	台	1	管理センター事務室 更衣室前
10	椅子	打合机用	台	15	管理センター事務室 ピンク色
11	椅子	打合机用	台	3	管理センター事務室 黒色
12	椅子	事務机用	台	11	管理センター事務室 キャスター付き
13	救護室ベッド(枕2個、毛布2枚共)	シングル	台	1	管理センター事務室 救護室
14	書類棚	W900×D450×H2130	台	1	管理センター事務室 救護室
15	ローパーテーション	W900×W1200	台	1	管理センター事務室
16	データワゴン	W700×H1000	台	1	管理センター事務室
17	書類棚	W900×D450×H1100	台	1	管理センター事務室
18	書類棚	W900×D450×H1038	台	3	管理センター事務室
19	金庫	W600×D570×H1250	台	1	管理センター事務室
20	ロッカー	W900×D520×H1800	台	4	管理センター事務室 更衣室 男子2/女子2
21	固定電話機(内線・外線)	OKI	台	6	管理センター事務室
22	PHS子機	OKI	台	12	管理センター事務室
24	自転車	ブリジストン、折りたたみ式	台	1	
25	打合机	W1800×D450	台	3	インストラクター控室
26	椅子	打合机用	台	8	インストラクター控室
27	書類棚	W900×D450×H1038	台	2	インストラクター控室
28	ロッカー	W900×D460×H1800	台	2	インストラクター控室
29	受付カウンター		台	1	体験学習施設EVホール
30	受付サイドハイカウンター		台	1	体験学習施設EVホール
31	コインロッカー	HLE-9436-B9	台	4	体験学習施設EVホール
32	コインロッカー	NEO3W 2列3段	台	1	体験学習施設EVホール
33	スタッフチェア	KOKUYU/CR-120	台	2	体験学習施設EVホール
34	カウンターバック棚	L3700	台	1	体験学習施設EVホール
35	タブレットトレイ	317×282×110	台	20	体験学習施設EVホール
36	タブレット移動ラック	450×620×1075	台	1	体験学習施設EVホール
37	タブレット本体	ネクサス7(NEXUS7)	台	240	体験学習施設EVホール
38	スタート時間案内サインスタンド	600×1200 スタンド(ベルク:263)	台	1	体験学習施設EVホール
39	守衛カウンター		台	1	体験学習施設通路
40	パーテーション	FSK-28AGC-Z5T5	台	1	体験学習施設市街地
41	伝言体験用台	700*500*900	台	1	体験学習施設市街地
42	自動車		台	3	体験学習施設市街地
43	自動販売機(中古品)		台	2	体験学習施設市街地
44	50インチプラズマディスプレイ	TH-50PH11KR	台	1	体験学習施設市街地内収蔵庫(保管)
45	100インチスクリーン	GSR-100HDW	台	2	体験学習施設PCコーナー
46	防火倉庫資機材	テント	台	1	体験学習施設市街地内収蔵庫(保管)
47	防火倉庫資機材	防火用倉庫	台	1	資機材置場(屋外)
48	体験型ワークショップ資機材	AEDトレーニングシステム	台	2	体験学習施設避難場所・避難所
49	体験型ワークショップ資機材	仮設トイレ ラップホンレッカー	台	1	体験学習施設避難場所・避難所
50	体験型ワークショップ資機材	仮設トイレ ヤマハ発動機EF900is	台	1	体験学習施設避難場所・避難所
51	PDA返却カウンター	既製折畳みテーブル	台	3	体験学習施設避難場所・避難所
52	スタッフチェア		台	1	体験学習施設避難場所・避難所
53	展示什器	W940*D640*H750	台	34	体験学習施設災害とくらしの学習コーナー ／自助体験コーナー／PCコーナー
54	カウンター	W3600*1300*D600*H950	台	1	体験学習施設自助体験コーナー
55	スタッフチェア	KOKUYO/CR-12D	台	1	体験学習施設自助体験コーナー
56	軽量棚	ERR-17345-0-TE#6 ERR-17365-0-TE#2	台	1	体験学習施設自助体験コーナー
57	DVDチェア	PJK-711AP-Z5R6	台	4	体験学習施設首都直下地震特設コーナー
58	ラウンジソファ	8353ES-FBAG#4 8353EL-FBAG#6	台	1	体験学習施設首都直下地震特設コーナー
59	PCソファ	L8500ピニルレザーAクラス程度下台化粧版	台	1	体験学習施設首都直下地震特設コーナー
60	アンケーターカウンター	2400*400*100 化粧版	台	1	体験学習施設首都直下地震特設コーナー
61	アンケーター収納	1180*600*2400 化粧版	台	1	体験学習施設首都直下地震特設コーナー
62	オリエンテーションクイズ用四面自立壁	1200×1200×1800	台	1	体験学習施設災害とくらしの学習コーナー
63	PC什器	1200×600×700	台	6	体験学習施設PCコーナー/地域情報コーナー
64	M8映像モニター	60インチモニター、BDレコーダー	台	1	体験学習施設PCコーナー
65	スツール	ビグティス CK-770JY08	台	32	体験学習施設首都直下地震特設コーナー/PCコーナー
66	パネルスクリーン	自立型ガラスパネル SN-WSP1215KDNB3	台	7	体験学習施設PCコーナー
67	展示パネル	アクテス 穴開きパネル SN-PB0918W	台	3	体験学習施設地域情報コーナー
68	傾斜棚	SNC-PB09	台	3	体験学習施設地域情報コーナー
69	見学窓子供見学用ステップ	2700*900*300 2分割	台	1	見学窓
70	B1F見学コース配管用傾斜台	900*900*200	台	4	免震層
71	カウントセンサー	GSP1-55/GSPA	台	1	エントランス風除室
72	カーテン	W900×H1800	組	1	管理センター事務室 救護室
73	書類受ボックス	W250×D320×H260	台	1	管理センター事務室 コピー機横
74	案内板	H1000	台	1	管理センター事務室 センター入り口
75	バックホウ		台	1	
76	軽ワゴン		台	1	

購入備品一覧

H28

品 目	規 格	単 位	数 量	購入年月日	設置場所
ベンチ	W880×D1,555×H595	台	4	H29.3.25	本部棟ガラス壁面

H29

品 目	規 格	単 位	数 量	購入年月日	設置場所
該当なし					

H30

品 目	規 格	単 位	数 量	購入年月日	設置場所
該当なし					

備品以外の残存物品一覧

H28

名 称	数 量	備 考
濁度色度計	1	管理センター
車椅子	2	管理センター

H29

名 称	数 量	備 考
濁度色度計	1	管理センター
車椅子	2	管理センター
リヤカー	1	管理センター

H30

名 称	数 量	備 考
濁度色度計	1	管理センター
車椅子	2	管理センター
リヤカー	1	管理センター

危機管理対応実績・報告①<事故対応等>

【H28年】

7件

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月			2				2
5月			2				2
6月							0
7月			1				1
8月			1				1
9月							0
10月							0
11月							0
12月							0
1月							0
2月		1					1
3月							0

【H29年】

10件

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月							0
5月							0
6月			4				4
7月							0
8月			2				2
9月			1				1
10月						1	1
11月							0
12月					2		2
1月							0
2月							0
3月							0

【H30年】

4件

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月							0
5月	1		1				2
6月			2				2
7月							0
8月							0
9月							0
10月							0
11月							0
12月							0
1月							0
2月							0
3月							0

平成28年度

●事故

◎発生日時	◎事故の対分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者の年齢	○負傷者の性別	○相手方の分類	○相手方の年齢	○相手方の性別
2016/4/24	病気(急性)	急性アルコール中毒	救急搬送	BBQ	利用者	20代	男			
2016/5/3	事故	骨折の疑い	救急搬送	チェーンゲート	利用者	70代	女			
2016/5/15	事故	裂傷	病院で縫合	ヘリポート広場	利用者	50代	男			
2016/7/2	事故	裂傷	救急搬送	ヘリポート広場	利用者	50代	男			
2016/8/4	病気(急性)	急性アルコール中毒	救急搬送	エントランス広場	利用者	20代	女			
2017/2/21	事故	火災報知器発報	発報のみ	煙体験室						

平成29年度

●事故

◎発生日時	◎事故の対分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者の年齢	○負傷者の性別	○相手方の分類	○相手方の年齢	○相手方の性別
2017/6/3	病気(急性)	熱中症	救急搬送	ハリポート広場	利用者	20代	男			
2017/6/15	事故	骨折	救急搬送	エントランス広場	利用者	30代	女			
2017/6/25	事故	受傷	病院で治療	レクチャールーム	利用者	10歳未満	女			
2017/6/29	病気(急性)	アレルギー	救急搬送	本部棟	利用者	10歳未満	男			
2017/8/6	事故	裂傷	救急搬送	都立公園草地広場	イベントスタッフ	10代	男			
2017/8/26	病気(急性)	急性アルコール中毒	救急搬送	北側園路テント倉庫前	利用者	20代	男			
2017/9/10	事故	骨折	救急搬送	ハリポート草地広場	利用者	40代	男			
2017/10/4	事件	外来生物	セアカゴケグモ	都側西口門付近						
2017/12/3	事故	物損	スプリング破損	チェーンゲート						
2017/12/27	事故	物損	スプリング破損	チェーンゲート				バス		
								普通車両		

平成30年度

● 事故

◎発生日時	◎事故の対分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者の年齢	○負傷者の性別	○相手方の分類	○相手方の年齢	○相手方の性別
2018/5/13	病気(急性)	急性アルコール中毒	救急搬送	エントランス広場	利用者	30代	男	乗用車		
2018/5/20	事故	物損	スプリング破損	チェーンゲート	利用者	10代	男			
2018/6/2	病気(急性)	熱中症	救急搬送	ヘリポート広場	利用者	20代	女			
2018/7/26	病気(急性)	急性アルコール中毒	軽度	本部棟	利用者					

危機管理対応実績・報告②<自然災害、火災>

【H28】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2016/8/17	台風		台風7号	なし	なし
2016/8/22	台風		台風9号	休園	なし

【H29】

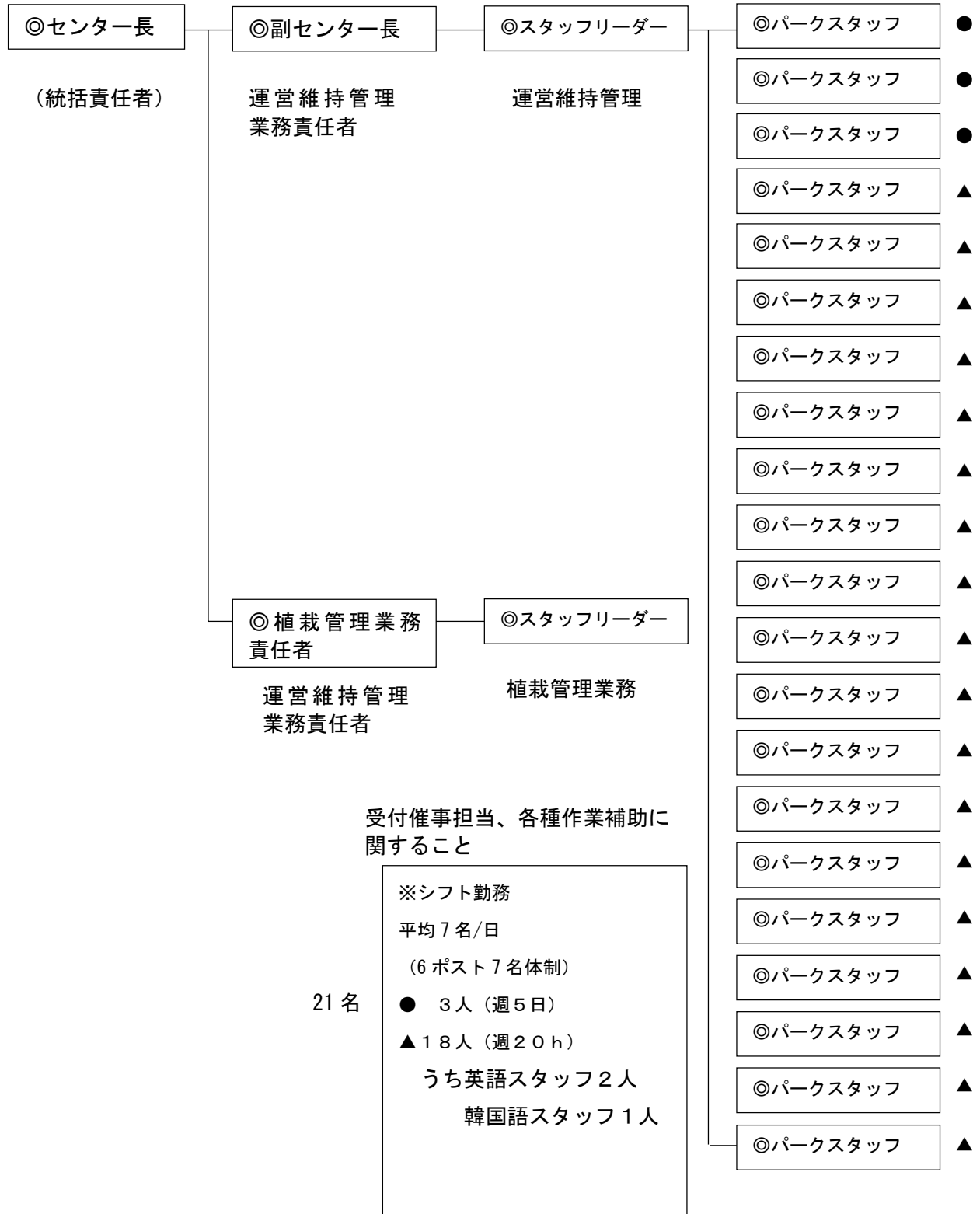
災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2017/8/8	台風		台風5号	なし	なし
2017/9/18	台風		台風18号	なし	なし
2017/9/23	台風		台風21号	なし	なし
2017/9/30	台風		台風22号	なし	なし
2018/1/22	雪害		大雪	なし	なし 団体キャンセル多
2018/2/2	雪害		大雪	なし	なし 団体キャンセル多

【H30】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2017/7/28	台風		台風12号	なし	なし 団体キャンセル多

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

H29 年度 国営東京臨海広域防災公園管理センター職員等配置及び職務分担表



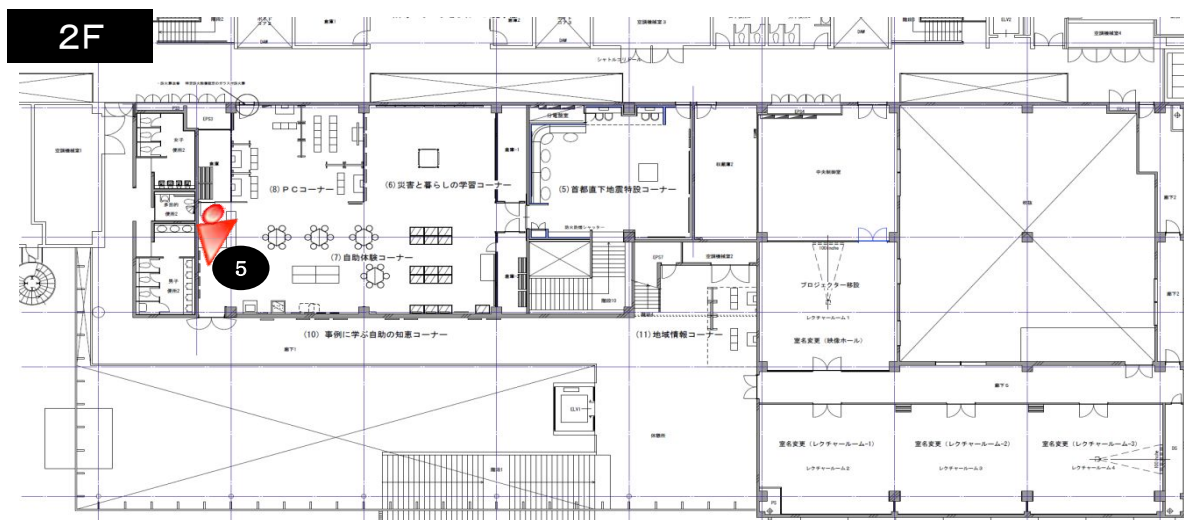
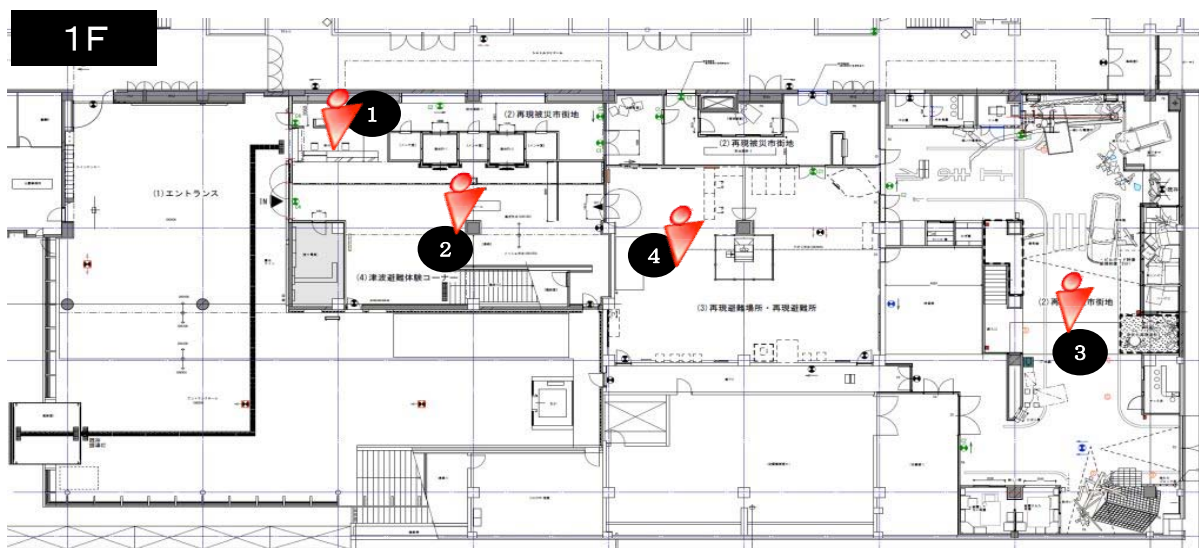
職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

H30年度 国営東京臨海広域防災公園管理センター職員等配置及び職務分担表



パークスタッフ スタッフポスト配置図およびポスト業務

H28.4.~



No	ポスト名	業務内容
①	受付	<ul style="list-style-type: none"> 各種受付業務 / インフォメーション業務 タブレット端末の貸出し・使い方説明
②	搭乗者案内・2階映像ホール案内	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターホールでの待ち列誘導 エレベーター周辺の安全管理
③	再現被災地	<ul style="list-style-type: none"> 来館者の安全監視および展示物目視管理 タブレット端末の使い方補助説明
④	再現避難所	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末の回収、受付への移動 余震体験補助説明
⑤	2F受付	<ul style="list-style-type: none"> 2Fインフォメーション業務 団体見学者のアテンド 自動体験コーナー展示物案内
スタッフリーダー (副センター長)		<ul style="list-style-type: none"> 団体との調整 監視モニターチェック 団体申込の受入れ

統括責任者による外部会議への出席

管理センター長が関わる会議など

【H28】

- | | | |
|---------------------|---------|---------------------------------|
| (1) 事業連絡協議会 | 毎月第2水曜日 | 国、管理センターの連絡会議
出席必須 |
| (2) 防災訓練 | 9月 | 国、警備、施設保全、清掃、
管理センター
出席必須 |
| (3) 臨海副都心まちづくり協議会総会 | 6月 | 臨海副都心まちづくり協議会 |
| (4) 東京消防庁出初式出席 | 1月 | 国、管理センター
出席必須 |

管理センター長が関わる会議など

【H29】

- | | | |
|---------------------|---------|---------------------------------|
| (1) 事業連絡協議会 | 毎月第2水曜日 | 国、管理センターの連絡会議
出席必須 |
| (2) 総合防災訓練 | 11月 | 国、警備、施設保全、清掃、
管理センター
出席必須 |
| (3) 臨海副都心まちづくり協議会総会 | 6月 | 臨海副都心まちづくり協議会 |
| (4) 東京消防庁出初式出席 | 1月 | 国、管理センター
出席必須 |
| (5) 第19回消防関連機関懇親会 | 8月 | 米軍日本管区司令部消防隊 |

管理センター長が関わる会議など

【H30】

- | | | |
|------------------------|---------|-----------------------|
| (1) 事業連絡協議会 | 毎月第2水曜日 | 国、管理センターの連絡会議
出席必須 |
| (2) 臨海副都心まちづくり協議会総会 5月 | | 臨海副都心まちづくり協議会 |

苦情、要望等対応処理

【H28年】

期間	件数
4月	0
5月	1
6月	0
7月	0
8月	0
9月	0
10月	1
11月	1
12月	0
1月	0
2月	1
3月	0
計	4

【H29年】

期間	件数
4月	0
5月	2
6月	0
7月	2
8月	2
9月	0
10月	0
11月	1
12月	1
1月	0
2月	1
3月	0
計	9

【H30年】

期間	件数
4月	0
5月	1
6月	0
7月	0
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
計	1

紙媒体（種類、発行部数）

月	平成28年度発行部数			平成29年度発行部数			平成30年度発行部数		
	ポスター	オレンジ チラシ	イベント チラシ	ポスター	オレンジ チラシ	イベント チラシ	ポスター	オレンジ チラシ	イベント チラシ
4月		10,000	9,500			12,000			13,500
5月			9,500			8,000		5,000	12,000
6月		10,000	9,500			12,000			13,300
7月			18,500			12,000			13,000
8月		15,000	35,000		3,000	12,000			
9月			9,500		5,000	11,000			
10月	50	20,000	9,500		5,000	18,000			
11月		12,000	11,000		5,000	17,000			
12月	10		13,000			14,000			
1月			9,500			14,000			
2月			13,000		5,000	14,000			
3月			9,500			13,500			
計		67,000	157,000	0	23,000	157,500	0	5,000	51,800

オレンジチラシ：公園概要の説明用チラシ

イベントチラシ：月1回発行

記者投げ込み実績

【H28年】

月	件数	内容
4月	1	5月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
5月	1	6月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
6月	1	7月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
7月	1	8月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
8月	1	9月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
9月	1	10月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
10月	1	11月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
11月	1	12月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
12月	1	1月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
1月	1	2月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
2月	1	3月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
3月	1	4月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
計	12	

【H29年】

月	件数	内容
4月	1	5月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
5月	1	6月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
6月	1	7月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
7月	1	8月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
8月	1	9月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
9月	1	10月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
10月	1	11月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
11月	1	12月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
12月	1	1月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
1月	1	2月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
2月	1	3月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
3月	1	4月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
計	12	

【H30年】

月	件数	内容
4月	1	5月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
5月	1	6月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
6月	1	7月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
7月	1	8月イベント(朝日新聞、FM東京、TBSテレビ、江東区報等)
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計	4	

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

物品名	数量	使用場所
タブレット	240	そなエリア東京体験ゾーン
車椅子	3	管理センター
タンカ	1	管理センター
バスケットボール	3	園地
バレーボール	2	園地
ドッチボール	2	園地
サッカーボール	3	園地
ゴムボール(幼児用)	4	園地
ドッジビー	6	園地
なわとび	3	園地
紙飛行機(ペーパーグライダー)	3	園地

国営東京臨海広域防災公園巡視計画書

第 1 条 巡視の目的

国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務実施要領に基づき、来園者の安全利用の確保及び公園施設の管理に必要な処置を効果的かつ効率的に行うため定期的に巡視を実施し、災害事故等不慮の事故に備え、緊急の措置を取ることを目的とする。

第 2 条 巡視の機構

- (1) 園内の巡視は、事業者の定める職員・臨時職員により実施する。
- (2) 公園内の巡視は、基本的に班編成（1 班：1～2 人）で行う。

第 3 条 巡視の内容

巡視は、次の項目について調査、点検及び指導、報告を行う。

- (1) 当公園で定められる禁止行為、許可行為、持ち込み禁止物件、制限物件の遵守について、必要に応じた利用者への指導を行う。
- (2) 当公園内の工作物や施設管理状況を調査、点検し報告を行う。
- (3) 当園内の植栽樹木等を調査、点検し報告を行う。
- (4) 当園内の自然環境情報を調査し報告を行う。
- (5) 巡視に合わせて、開園日に 1 回、入園者数の調査を行う。

第 4 条 巡視要領

- (1) 巡視は、開園日の午前 2 回、午後 2 回（終日開園日で計 4 回）行う。
- (2) 巡視は、第 3 条の内容について、それぞれのチェック項目に基づき行うとともに、その結果を日報で報告する。（別添 15 通常巡視内容参照）
- (2) 巡視を行う際は、来園者が巡視を行っているスタッフであることがわかるような表示及び服装を着用するとともに、常に救急パックを携帯する。
- (3) 巡視を行っている際、当園内の迷子・苦情・事故・質問等で来園者と直接対応する場合は、明朗かつ親切な態度を保つとともに、その内容と結果を報告する。
- (4) 迷子や事故等で対応に緊急を要する場合、また苦情や質問で適切な対応を要する場合には、巡視を一時中断のうえ報告し指示を受けるなど、速やかに対処する。

建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
修繕に要した 総費用(円) (税抜)	1,338,522	1,136,553	356,433

*ここで示す総費用には「点検」を含んでいる。また、「諸資材購入費」は含まれていない。

修繕履歴(平成28年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)		
建物管理	建物維持修繕	タブレットサーバー維持費 体験学習施設修繕					1,338,522		
							1,338,522		
								1,236,354	
			H28.7.23	体験学習施設	再現被災地		照明用ライト交換	3,599	
			H28.10.5	体験学習施設	再現被災地		振動装置アンプ修繕	21,900	
			H28.10.6	体験学習施設	再現被災地		スモークマシン修理	30,240	
			H28.11.3	体験学習施設	映像ホール		プロジェクタランプ交換	65,880	
			H28.11.23	体験学習施設	レクチャールーム		操作卓修繕	30,484	
			H28.12.6	体験学習施設	津波避難体験コーナー		スポットライト電球修繕	631	
			H28.12.6	体験学習施設	防災体験ゾーン学習ゾー		スポットライト電球修繕	1,262	
			H29.1.6	体験学習施設	傾いたビルプロジェクタ		プロジェクタランプ交換	198,720	
			H29.2.2	体験学習施設	防災体験ゾーン学習ゾー		スポットライト電球修繕	1,262	
			H29.2.12	体験学習施設	再現被災地		照明用ライト交換	3,599	
			H29.2.25	体験学習施設	街の映画館プロジェクタ		プロジェクタランプ交換	65,880	
			H29.3.21	体験学習施設	起震機		定期点検	137,160	
			H29.3.21	体験学習施設	再現被災地造型物点検		落下するエアコン室外機・看板他	220,000	
			H29.3.29	体験学習施設	再現被災地演出危機点検		エレベーター モニタ 映像 音響設備点検	220,000	
			H29.3.31	体験学習施設	大型モニタ交換		演出エレベーター上モニタ交換	235,737	
					園地修繕				102,168
H28.8.10	屋上庭園	灌水設備点検修理作業		灌水ホース補修	18,684				
H28.10.3	エントランス広場	噴水周囲ベンチ補修		座板交換、噴水石張り一部補修	64,800				
H29.2.19	屋上庭園	灌水設備点検修理作業		灌水ホース補修	18,684				

修繕履歴(平成29年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)	
建物管理	建物維持修繕	体験学習施設修繕	H29.4.14	体験学習施設	新しい家室内照明	ライト修繕	1,136,553	
			H29.4.25	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	1,905	
			H29.4.28	体験学習施設	津波避難体験コーナー	スポットライト交換	631	
			H29.4.30	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	631	
			H29.5.17	体験学習施設	防災学習ゾーン	照明用ライト交換	631	
			H29.5.27	体験学習施設	再現被災地	照明用ライト交換	1,262	
			H29.5.27	体験学習施設	再現被災地	照明用ライト交換	3,599	
			H29.6.11	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	631	
			H29.6.14	体験学習施設	スポットライト電球修繕	照明用ライト交換	631	
			H29.6.29	体験学習施設	防災学習ゾーン	照明用ライト交換	631	
			H29.7.8	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	631	
			H29.7.8	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	631	
			H29.8.10	体験学習施設	プロジェクト内部部品交換	フィルター交換	9,504	
			H29.8.31	体験学習施設	防災学習ゾーン	照明用ライト交換	631	
			H29.9.2	体験学習施設	津波避難体験コーナー	スポットライト交換	1,262	
			H29.10.22	体験学習施設	防災学習ゾーン	実験装置修繕	360	
			H29.11.5	体験学習施設	映像ホール	プロジェクトランプ交換	65,880	
			H29.11.13	体験学習施設	再現被災地プロジェクト	プロジェクトランプ交換	65,880	
			H29.12.3	体験学習施設	防災学習ゾーン	照明用ライト交換	631	
			H30.1.22	体験学習施設	再現被災地造型・稼働物メンテナンス	落下するエアコン室外機・看板他	288,200	
		H30.2.3	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	5,472		
		H30.2.4	体験学習施設	防災ギャラリー	照明用ライト交換	1,368		
		H30.3.19	体験学習施設	再現被災地	エレベーターモニタ映像音響設備点検	65,000		
		H30.3.19	体験学習施設	起震機定期点検	起震機点検	137,160		
		H30.3.19	体験学習施設	再現難場所タレット通信機器	無線ルーター交換	213,000		
		H30.3.29	体験学習施設	再現被災地プロジェクト	ランプ交換	184,000		
				園地修繕				85,068
				H29.5.30	有明口	掲示板修繕	アクリル板交換	39,960
				H29.12.22	エントランス広場	噴水補修	モルタル補修	23,760
				H30.3.2	エントランス広場	噴水補修	縁石補修	21,348

清掃場所、箇所、内容、方法及び頻度等

1. 清掃場所、箇所

- ・体験学習施設のうち清掃業務以外の範囲（下図参照：橙色スペース）。
- ・園内（都立公園側を除く）及び屋上庭園（下図参照）。

【体験学習施設】

【1階】



■ 防災関連部
■ 体験学習施設
■ 共用エリア
■ 設備機械エリア

【2階】



(橙色スペース) : 体験学習施設

【園内・屋上庭園】

屋上庭園



2. 清掃内容、方法

【体験学習施設】

- ・利用者が快適に展示装置等を利用できるよう、常時清潔かつ快適な施設環境を保つ。
- ・目に見える埃、ごみ、汚れ、シミ、落書きがないように努める。

【園地、工作物】

- ・公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量、天候等に即応して適切な措置をとり、常時公園内・屋上庭園を清潔に保つ。
- ・舗装面のガム等の汚れは早めに除去し、美観を保つ。
- ・汚れの除去は工作物の腐食防止の観点からも行う。
- ・園内にごみ箱が設置された場合はごみの回収を行う。
- ・調査職員から指示された場合は、その作業を行う。

＜その他留意事項＞

- ・本部棟は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物である。
- ・別業務において、害虫防除作業、タイルカーペット洗浄、窓ガラス清掃を実施する時には、実施時期の調整、什器類の移動等を行う。
- ・園内のごみの発生量や分別作業を抑制するため、利用者動向に配慮してごみ箱の設置方法、箇所数や設置場所を決定し、必要に応じて見直しを行う。
- ・調査職員から指示された場合は、その作業を行う。
- ・業務において発生した廃棄物は所定の場所に運搬し、堆積すること。堆積場所は本部棟内の塵芥室を予定している。都立公園内のごみ管路投入施設への投入作業を本業務において実施する場合がある。

3. 清掃頻度

- ・1日1回(半日程度)とする。

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H 2 8】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要（肥料名等）
芝生	施肥・人力	1回	10730.4 m ²	草地広場	N16-P10-K14 バーディーグリーン
中低木	施肥・人力	1回	183本	園内全域	N10-P10-K10-Mg1 ニチリンパワー1号
中低木	施肥・人力	1回	3312.1 m ²	園内全域	N10-P10-K10-Mg1 ニチリンパワー1号
高木	施肥・人力	1回	236本	園内全域	N12-P6-K6-Mg2 ウッドエース
草花	施肥・人力	1回	2707.7 m ²	園内全域	N10-P10-K10-Mg1 ニチリンパワー1号

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H 2 9】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要（肥料名等）
芝生	施肥・人力	1回	5573.5 m ²	草地広場	N16-P10-K14 バーディーグリーン
中低木	施肥・人力	1回	184本	園内全域	N10-P10-K10-Mg1 ニチリンパワー1号
中低木	施肥・人力	1回	3176.6 m ²	園内全域	N10-P10-K10-Mg1 ニチリンパワー1号
高木	施肥・人力	1回	256本	園内全域	N12-P6-K6-Mg2 ウッドエース
草花	施肥・人力	1回	2798.7 m ²	園内全域	N10-P10-K10-Mg1 ニチリンパワー1号

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H30】

該当なし

農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）

【H28】

	種 別	作業回数	時期	施工数量	施工箇所等	摘要（肥料名等）
高木	農薬散布・人力	2回	8, 9月	200m l	エントランス広場	スミチオン乳剤
高木	農薬散布・人力	1回	8月	20g	屋上庭園	マンネブダイセン M

【H29】

	種 別	作業回数	時期	施工数量	施工箇所等	摘要（肥料名等）
高木	農薬散布・人力	3回	5, 6, 9月	300m l	屋上庭園、多目的広場、エントランス広場	スミチオン乳剤
高木	農薬散布・人力	1回	6月	50g	エントランス広場	マンネブダイセ M

【H30】

該当なし

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

【H28】

発生物	発生量	処理方法	備 考
芝・草除草クズ	6351.6kg	ゴミ処理場	一部を花壇のマルチングとして使用

【H29】

発生物	発生量	処理方法	備 考
芝・草除草クズ	5502.4kg	ゴミ処理場	一部を花壇のマルチングとして使用

【H30】

該当なし

収益事業、売上げ等

【H28】

施設名称	営業場所	開設期間
そなえカフェ	本部棟(エントランスホール)	平成28年4月1日～平成29年3月31日
自動販売機(アイス)	本部棟東側水飲み脇	平成28年4月1日～平成29年3月31日
自動販売機(飲料)	本部棟東側水飲み脇	平成28年4月1日～平成29年3月31日
自動販売機(飲料)	がん研有明病院門扉東側	平成28年4月1日～平成29年3月31日
バーベキューガーデン	多目的広場	平成28年4月1日～平成29年3月31日
ふれあい動物園	園地	平成28年5月1日、11月16日、平成29年3月19日

【H29】

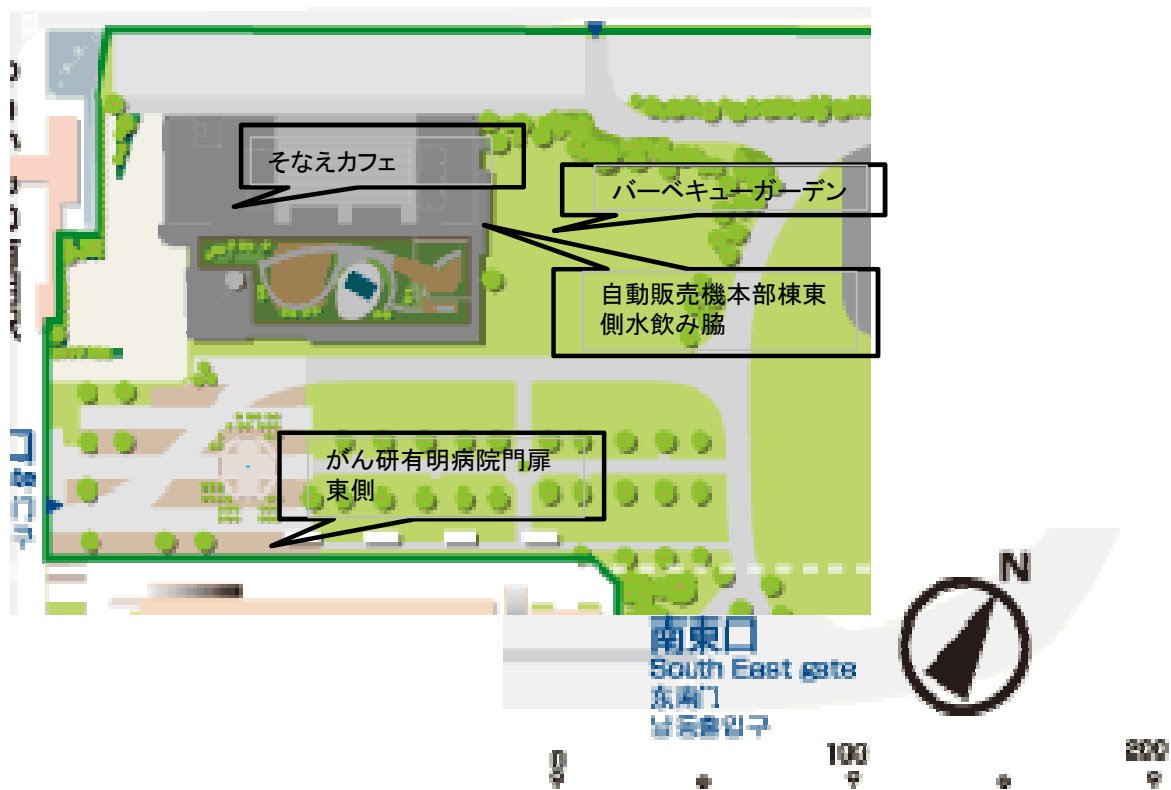
施設名称	営業場所	開設期間
そなえカフェ	本部棟(エントランスホール)	平成29年4月1日～平成30年3月31日
自動販売機(アイス)	本部棟東側水飲み脇	平成29年4月1日～平成30年3月31日
自動販売機(飲料)	本部棟東側水飲み脇	平成29年4月1日～平成30年3月31日
自動販売機(飲料)	がん研有明病院門扉東側	平成29年4月1日～平成30年3月31日
バーベキューガーデン	多目的広場	平成29年4月1日～平成30年3月31日
ふれあい動物園	園地	平成29年4月30日、11月5日、平成30年3月18日

【H30】

施設名称	営業場所	開設期間
そなえカフェ	本部棟(エントランスホール)	平成30年4月1日～平成31年3月31日
自動販売機(アイス)	本部棟東側水飲み脇	平成30年4月1日～平成31年3月31日
自動販売機(飲料)	本部棟東側水飲み脇	平成30年4月1日～平成31年3月31日
自動販売機(飲料)	がん研有明病院門扉東側	平成30年4月1日～平成31年3月31日
バーベキューガーデン	多目的広場	平成30年4月1日～平成31年3月31日
ふれあい動物園	園地	平成30年5月27日、6月24日

売上

施設名	売上額(円)	備考
そなえカフェ	14,387,602	2年平均
自動販売機本部棟東側水飲み脇(アイス)	123,102	2年平均
自動販売機本部棟東側水飲み脇(飲料)	683,483	2年平均
自動販売機がん研有明病院門扉東側(飲料)	446,611	2年平均
バーベキューガーデン	75,989,227	2年平均
ふれあい動物園	21,667	平成28年5月1日
ふれあい動物園	17,061	平成28年11月16日
ふれあい動物園	11,985	平成29年3月19日
ふれあい動物園	16,873	平成29年4月30日
ふれあい動物園	26,038	平成29年11月5日
ふれあい動物園	17,954	平成30年3月18日
ふれあい動物園	14,060	平成30年5月27日
ふれあい動物園	13,755	平成30年6月24日



自主事業、売上げ等

【H28】

施設名称	営業場所	開設期間
ガイドツアー	本部棟(72hツアー)	平成28年4月1日～平成29年3月31日

【H29】

施設名称	営業場所	開設期間
ガイドツアー	本部棟(72hツアー)	平成29年4月1日～平成30年3月31日

【H30】

施設名称	営業場所	開設期間
ガイドツアー	本部棟(72hツアー)	平成30年4月1日～平成31年3月31日

売上

施設名	売上額(円)	備考
ガイドツアー	5,971,845	2年平均



ガイド付き見学コース(有料)

【H28】

年 月	回数	参加人数	売上(千円)
H28 4	16	483	256
5	12	392	247
6	33	775	518
7	42	1,152	652
8	25	645	399
9	30	847	484
10	28	846	480
11	46	1,189	753
12	23	572	351
H29 1	16	484	262
2	38	1,042	626
3	30	684	465

※30名まで15,500円、30名を超える場合は、お一人様につき520円(税込)加算。
(最大定員45名まで)

ガイド付き見学コース(有料)

【H29】

年 月	回数	参加人数	売上(千円)
H29 4	22	792	411
5	22	477	509
6	32	791	487
7	43	913	554
8	23	676	374
9	37	1,200	622
10	52	996	855
11	56	1,012	902
12	17	471	277
H30 1	15	321	239
2	41	933	673
3	35	1,279	582

※30名まで15,500円、30名を超える場合は、お一人様につき520円(税込)加算。
(最大定員45名まで)

ガイド付き見学コース(有料)

【H30】

年 月	回数	参加人数	売上(千円)
H30 4	17	426	269
5	30	730	491
6	37	1,063	607
7	30	900	545
8			
9			
10			
11			
12			
H30 1			
2			
3			

※30名まで15,500円、30名を超える場合は、お一人様につき520円(税込)加算。
(最大定員45名まで)

ガイド付き見学コース（有料） 申込用紙

ガイド付き見学コース(有料)お申込みについて



内容をご確認の上、ガイド付き見学コース申込書をFAXまたはメールにてご送信くださいますようお願いいたします。

■お申込の流れ

空き状況の確認

お申込み前に、見学希望日の空き状況を電話にてご確認ください。
 ※お申込みが同日時に重複し混雑が予想される場合は、日程または時間の調整をお願いする場合がございます。
 ※団体見学申込みを受付けた場合でも、施設内には他のお客様もいらっしゃいます。貸切ではございませんのでご了承下さい。

申込書の送付 FAXまたはメール送信

専用フォームにお申込み内容をご記入いただき、FAXまたはメールにてお申込みください。
 ※見学実施月の6ヶ月前の1日からご見学実施日の1週間前まで申込みを受け付けます。
 例)ご見学日平成23年11月25日のお申込み：平成23年5月1日から11月18日まで ※お申込みは先着にて受け付けます。

確認書の送付 FAX送信

お申込み書受領後、管理センターから申込内容の申込確認書(料金のご請求)をFAXにて送付いたします。
 申込確認書の送付をもって「仮予約」となります。

■料金について

料金(定員30名):¥15,000-(税込)
 ※30名を超える場合、お一人様につき500円(税込)加算されます(最大定員45名まで)。
 ※未就学児は無料(お土産はつきません)。

ご見学実施日の1週間前までに、料金を下記銀行口座にご入金ください。
 管理センターにて、ご入金の確認後、入金確認書をFAXにて送付いたします。
 料金受領書の送付をもって「予約完了」となります。
 ※ご見学実施日の1週間前が銀行休業日の場合は前営業日にご入金ください。
 ※領収書の受取をご希望の場合は、見学当日、振込入金明細書をお持ちください。
 振込入金明細書と引き換えに、現地にてお渡しいたします。

ご入金口座:みずほ銀行 池袋支店 普通預金 口座番号:1518989 口座名:セイブゾウエン(カ)*
 ※ATMからご入金の場合には、口座名が「コクエイトウキョウリンカイコウイキボウサイコウエンワン...」と表示される場合がございます。

*1週間前:ご見学実施日の前日から起算し、さかのぼって7日目
 例)平成23年4月15日(金)のご見学→平成23年4月8日(金)まで(8日含む)にご入金

◆キャンセル料について:
 予約完了後にキャンセルされる場合、下表の通りキャンセル料を申し受けます(税込)。
 ※全額入金済みの場合は、ご指定の口座に振込手数料を引いた差額を返金いたします。
 ※キャンセル料は、人数減少による金額の変更にも適用されます。
 例)45名でのお申込み→30名に変更:15名様分のキャンセル料を申し受けます。

◆キャンセル料

1週間前～前々日	前日	当日
¥4,500	¥6,000	¥15,000
代金の30%	代金の40%	代金全額

■ 駐車場利用について バス等の大型車両(※)のみ事前申込みで駐車ができます。(※1台あたり乗車人数11名以上)
 原則として見学時間内のご利用となります。

■ご見学スケジュール

経過時間	各所要時間	項目	内容
05分前	05分	◇ご到着～ご集合	・手洗いや消毒液を済ませていただき、エントランスにご集合ください。
00分	10分	① オリエンテーション	・ガイドスタッフより「施設概要説明」「本日のスケジュール案内」などを行います。
10分	20分	② オペレーションルーム見学室	・見学室よりオペレーションルーム見学(スタッフより概要説明) ・当施設地下の危険箇所を案内・解説
30分	30分	③ 防災体験ゾーン「東京直下72hツアー」	・ニンテンドーDSから出題されるクイズを解きながら「首都直下地震」発生から避難までの一週間の流れを体験できる、当施設のメインツアーです。
60分	30分	④ DSクイズ解説～「72時間生き抜くヒント」解説	・再集結場所にて「東京直下72hツアー」出題クイズの解説～「72時間生き抜くヒント」の解説 ・出題に対しての質疑応答 ・その他、質疑応答
90分	-	◇終了～ご出発	・ノベルティー品・防災グッズなど心ばかりのプレゼントをお持ち帰りください。 ・出発までお時間がある場合は、防災チャラリ、情報コーナーなどを自由にご見学ください。

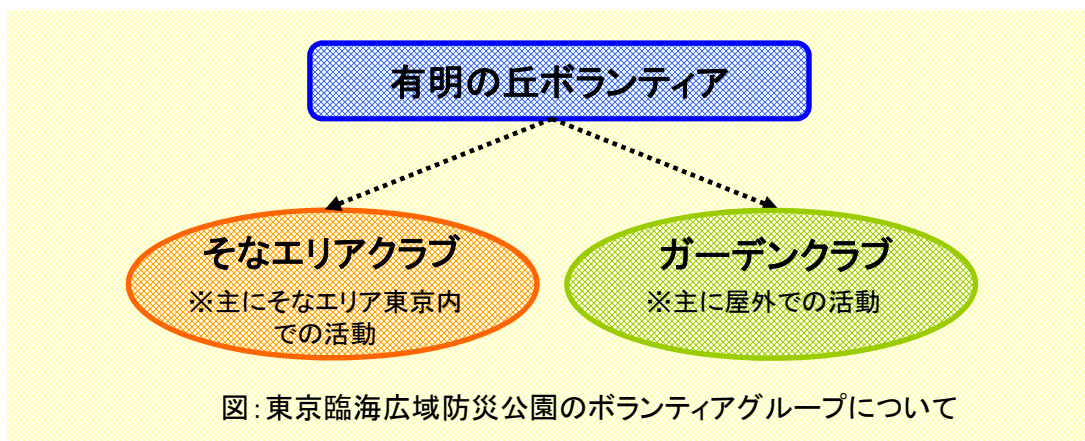
※上表②オペレーションルーム見学と③「東京直下72hツアー」・④DSクイズ解説は状況により前後する場合があります。

ボランティア活動(業務内容 等)

「有明の丘ボランティア」について

○有明の丘ボランティアが目指すこと

有明の丘ボランティアとは、東京臨海広域防災公園の設置目的を理解し、美しく魅力的な公園となるよう活動をおこなうボランティア団体です。また、近隣同士のふれあいを作ることによる地域の安全、防災について話すきっかけづくりとし、地域防災の向上につなげていくことを目指します。



1. 「ガーデンクラブ」について

(1)「ガーデンクラブ」が目指すこと

「ガーデンクラブ」は草花を通じて、ボランティア同士のふれあいの場、公園関係者との交流の場として、防災公園を身近な場所と感じて頂き、安心して楽しめる公園として魅力アップを図ることを目的としています。

(2)活動内容

- 園地植物のお手入れ** ……花壇、草花プランター、の植付けとそれらのお手入れ、花苗の育成、誘引作業等
- イベントのお手伝い** ……お客様にイベントの説明、誘導、試作品づくり、等。

(3)活動日時・集合場所

○活動日時

毎週水曜日の9:30~11:00(1.5h)

○集合場所

エントランス(9:30までに集合)

※雨天・荒天の場合は活動中止

判断がつかない場合は管理センターTEL03-3529-2180(活動当日8:30以降)へお問い合わせ下さい。

※公園内のイベントや訓練、大規模災害時は、定期活動の中止をする場合があります。

(4) 準備するもの

活動に必要な資機材は管理センターでお貸しします。手入れをしてお返し下さい。

もちろん、お手持ちのガーデン用品(剪定バサミ等)があれば持参していただいても構いません。

活動するための服装(作業着、長靴、帽子)、その他(タオル、飲み物等)は各自でご用意をお願い致します。**貴重品以外の荷物は体験学習施設エントランスホールの鍵付ロッカーに入れることができます。(※当日のお客様の利用状況により使用が出来ない場合もございます。)**

(5) 活動ルール

○活動を行う時は必ず管理センターで配布したネームカードをつけてください。

○ボランティアの活動中は公園スタッフの一員です。活動は他のお客様の妨げにならないように十分注意して下さい。

○お客様に質問された場合には、丁寧に應對し、分からない事があった場合は管理センター職員に連絡、報告して下さい。

○活動中に事故やトラブルが発生した場合は、管理センターに報告するとともに、その後の対応は管理センターの指示に従って下さい。

○活動中の事故やケガはボランティア保険が適応されますが、事故やケガは自己責任が前提となりますので、安全には十分注意して活動して下さい。軽度の怪我であれば管理センターに救急箱がありますので、そちらをご利用下さい。

○参加された方には順番で、ボランティア日誌を書いております。その日の活動内容と、感想や要望など何でも構いません。

○園内は指定場所以外禁煙となっています。活動中の喫煙はご遠慮下さい。

○当パートナーズは反社会的勢力と関わりがあると認められる個人、および団体は、当グループの規程に基づき登録は認めません。登録後に反社会的勢力と関わりがあることが判明した場合でも、その時点で直ちに登録を取り消しさせていただきます。

(6) 登録について

○有明の丘ボランティアに参加希望の方は、本説明会資料を十分に理解のうえ、ボランティア登録を行って下さい。登録は年度毎に行います。

○活動に参加される方は安全の為、管理センターでボランティア保険加入手続きを行います。有効期限は年度末まで有効です。

○登録料は無料です。活動に対する報酬金、交通費、食事代の支給はございませんので、ご了承下さい。

2. 「そなエリアクラブ」について

(1)「そなエリアクラブ」が目指すこと

「そなエリアクラブ」は、防災体験学習施設そなエリア東京での活動を通して、防災への知識を深め、各個人の防災への意識を高め、地域の防災力の向上へとつなげることを目的としています。

- この施設についてより知っていただく
- 防災の知識、72時間生き抜くヒントを身につけていただく
- 各地域での防災活動に役立てること

(2)活動内容

主に2つの活動内容があります。

防災体験学習施設「そなエリア東京」での地震に対する備えの知識を身につけ、一般来館者へのご案内や、防災に関するワークショップ・イベントなどの実施・運営のお手伝いを行います。

- 2F防災学習ゾーンでの案内
防災ゲームや防災アドバイスを行ないます。
- その他
防災イベント、防災ワークショップ等の提案・実施を行ないます。

(3)活動日時・集合場所

○活動日時

毎週水曜日の10:00～11:30 (1.5h)

○集合場所

エントランス広場噴水前(10:00までに集合)

※雨天・荒天の場合は活動中止

判断がつかない場合は管理センターTEL03-3529-2180(活動当日8:30以降)へお問い合わせ下さい。

※公園内のイベントや訓練、大規模災害時は、定期活動の中止をする場合があります。

(4)活動日時

○活動日

原則として毎週 水曜日・日曜日

活動される方は、前日までに電話・FAX・Eメールにてお知らせ下さい。

○活動時間

午前10時 ～ 12時、午後2時 ～ 4時

(5)ボランティア登録について

有明の丘ボランティアとなる場合には本説明会資料を十分にご理解のうえ、ボランティア登録を行ってください。登録は年度毎に行います。

- 活動に参加される方は安全の為、管理センター側でボランティア保険に加入いたします。
有効期限は年度末まで有効です。
- ユニフォームは貸与させていただきます。

ガーデンクラブ活動

【H28】

月	開催回数(月)	参加人数(月)
4	3	11
5	4	14
6	5	19
7	4	18
8	4	9
9	4	15
10	4	10
11	6	14
12	2	12
1	3	9
2	4	14
3	5	28
合計	48	173

【H29】

月	開催回数(月)	参加人数(月)
4	5	21
5	5	15
6	2	7
7	3	9
8	4	11
9	3	12
10	3	10
11	7	15
12	4	24
1	3	7
2	4	14
3	3	16
合計	46	161

ガーデンクラブ活動

【H30】

月	開催回数(月)	参加人数(月)
4	2	6
5	4	24
6	2	9
7	3	7
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合計		

そなエリアクラブ活動

【H28】

月	開催回数(月)	参加人数(月)
4	3	3
5	4	4
6	9	9
7	10	10
8	7	7
9	7	7
10	3	3
11	6	6
12	4	4
1	3	3
2	1	2
3	7	7
合計	64	65

【H29】

月	開催回数(月)	参加人数(月)
4	1	1
5	0	0
6	1	1
7	2	2
8	4	4
9	1	1
10	1	1
11	2	2
12	2	2
1	1	1
2	2	2
3	2	2
合計	19	19

そなエリアクラブ活動

【H30】

月	開催回数(月)	参加人数(月)
4	1	1
5	0	0
6	3	3
7	8	13
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合計		

〇〇公園運営維持管理業務 平成〇〇年度業務評定

【概要】

公園名	〇〇公園
所在地	
事業者	
履行期間	自;平成〇〇年〇月〇日 至;平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象年度	平成〇〇年度

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した 目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容		
評価ランク	優 ・ 良 ・ 可	
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備考		

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H31-35国営東京臨海広域防災公園
運営維持管理業務◇◇・〇〇共同体
代表者氏名 印

平成31年●月●日付けで入札公告のありました「H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。

なお、入札説明書第1章3.(1)1)①、⑥及び2)を満たすこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを証明します。

入札参加希望者が『電子調達システムによるダウンロード』もしくは『発注機関による交付』の方法により直接入札説明書等の入手をしないで申請書を作成された場合、競争参加資格は認められませんので、ご注意ください。
【入札公告2(1)1)⑦記載】

※申請書作成にあたっては、このテキストボックスを削除してから作成してください。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)				
内容種別 1) 2) 3) 4)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1 級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成31年●月●日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○業務責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな 氏名							
生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 3) 4) 5) 6) 7)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 3) 4) 5) 6) 7)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。
- 注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～7)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
- 注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式 1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
総括責任者		○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 関東 太郎
施設・設備維持 管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
植物管理 業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
収益施設等設置管理 運営業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

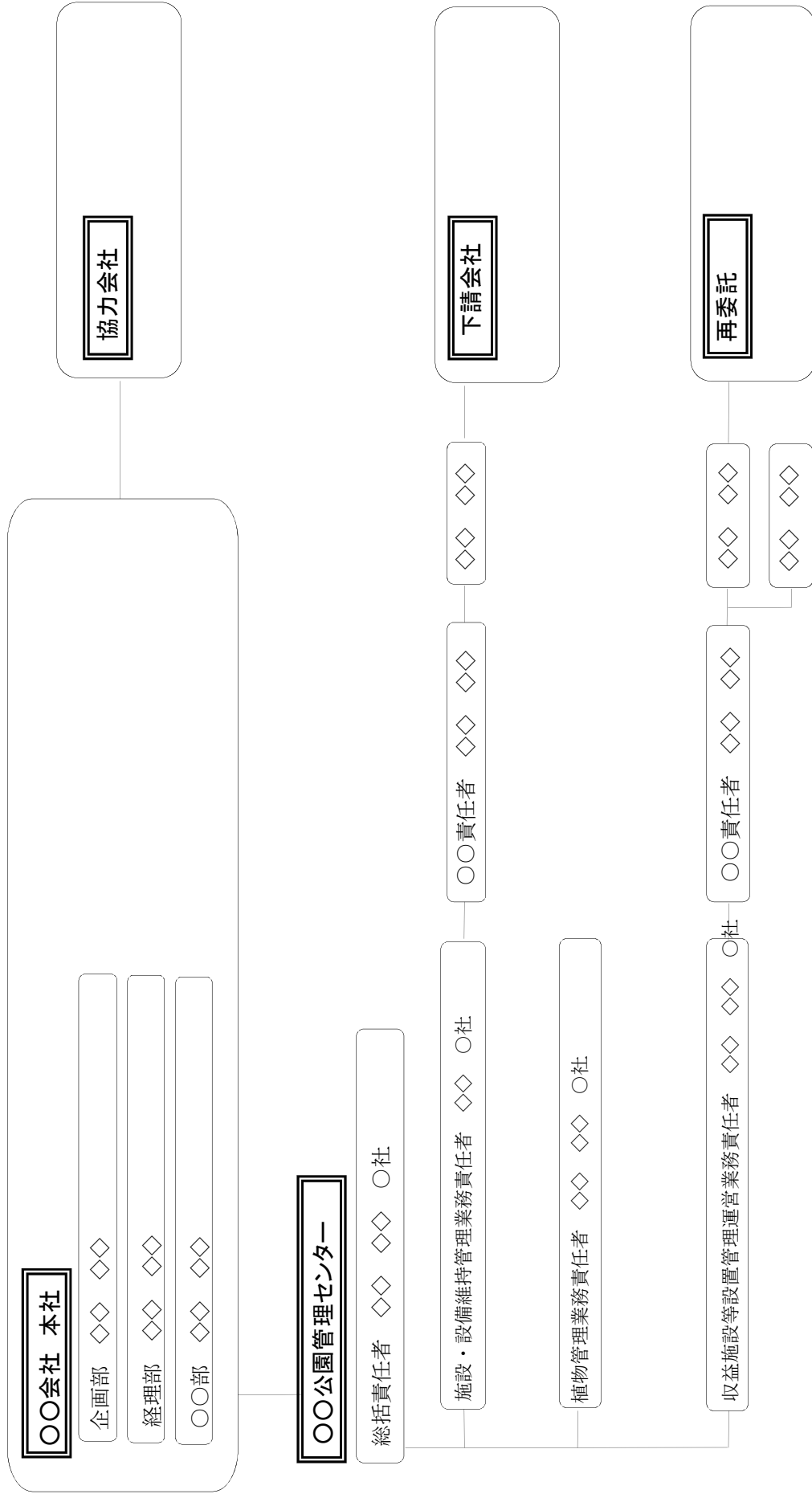
- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は欠格とする。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3.3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、欠格とする。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病氣・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。
- (注) 専任とは、他の工事及び業務等に係る職務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	○○会社 ○○○○
□□業務責任者の下 ○○リーダー						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(提出様式1-5-2) 業務実施体制における提案

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○業務 内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 3) 4) 5) 6) 7)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・ 代表者以外)	公園種別、○ ○施設(園地 管理面積約○ ㎡)、展示面 積、業務内容 等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月
○○○○○○○○○業務 内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 3) 4) 5) 6) 7)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・ 代表者以外)	公園種別、○ ○施設(園地 管理面積約○ ㎡)、展示面 積、業務内容 等を記載。	平成○年○月 ~ 平成○年○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月	○月 ~ 平成○年 ○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ ケ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ケ 月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ケ 月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

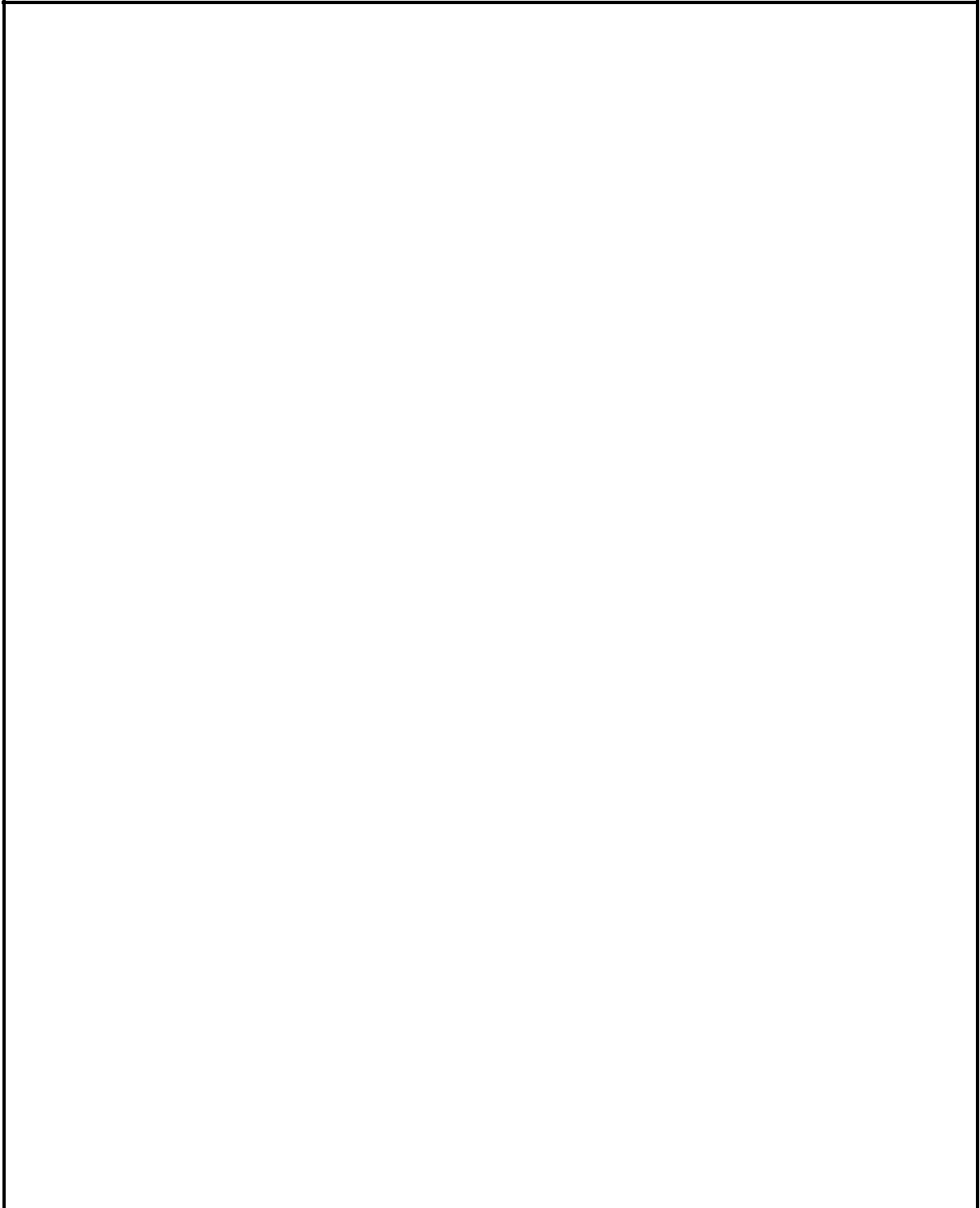
注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式1-6)実施方針



※A4版2枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

※白黒片面印刷で提出すること。

(別紙)

年間業務計画 (作成例)

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と関東太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省関東地方整備局で、平成31年●月●日付けで入札公告のあった「H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成31年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所
氏名 関東 太郎 印

(提出様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	関東 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成31年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設運営実績書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL (FAX)

印

下記収益施設等について、運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営東京臨海広域防災公園 収益施設名	収益施設運営実績 (※1)		収益施設運営予定 (※2)	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者 (共同体構成員を含む)	申請者以外の者 (再委託・下請け等)
1	自動販売機				○ (株)○○
2	バーベキューガーデン	◎ (株)○○		○ (株)○○	
3	飲食・物販施設	○ (株)○○		○ (株)○○	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「⑤収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、国営東京臨海広域防災公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもなくともよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H31-35国営東京臨海広域防災公園収益施設等設置管理運営規定書の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。
また、「H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1-9-2)

収益施設名：○○

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|---------------|--------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| ・ |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 東京都・関東甲信地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。
(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)

※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。

※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時まで提出するものとする。

※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時まで提出するものとする。

(提出様式 1 - 9 - 3)

〇〇施設運営実績

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇 〇〇店 ・東京都〇〇市〇〇 1 - 2 - 3 ・平成〇年〇月
<ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
<ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・構 造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席 数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐 車 場 平面駐車場 普通車20台
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・120,000千円/年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・社員3人、補員5人

※ 提出様式 1 - 9 - 1 の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

関東地方整備局長 殿

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
氏 名 印
(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人
氏 名 印 〕

誓 約 書

平成31年●月●日付けで公告のありました「H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 国営昭和記念公園事務所で平成30年度に実施の「H30昭和・武蔵・有明公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」の受託者である株式会社エイト日本技術開発及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。また、平成31年度に実施の「（仮称）国営昭和記念公園他運営維持管理履行確認等業務」又は「（仮称）昭和・武蔵・有明公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
7. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

(第2面)

(提出様式1-10)

公共サービスの内容	H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務				
公共サービス実施民間事業者	〇〇株式会社	住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目〇番〇号		
親会社等(法人)	〇△株式会社				
主要株主等(法人)	□□株式会社、△△株式会社				
公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等(個人)」 及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」					
上記事業との関係	フリ 氏	ガナ 名	生年月日	性別	住 所
例 役員	コウキョウ 公共	タロウ 太郎	昭和38年7月4日	男	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
例 主要株主 (個人)					
例 親会社の役員					

- ※1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
- ※2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求められる場合があります。

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 (※1)	記載必要事項
落 札 予 定 の 事 場 業 者	個人 の 場 合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法 人	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

- ※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。
- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
 電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
 - ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
 昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、実施要項1.2.1で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「業務責任者の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要項に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施体制における提案」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式 1-10 (第2面) 等

開札後、落札者となるべき者(落札予定者)は、開札後速やかに様式 1-10 (第2面) 及び電磁的記録媒体(CD-R等)を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H31-35国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
 ○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】 (単位：人)

年度	H31	H32				H33				H34				H35		
年間体験学習施設(本部棟)入館者数																
四半期毎体験学習施設(本部棟)入館者数	—	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
年間小・中学生の団体入館者数																
四半期毎小・中学生の団体入館者数	—	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

1. 企画提案項目：○○○の活用
 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

3. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

4. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

5. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
 ※目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
 ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度【数値目標】 (単位：%)

年度	H31	H32				H33				H34				H35		
年間 体験学習施設 のサービスの満 足度																
四半期毎 体験学習施設 のサービスの満 足度	—	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
年間 防災に関する行 催事の満足度																
四半期毎 防災に関する行 催事の満足度	—	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1～5. に、本公園の「基幹的広域防災拠点」の機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数、参加人数【数値目標】

年度	H31		H32		H33		H34		H35	
	開催数 (回)	参加 人数 (人)								
防災関連の 大規模行催事										

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-10)自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数【数値目標】 (単位：件)

年度	H31	H32	H33	H34	H35
年間 マスコミ報道件数	—				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

近隣施設・市民との連携による行催事の開催回数、参加人数【数値目標】

年度	H31		H32		H33		H34		H35	
	開催数 (回)	参加 人数 (人)								
近隣施設との 連携による防災 関連の普及啓 発に関する中規 模の行催事										
市民との連携に よる防災関連の 普及啓発に関 する中規模の 行催事										

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、近隣施設（防災関連部局・近隣の学校施設・公共施設等）との連携による行催事の実施について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4.～5.に、市民（ボランティアやNPO団体等）との連携による行催事の実施について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式2-2-10）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(提出様式 2 - 2 - 9)

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～5.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果
を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提
案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認するこ
と。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **自動販売機**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **バーベキューガーデン**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 3)

1 3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無	あり なし (どちらか一方を記入すること) ※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業)	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇)
<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	プラチナくるみん(特例)認定企業
<input type="checkbox"/>	くるみん認定企業
3. 若者雇用推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業

※1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目（提出様式2-2-3、2-2-11は最大3項目）までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/n, 2/n・・・n/n）。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。やむを得ず法人名を用いる場合には以下の例のように記載するものとする。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

H31-35 国営東京臨海広域防災公園
収益施設等運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 関東地方整備局

【企画書提出時に提出すること】

(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、H31-35 国営東京臨海広域防災公園収益施設等運営計画書を提出します。

記

(1) 所在地 東京都江東区

(2) 対象施設 自動販売機(2箇所)、バーベキューガーデン、飲食・物販施設

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **自動販売機**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **バーベキューガーデン**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-11と同様な内容とする。

(3-1) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

(3-2) バーベキューガーデンの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-3) 飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。